



市川市
子ども・子育て支援
事業計画

平成27年3月

市川市



はじめに

近年、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、国では、新たな支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に制定した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されます。

現在、子どもや子育てをめぐる問題が多く存在し、いまだ少子化に歯止めのかからない状況において、仕事と子育ての両立支援や、多様なライフスタイルに対応した子育て支援は、本市にとりましても大きな課題となっております。

また、児童虐待や発達障害、ひとり親家庭への支援など、すべての子どもの健やかな成長を保障するためには、関係機関との連携による切れ目のない支援が必要であると考えております。

このような中、本市では、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とした「市川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」を基本理念に、子どもを生み育てることを負担ではなく喜びとして感じられるよう、まち全体で子育てを担い、地域で人と人がつながる仕組みを整備し、「子どもの最善の利益」の実現を目指してまいります。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。思いやりのある心の豊かな子どもに成長することが、将来の担い手育成につながると考えております。

今後とも、皆様におかれましては、地域全体で子どもを育む社会を築くため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして多大なご尽力を賜りました市川市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などを通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

市川市長 大久保 博



目次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	3
3	計画の位置づけと期間	6
4	計画の対象	6
II	市川市の子ども・子育てをめぐる現状	7
1	少子化や晩婚化・晩産化	7
2	就労・家族の状況	9
3	市川市の将来人口	13
4	計画期間における就学前児童・小学生の推計児童数	13
III	基本計画	15
1	基本理念・基本方針	15
2	基本目標	16
3	計画の体系	19
IV	子ども・子育て支援の新たな取り組み	20
1	教育・保育提供区域	20
2	幼児期の学校教育・保育（量の見込み・確保方策）	22
3	地域子ども・子育て支援事業（量の見込み・確保方策）	30
4	量の見込みの算定に当たっての考え方	37
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	45
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	47
7	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	48
8	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	53
V	実施計画	54
基本目標 1	子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実	55
施策の方向 1	子どもの権利保障のための取り組みの充実	56
施策の方向 2	子どもの居場所の充実	59
基本目標 2	乳幼児期の教育・保育の充実	62
施策の方向 3	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の計画的整備	63
施策の方向 4	乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進	66
基本目標 3	地域における子育て支援の充実	67
施策の方向 5	多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実	69
施策の方向 6	地域の子育て力向上のための支援の充実	73

施策の方向 7. 子育て相談・情報提供の充実	81
施策の方向 8. 経済支援の充実	85
基本目標 4 子どもと子育て家庭の健康づくり	89
施策の方向 9. 母子保健の充実	90
施策の方向 10. 小児救急医療の充実	96
基本目標 5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援	100
施策の方向 11. 虐待防止・対応のための取り組みの充実	101
施策の方向 12. ひとり親家庭等の自立のための支援の充実	104
施策の方向 13. 発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実	107
基本目標 6 仕事と子育ての両立支援	111
施策の方向 14. 仕事と子育ての両立支援	112
VI 計画を推進するために	115
1 計画の進行管理	115
2 市民や関係機関との連携	118
資料	119

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国におけるこれまでの少子化対策

国は、平成 2 年の 1.57 ショックを契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを社会問題として認識し、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて検討を始めました。平成 6 年にエンゼルプランを策定し、また平成 11 年には、これを見直した新エンゼルプランを策定して、保育だけでなく、雇用や母子保健など様々な分野から少子化対策に取り組んできました。

また、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもや子育て家庭を社会全体で支えるため、地方自治体や企業の行動計画策定を義務づけ、平成 17 年から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを進めてきました。また、同年には「少子化社会対策基本法」も制定し、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議の設置など、同法に基づく取り組みも、同時に進めてきました。

しかしながら、平成 17 年には出生数と合計特殊出生率がいずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化に対処するため、国は、「新しい少子化対策について」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「新待機児童ゼロ作戦」をまとめ、保育の充実やワーク・ライフ・バランスの実現など多方面から検討を行い、施策を推進してきました。

(2) 子ども・子育て支援新制度の創設

子どもや子育てをめぐる環境は、依然として厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、待機児童や、仕事と子育てを両立できる環境の整備などが問題となっています。こうした課題に対処し、子どもがほしいという希望が叶い、子育てしやすい社会にしていくために、国や地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築が求められています。

そこで、国では、少子化社会対策会議の下、新たな子育て支援の制度について検討を進め、社会保障・税一体改革関連法として、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が始まることとなりました。

この新制度では、消費税の引き上げによる増収分を活用し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の 3 つを軸として取り組みを推進することとなっています。

一方、平成 26 年度末に終了予定であった次世代育成支援対策推進法は 10 年間延長されることとなりました。

（３）市川市における取り組み

本市では、平成 11 年度から 10 年間の計画として「市川市エンゼルプラン」を策定しました。その後、次世代育成支援対策推進法の成立を受け、「市川市エンゼルプラン」を発展させた「市川市次世代育成支援行動計画」（前期・後期）を平成 17 年度から平成 26 年度を期間として策定し、地域社会で子どもと子育て家庭を支援するための取り組みを、総合的・計画的に推進してきました。

今後は、子ども・子育て支援法に基づく「市川市子ども・子育て支援事業計画」（本計画）により、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。本計画に関係する「子ども・子育て支援新制度」の概要は以下の (1) ～ (3) のとおりです。

<u>子ども・子育て関連 3 法</u> ○子ども・子育て支援法 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
--

(1) 施設型給付等の創設

就学前児童の教育・保育について、下表の施設・事業を利用する子どもについて施設型給付等が支給されます。(個人給付であるが、施設・事業者が代理受領)

施設・事業		施設・事業の概要	給付
特定教育・ 保育施設	認定こども園	対象年齢：0～5 歳 幼稚園・保育園の機能を併せ持つ施設	施設型 給付
	幼稚園 (※1)	対象年齢：3～5 歳	
	保育園 (※2)	対象年齢：0～5 歳	
特定地域型 保育事業	家庭的保育事業	対象年齢：0～2 歳 利用定員 5 人以下	地域型 保育給付
	小規模保育事業	対象年齢：0～2 歳 利用定員 6 人以上 19 人以下	
	居宅訪問型保育事業	対象年齢：0～2 歳 保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う事業	
	事業所内保育事業	対象年齢：0～2 歳 従業員の子ども及び地域の子どもの保育を行う事業	

※1 幼稚園については、施設型給付の対象となる「確認を受ける幼稚園」と、施設型給付の対象とはならず現行制度における補助等の対象となる「確認を受けない幼稚園」のいずれかを、設置者が選択することになります。

※2 私立保育園については、施設型給付ではなく委託費が支弁されます。

（２）支給認定の実施

市町村は、施設型給付等の支給にあたり、就学前児童の保護者の申請に基づき、下表の３つの区分により「支給認定」を行います。

認定区分	対象となる子ども	利用施設・事業
１号認定	満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望	認定こども園 幼稚園
２号認定	満３歳以上で、保護者が「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望	認定こども園 保育園
３号認定	満３歳未満で、保護者が「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望	認定こども園 保育園 特定地域型保育事業

「保育の必要な事由」については、子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）及び市川市子ども・子育て支援法施行細則において定めており、下記のとおりです。

保育の必要な事由

- 月 64 時間以上の就労
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待や DV のおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

市町村は、内閣総理大臣が定める基本指針(※)に即して、5年を1期として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。この事業計画における基本的記載事項、任意記載事項は下記のとおりであり、本計画においては「Ⅳ 子ども・子育て支援の新たな取り組み」において記載しています。

(※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(内閣府告示))

《基本的記載事項》

- ①教育・保育提供区域の設定に関する事項
- ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ③地域子ども・子育て支援事業(※)の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

《任意記載事項》

- ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

※地域子ども・子育て支援事業

：子ども・子育て支援法第59条において定められる市町村実施事業

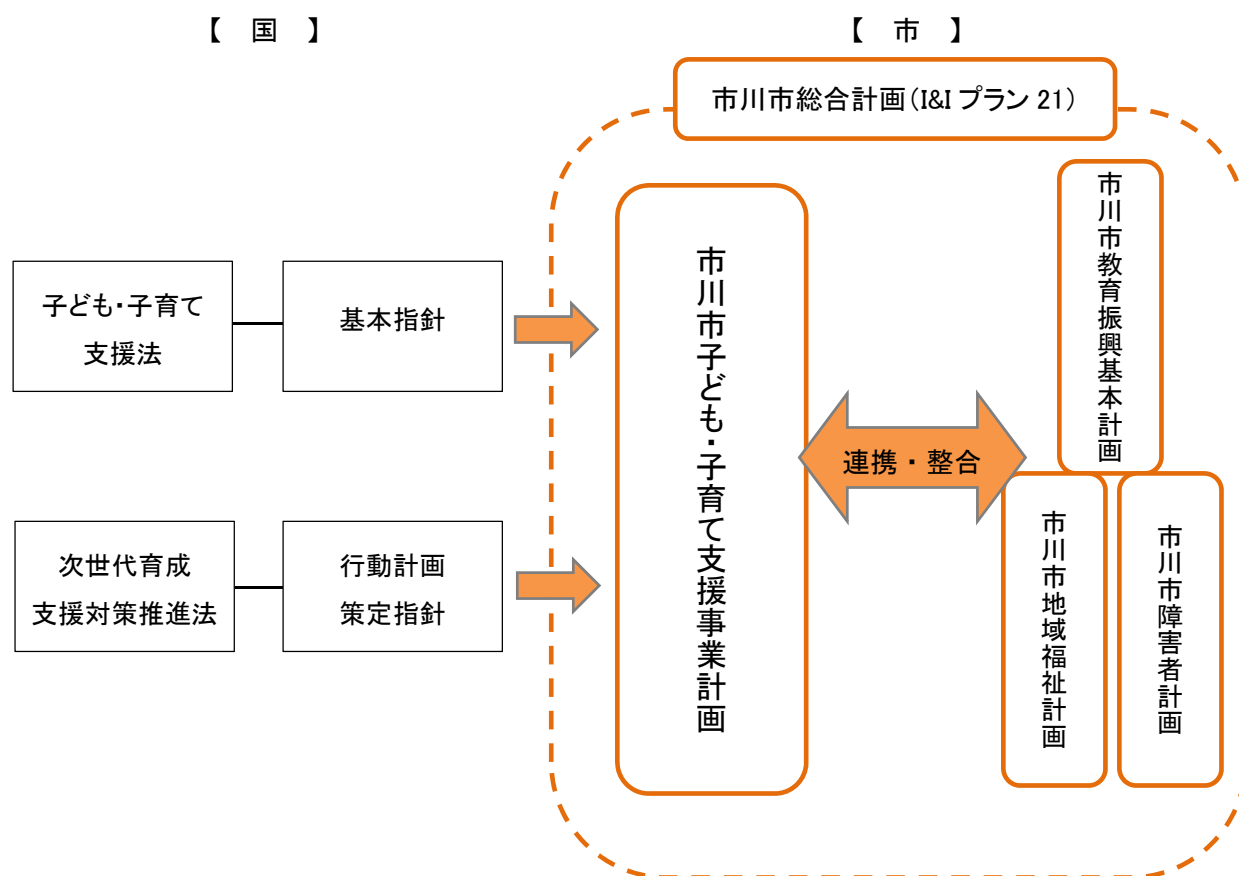
- | | |
|---|--------------|
| ①時間外保育事業 | ②放課後児童健全育成事業 |
| ③子育て短期支援事業 | ④地域子育て支援拠点事業 |
| ⑤一時預かり事業 | ⑥子育て援助活動支援事業 |
| ⑦病児保育事業 | ⑧乳児家庭全戸訪問事業 |
| ⑨妊婦健診 | |
| ⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 | |
| ⑪利用者支援事業 | |
| ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |

3 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を、一体的に策定するものです。また、本市の総合計画（I & I プラン 21）の部門別計画に位置づけられるもので、他の部門別計画と連携・整合を図るものです。

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

《計画の位置づけ》



4 計画の対象

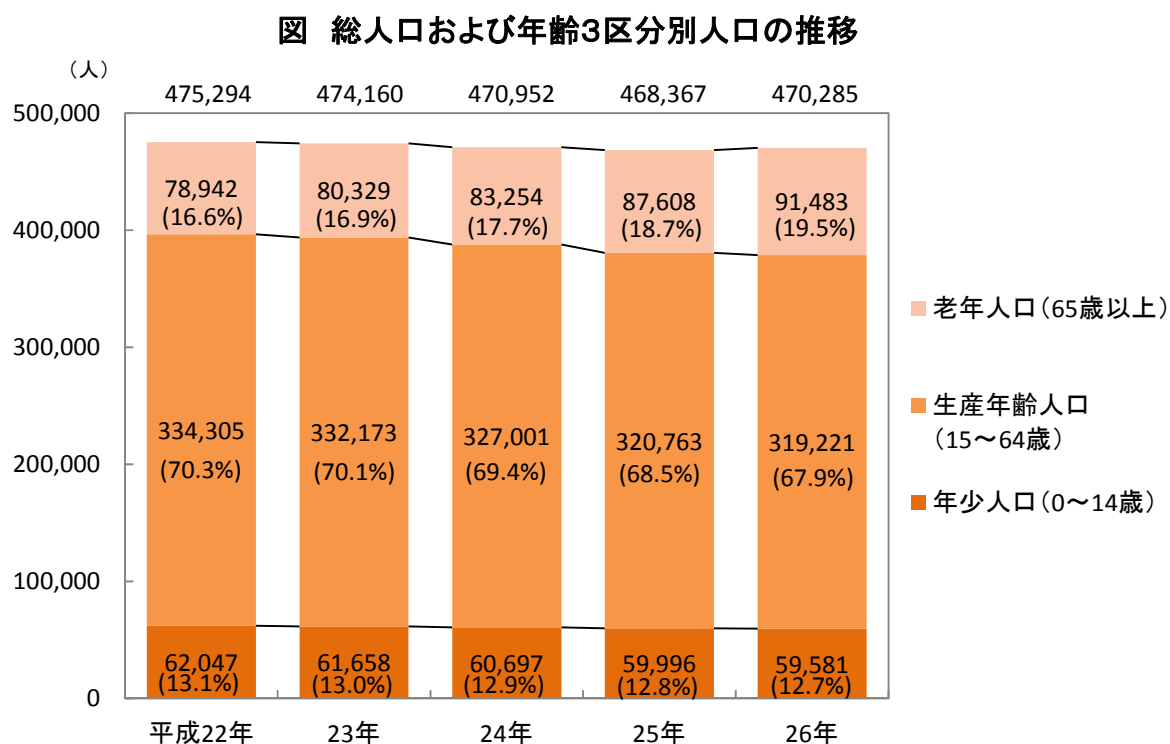
本計画は、本市に生活する 18 歳未満の子どもとその育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象とするものです。

Ⅱ 市川市の子ども・子育てをめぐる現状

1 少子化や晩婚化・晩産化

(1) 市川市の人口の推移

本市の総人口の推移をみると、平成 22 年以降、総人口は漸減傾向が続き、平成 26 年はやや持ち直して 470,285 人となっています。年齢 3 区分別でみると、生産年齢人口（15～64 歳）とともに年少人口（0～14 歳）の割合が減少し、本市では少子化が続いています。



資料: 住民基本台帳(各年3月31日現在)

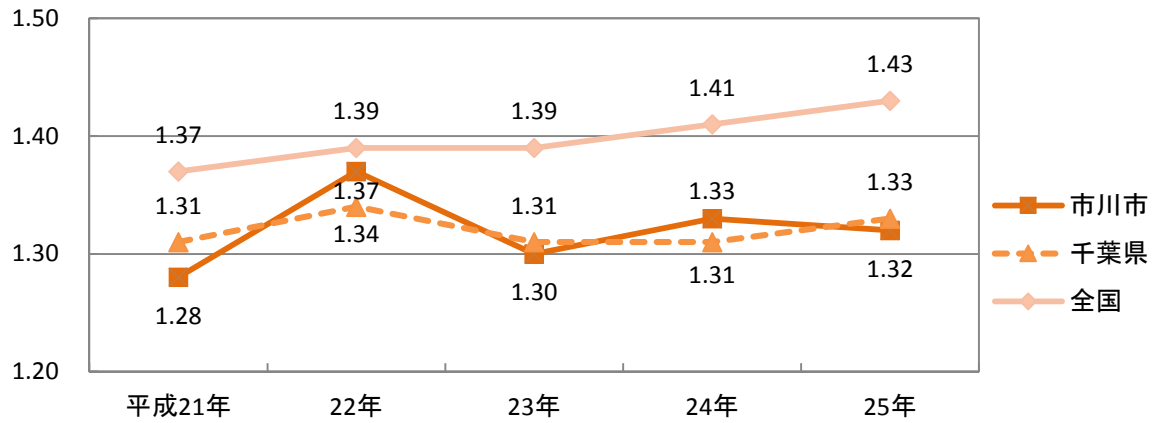
(2) 出産・結婚の状況

合計特殊出生率は、全国的に微増傾向がみられます。本市は、全国と比べ低いものの、概ね千葉県と同水準で推移しており、平成 25 年には 1.32 で、平成 21 年と比べ 0.04 ポイント増加しています。

一方、本市の出生数は漸減傾向がみられます。このうち、母親の年齢階級別の出生構成割合をみると、30～34 歳が最も多く、さらに 30 歳代以上での出産割合が増加しており、晩産化が進んでいます。

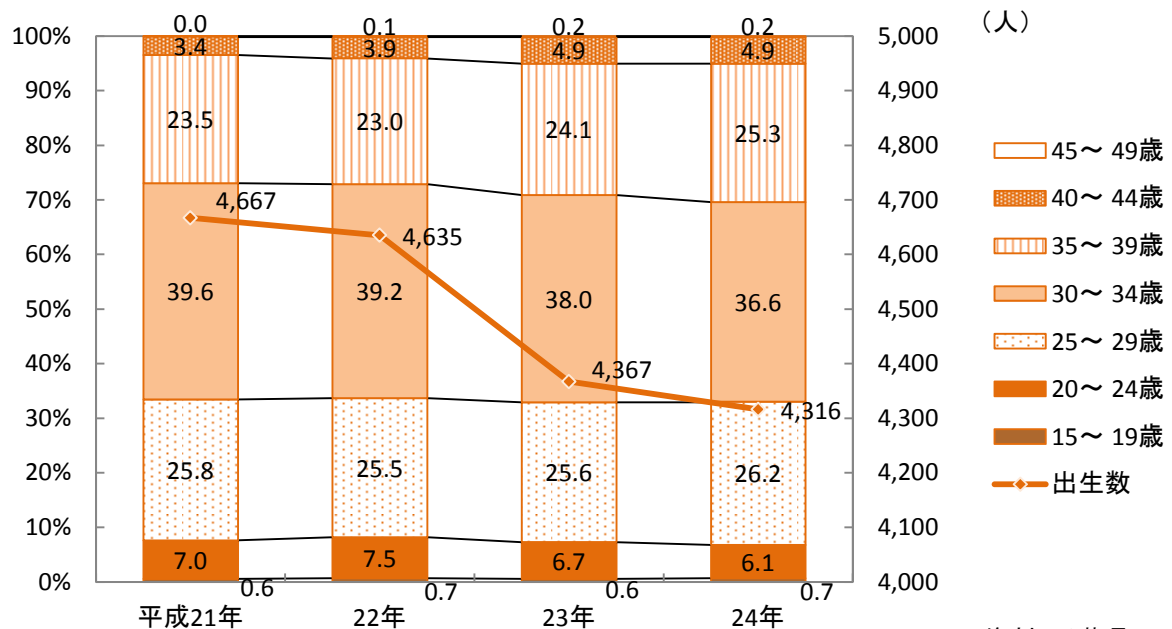
平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向で、平成 24 年には男性が 30.8 歳、女性が 29.2 歳となっており、晩婚化が進んでいます。

図 合計特殊出生率の推移



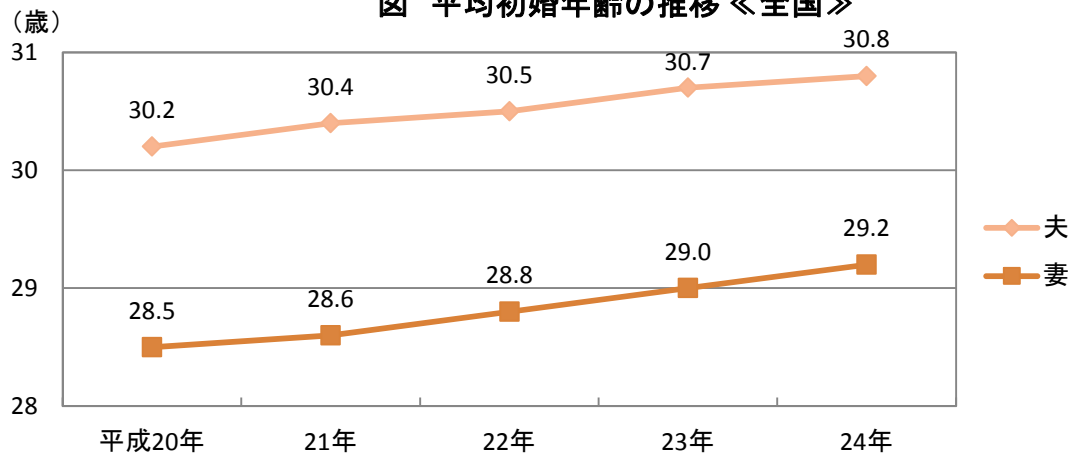
資料: 千葉県

図 母親の年齢階級(5歳階級)別にみた出生構成割合の推移



資料: 千葉県

図 平均初婚年齢の推移《全国》



資料: 国立社会保障・人口問題研究所

2 就労・家族の状況

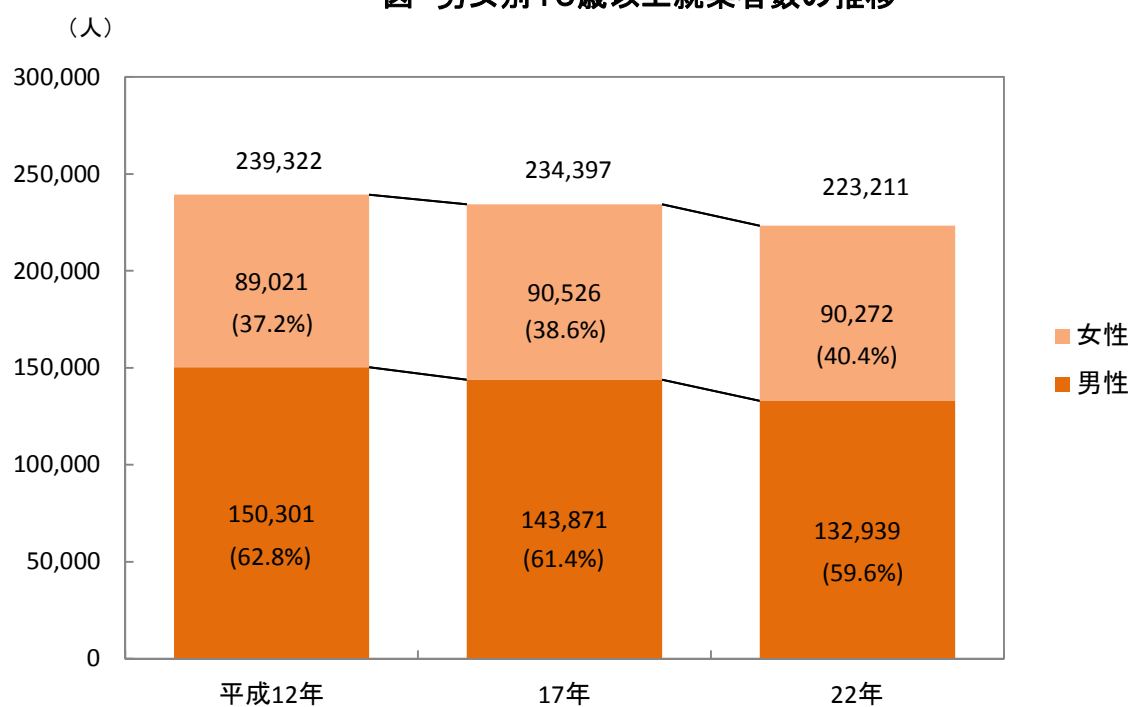
(1) 就労の状況

本市の男女別15歳以上就業者数は、平成12年以降減少しており、平成22年には223,211人となっています。就業者数のうち、女性は40.4%を占め、平成12年と比べて女性の占める割合が年々高くなっています。

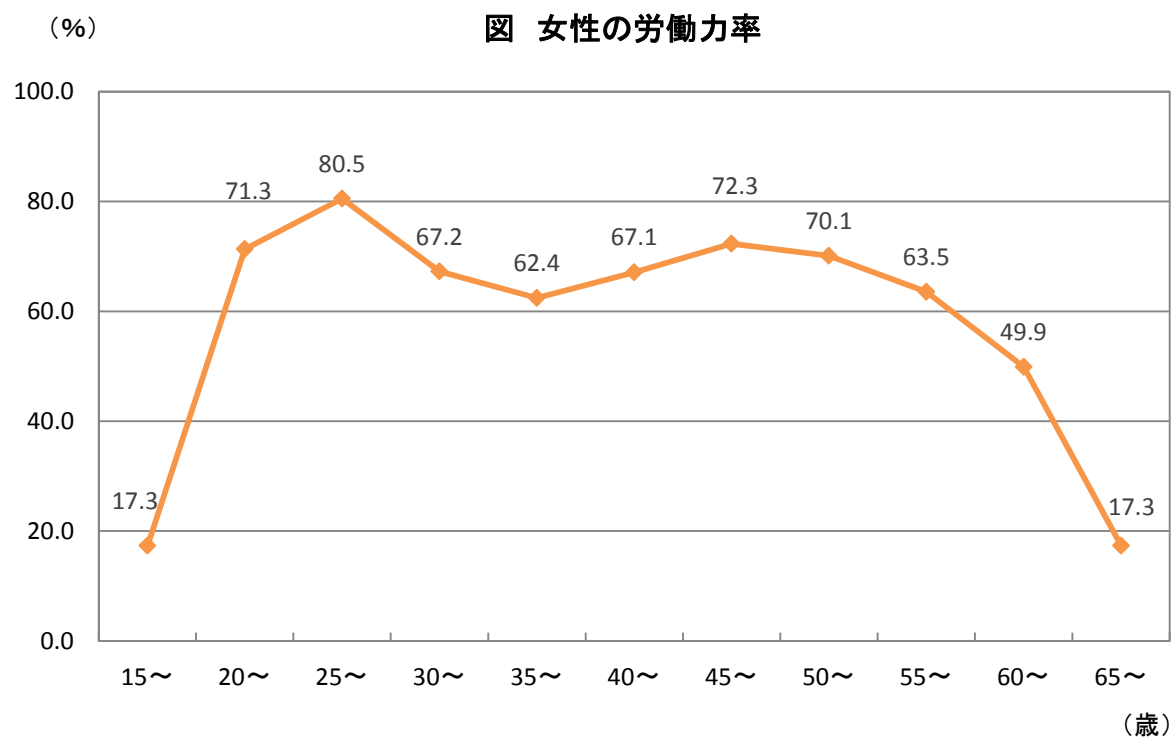
本市の女性の就労状況について、女性の年代別の労働力率から詳しくみると、20歳代後半では80.5%でピークとなり、30歳代では60%台に落ち込み、40歳代後半で70%台に回復するという傾向がみられます。これは、結婚や出産を契機として退職し、育児が一段落した段階で再び仕事を持つ女性が多いことを表しています。

現在本市で子育てをしている保護者の就労状況について、市民ニーズ調査（平成25年11月に実施）をみると、就学前児童のいる世帯のうち、父親は約90%がフルタイムで働いているのに対し、母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が43.6%となっており、乳幼児のいる母親が継続して就業することの難しさが表れています。

図 男女別15歳以上就業者数の推移

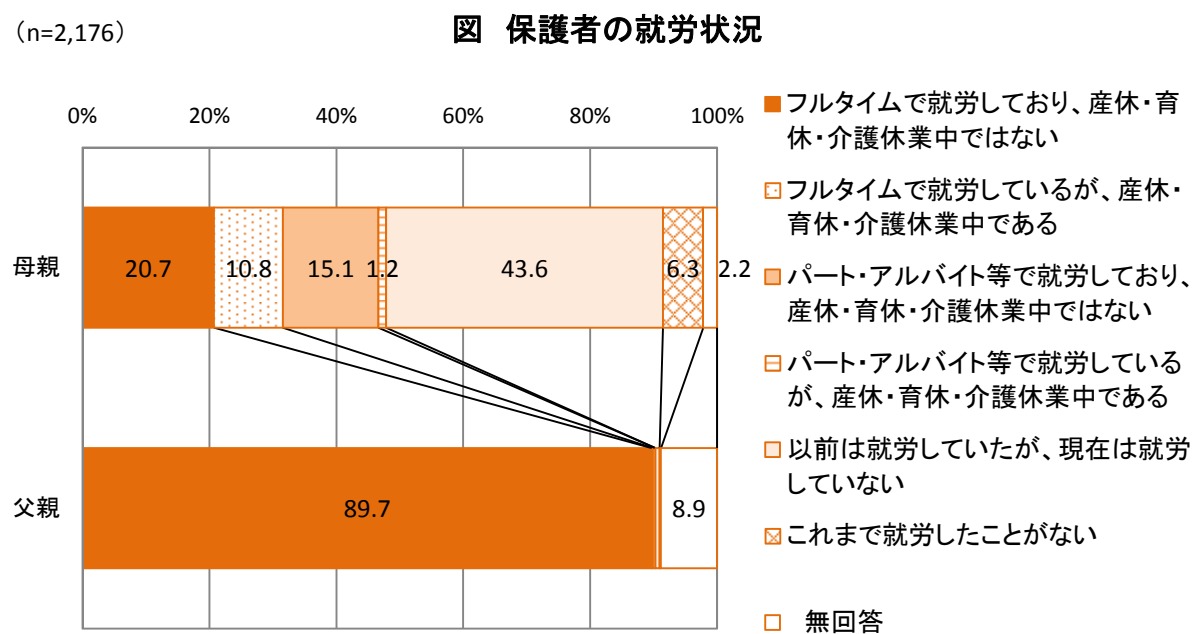


資料：国勢調査



資料:平成22年国勢調査

(n=2,176)



資料:市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査報告書

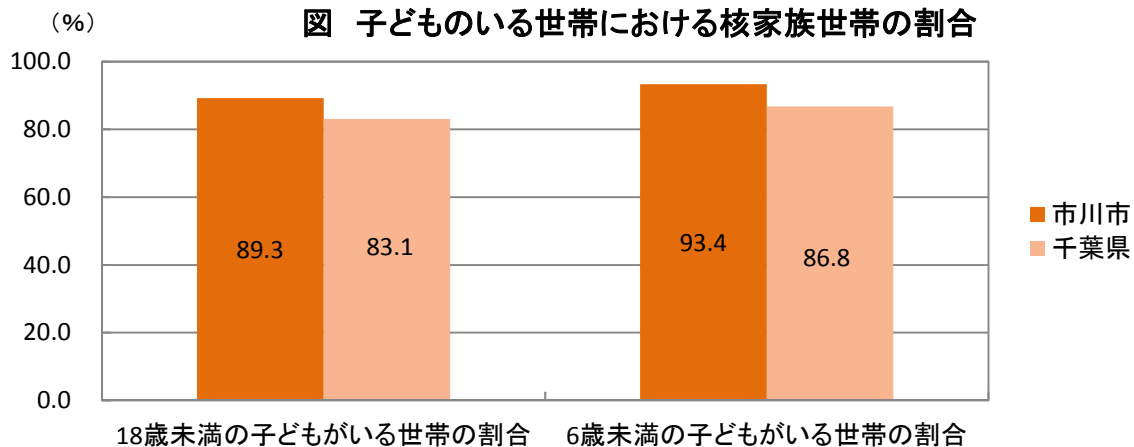
（２）家族や子どもを取り巻く環境

子どものいる世帯の家族構成について、本市は千葉県と比べて核家族世帯が多く、6歳未満の子どもがいる世帯では93.4%、18歳未満の子どもがいる世帯では89.3%が核家族世帯となっています。

本市の就学前児童の保育園、幼稚園などの利用状況について、0～2歳では約25%が保育園等を利用しており、3～5歳については半数以上が幼稚園等、約35%が保育園等を利用しています。（保育園等は認可保育園または簡易保育園。幼稚園等は幼稚園または幼稚園類似施設。）

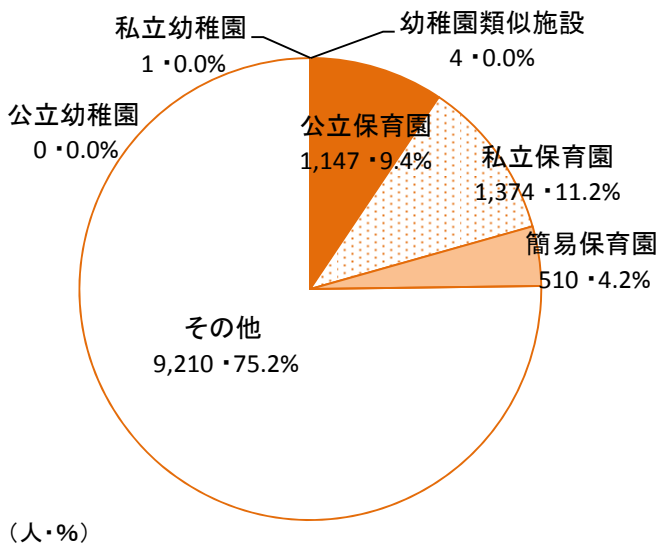
さらに、全国的な子どもを取り巻く状況をみると、子どものいる世帯のうち子どもの数が1人の世帯割合は、平成19年調査以降、子どもの数が2人の世帯割合を超え、ひとりっ子が増加しています。

また、子どもの貧困率が上昇し、特に、子どもがいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人で子どもを養育している世帯の貧困率が高くなっており、国では法整備により子どもの貧困対策を進めています。



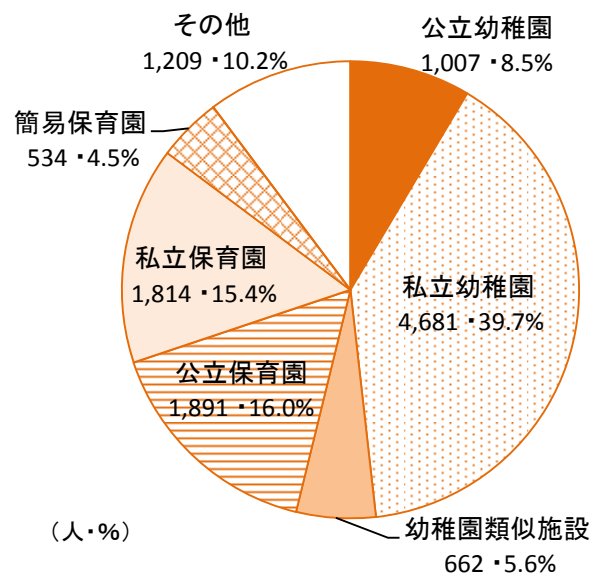
資料：平成22年国勢調査

図 就学前児童の状況【0～2歳】



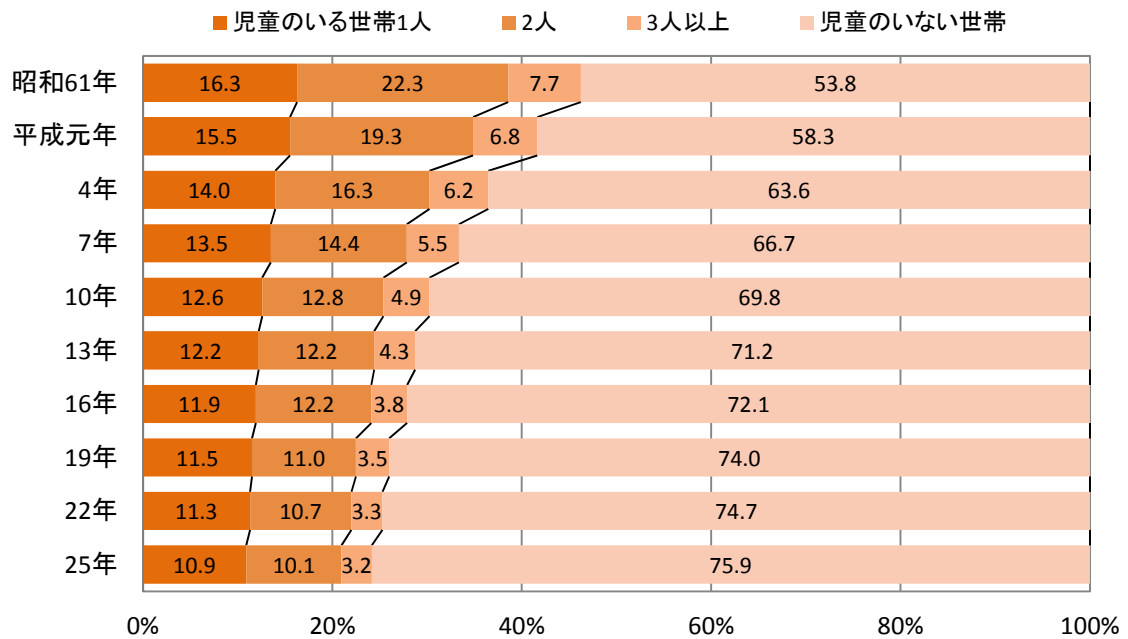
資料：市川市(平成26年5月1日現在)

図 就学前児童の状況【3～5歳】



資料：市川市(平成26年5月1日現在)

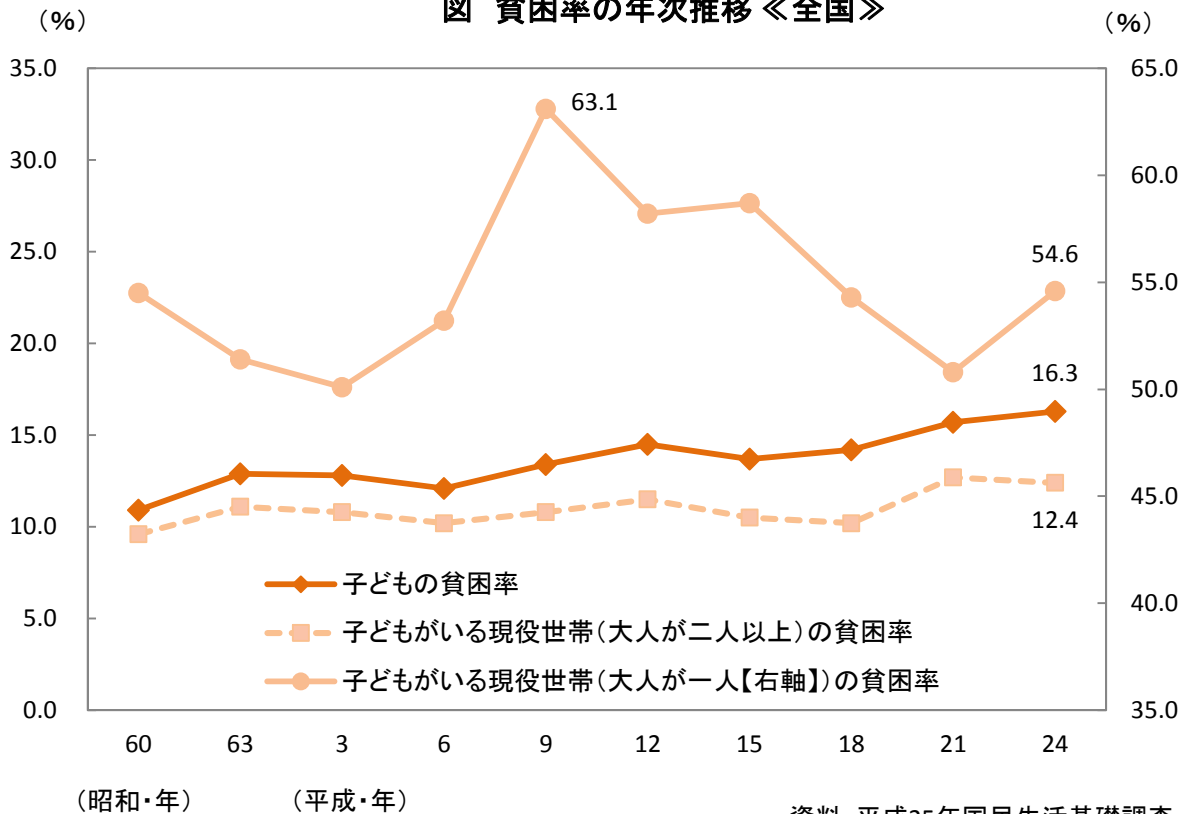
図 児童の有無(児童数)別にみた世帯数の構成割合の年次推移 <全国>



注:平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料:平成25年国民生活基礎調査

図 貧困率の年次推移 <全国>

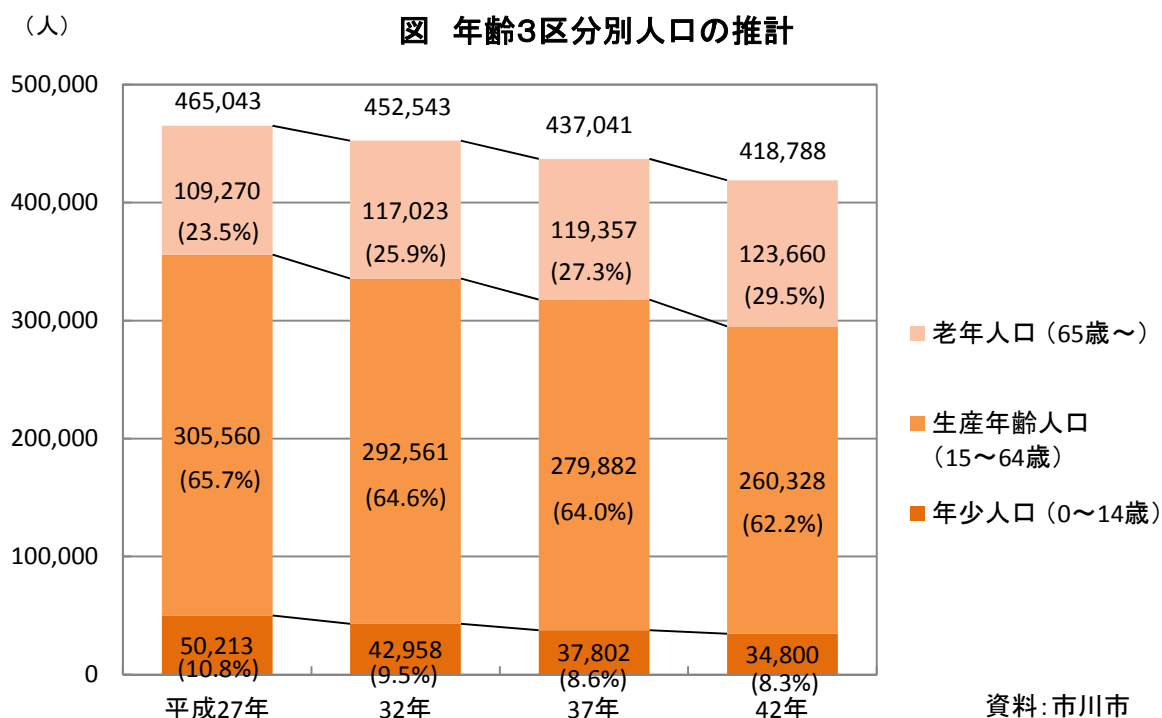


資料:平成25年国民生活基礎調査

- 注: 1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

3 市川市の将来人口

本市の将来人口について、平成 42 年の総人口は約 42 万人となり、本計画の開始年である平成 27 年と比べ約 10%減少することが予測されます。またこの間、年少人口は約 30%減少し、少子高齢化がさらに進む見通しです。



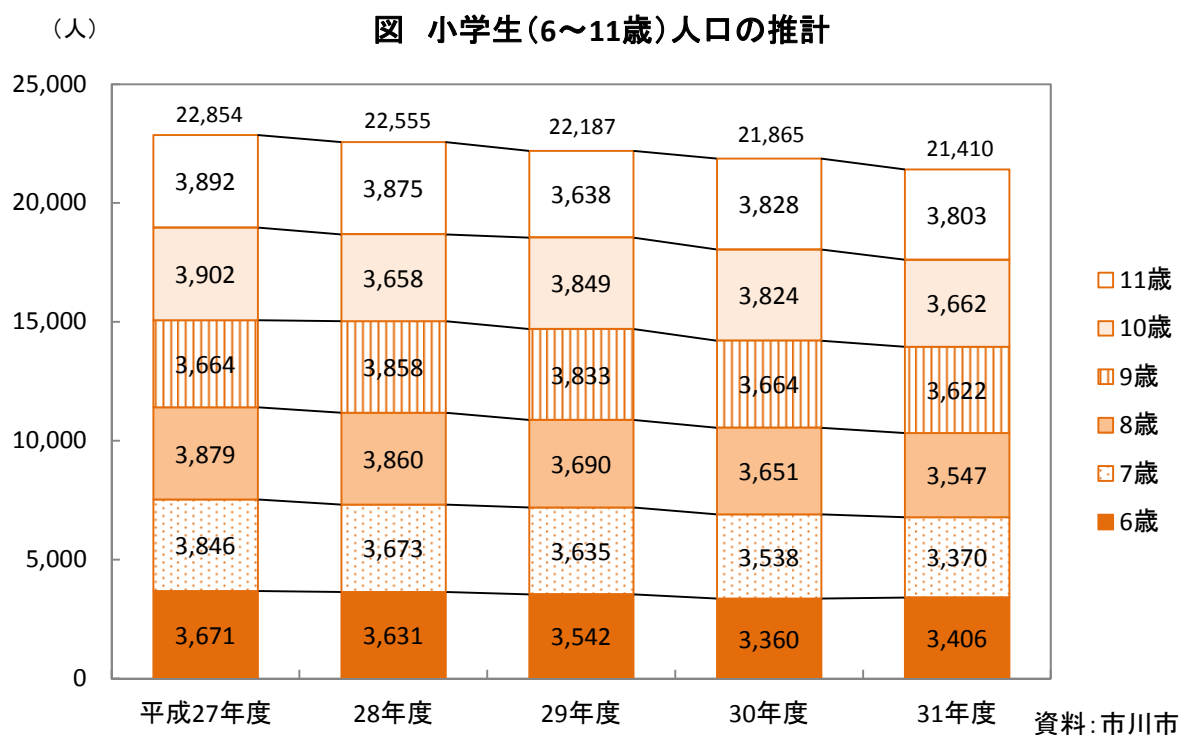
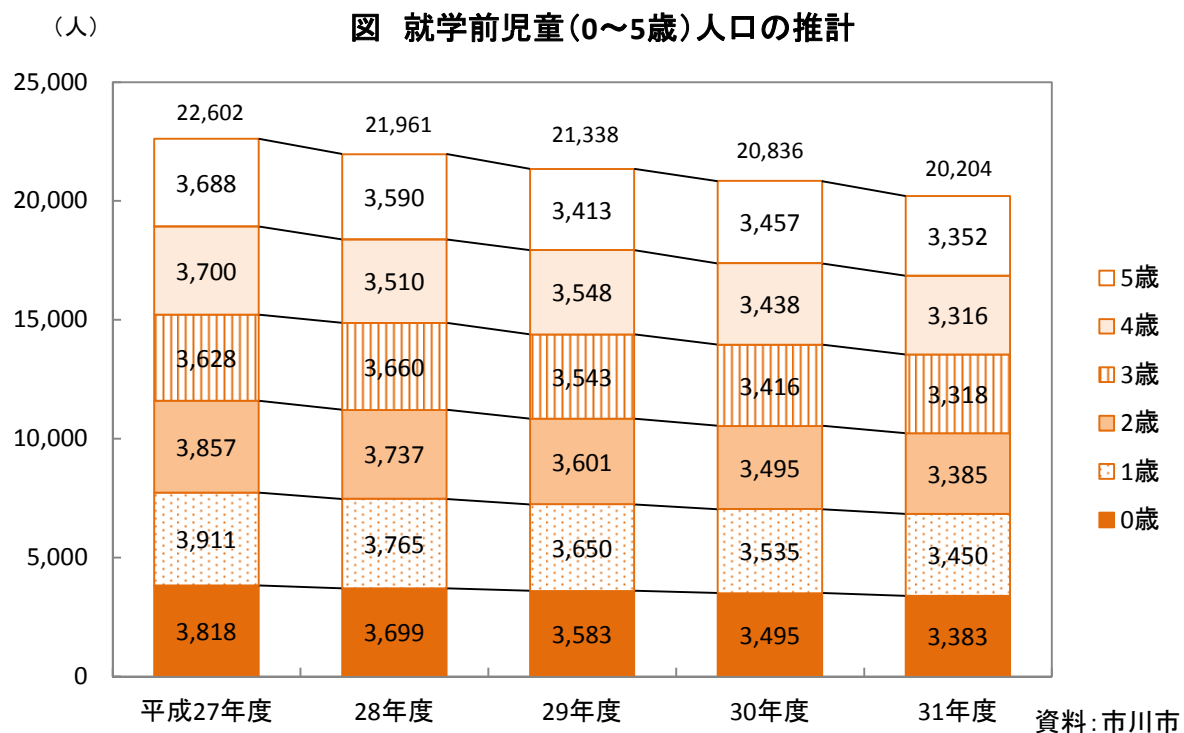
4 計画期間における就学前児童・小学生の推計児童数

本市の就学前児童および小学生について、計画期間における児童数をコーホート変化率法(※)により各歳別に推計すると、就学前児童(0～5歳)人口はいずれの年齢も減少傾向となっており、平成 31 年度には、20,204 人となる見込みです。

小学生(6～11歳)人口は、9歳以上でやや増加がみられる年度もありますが、概ね減少することが見込まれています。一旦増加する要因としては、平成 27 年度に 7～8 歳となる人口が他の年齢と比べて多いため、この年齢層に従って増加していることが考えられます。

なお、「Ⅳ 子ども・子育て支援の新たな取り組み」においては、この推計児童数に基づき、「量の見込み」を算定しています。

(※) コーホート変化率法とは、各コーホート(同年または同期間に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



Ⅲ 基本計画

1 基本理念・基本方針

～基本理念～

「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもとその家庭の幸せにつながるだけでなく、市川市の将来の担い手育成にもつながるため、地域社会で取り組むべき最重要課題の一つといえます。

そこで、地域社会が一体となって「市川っ子」を育てていくという考えのもと、子どもとその家庭を支え、子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、また、すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる市川市を目指します。

以下の基本方針にもとづき、子どもの最善の利益が実現される市川市の未来を築いていきます。

～基本方針～

子ども自身が尊重される社会

すべての子どもと子育て家庭を支える社会

男女が共に子育てしやすい社会

地域全体で子どもを育む社会

2 基本目標

【基本目標 1】

「子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実」

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められています。

このことから、虐待・いじめ・犯罪など様々な権利侵害から子どもを守り、また、子どもが自分に関係あることについて自由に意見を表現する機会をつくり、地域社会では子どもの声を聞く意識を高めることが求められています。

そこで、子どもの権利条約の趣旨をふまえ、子どもの視点に立って、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援の展開を図ります。また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる仕組みをつくることによって、子どもの最善の利益が実現される市川市を目指します。

【基本目標 2】

「乳幼児期の教育・保育の充実」

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。少子化により、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。

そのため、乳幼児期においては、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、また、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が認められ、自己肯定感をもって育まれることが求められています。

そこで、教育・保育の量や良質な施設設備等の確保はもとより、専門性の向上を図ることにより、発達段階に応じた教育・保育の質を担保します。また、幼稚園・保育園等と家庭、地域社会の連携を進めながら、すべての子どもの健やかな発達を保障する市川市を目指します。

【基本目標 3】 「地域における子育て支援の充実」

少子化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化により、子育て家庭が、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、保護者同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が求められています。

そこで、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、行政と地域社会が連携しながら、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境の整備、地域の人材の活用などを図り、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、子どもと親がともに成長できる市川市を目指します。

【基本目標 4】 「子どもと子育て家庭の健康づくり」

初めての出産やハイリスク出産の母親は、妊娠期から出産後において不安を感じることが多いため、子どもを安心して産み育てられるよう、母親の心身の健康を保持・増進することが重要となります。

また、乳幼児期は、生命の保持および情緒の安定を図るための支援や、日常的・突発的な病気やケガに対応できる体制が求められています。

そこで、妊産婦の健康管理、産前・産後の心身のケア、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制の整備などにより、子どもと子育て家庭が、生涯にわたり心身とも健やかに暮らすことができる市川市を目指します。

【基本目標 5】 「配慮を要する子ども・子育て家庭への支援」

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。

障害や疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していく必要があります。また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要となっています。

そこで、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、身近な地域において、法に基づく給付などにより、安定した生活を送れるよう支援します。

また、関連機関との連携を図って子どもに対する適切な保護や支援を講じ、さらに、一人ひとりの特性に応じた発達支援を行うことによって、子どもの健やかな育ちを等しく保障する市川市を目指します。

【基本目標 6】 「仕事と子育ての両立支援」

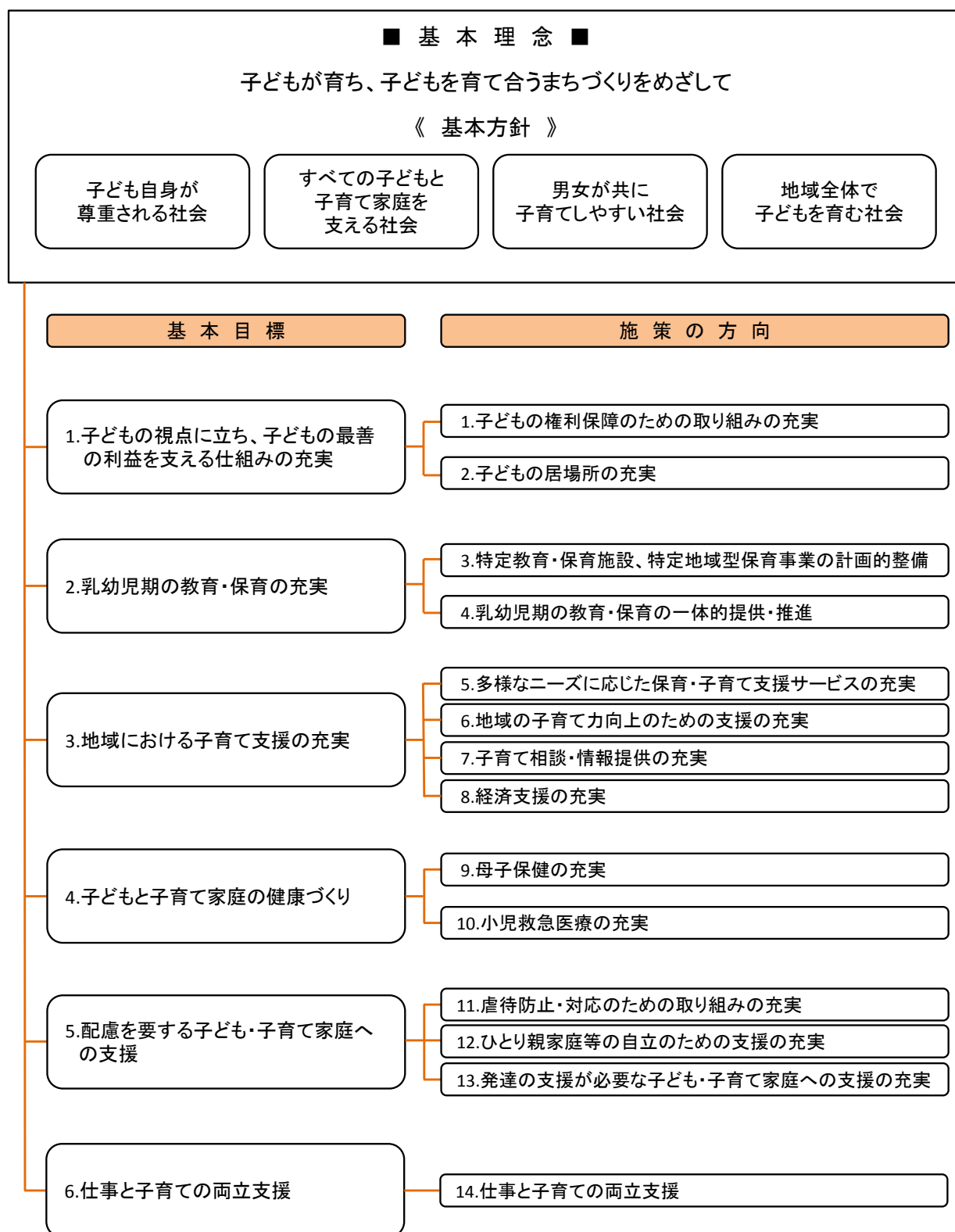
出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はいまだ大きな課題となっています。

また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、父親が育児においてより積極的に役割を果たすことが期待されています。

そこで、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて働きかけるとともに、中小企業を含むすべての企業において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる制度や環境の充実とその利用を促進します。

さらに、こうした企業の子育て家庭への貢献に対し、社会的に評価する仕組みをつくることによって、男女がともに子育てに責任を持って、仕事と子育てを両立できる市川市を目指します。

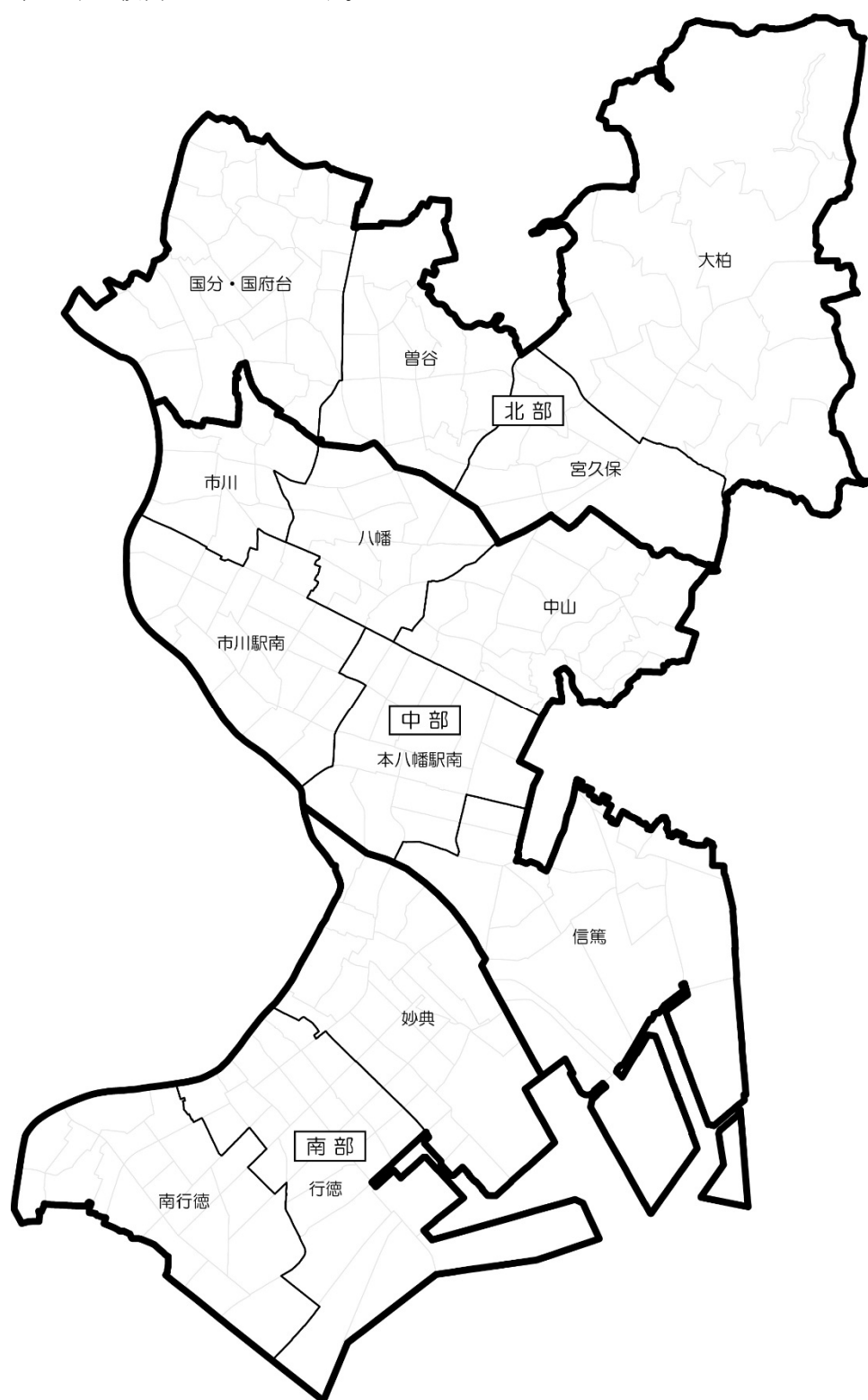
3 計画の体系



Ⅳ 子ども・子育て支援の新たな取り組み

1 教育・保育提供区域

本計画では、教育・保育提供区域を北部・中部・南部の3区域とします。ただし、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備等の参考とするため、より生活圏に近い13地区のニーズも把握した上で、施策の検討をしていきます。



3 区域・13 地区別 町名

区域名	地区名	町名
北部	大柏	大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野
	宮久保	宮久保 3～6 丁目、北方町 4 丁目、東菅野 4・5 丁目、下貝塚
	曾谷	宮久保 1・2 丁目、曾谷、国分 1 丁目、東国分、稲越町
	国分・国府台	堀之内、北国分、中国分、国府台、国分 2～7 丁目
中部	市川	真間、市川、須和田 2 丁目
	八幡	菅野、平田 1・2 丁目、須和田 1 丁目、八幡 3 丁目、東菅野 1～3 丁目
	中山	八幡 1・2・4～6 丁目、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神
	市川駅南	新田、市川南、平田 3・4 丁目、大洲、大和田
	本八幡駅南	南八幡、鬼高、稲荷木、東大和田、田尻 1・2 丁目
	信篤	田尻 3～5 丁目、田尻（1～5 丁目以外）、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜、上妙典
南部	妙典	妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、富浜、塩焼、宝 1 丁目、幸 1 丁目、加藤新田、高浜町、河原
	行徳	伊勢宿、末広、宝 2 丁目、幸 2 丁目、押切、行徳駅前、入船、日之出、湊、湊新田、湊新田 1・2 丁目、香取、福栄 2 丁目、千鳥町、新浜、塩浜 1～3 丁目
	南行徳	欠真間、相之川、福栄 1・3・4 丁目、南行徳、新井、広尾、島尻、塩浜 4 丁目

2 幼児期の学校教育・保育（量の見込み・確保方策）

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について、以下の区分（※1）ごとの必要利用定員総数としての教育・保育の量の見込み（※2）を定めるとともに、満3歳未満の子どもについては、市全体の推計児童数と量の見込みをもとに、保育利用率を定めます。そして、設定する量の見込みに対応して、提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）（※3）を定めます。

（※1）区分（1号認定・2号認定・3号認定の意味については、4ページを参照）

3号認定（0歳）	3号認定の子どものうち、0歳児
3号認定（1・2歳）	3号認定の子どものうち、1歳児又は2歳児
1号認定	1号認定の子ども
2号認定（教育ニーズ）	2号認定の子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども
2号認定（その他）	2号認定の子どものうち、「2号認定（教育ニーズ）」以外の子ども

（※2）「量の見込み」＝平成27年度から5年間の市民ニーズの推計値

市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査（平成25年11月に実施。以下「市民ニーズ調査」という。）の結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、ニーズの実態と乖離があると考えられる数値については、市川市子ども・子育て会議における審議を経て、必要な補正を行いました。算定に当たった考え方の詳細は「4 量の見込みの算定に当たった考え方」のとおりです。

（※3）「確保方策」＝「量の見込み」に対する提供体制の計画

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業については利用定員を、確認を受けない幼稚園については認可定員をもとに、確保方策を定めます。

◆教育・保育

(1) 3号認定(0歳)《3号認定の子どものうち、0歳児》

①北部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		111人	121人	133人	143人	155人
確保方策	特定教育・保育施設	137人	145人	150人	155人	155人
	特定地域型保育事業	10人	10人	9人	9人	9人
	計	147人	155人	159人	164人	164人

②中部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		303人	338人	374人	409人	443人
確保方策	特定教育・保育施設	277人	328人	379人	413人	413人
	特定地域型保育事業	14人	20人	32人	32人	31人
	計	291人	348人	411人	445人	444人

③南部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		186人	217人	245人	276人	306人
確保方策	特定教育・保育施設	272人	277人	282人	282人	282人
	特定地域型保育事業	8人	20人	26人	26人	26人
	計	280人	297人	308人	308人	308人

市全体(①+②+③)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		600人	676人	752人	828人	904人
確保方策	特定教育・保育施設	686人	750人	811人	850人	850人
	特定地域型保育事業	32人	50人	67人	67人	66人
	計	718人	800人	878人	917人	916人

《備考》

○「確保方策」＝既存施設・事業と新規施設・事業の定員の合計

(2) 3号認定(1・2歳)《3号認定の子どものうち、1歳児又は2歳児》

①北部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		559人	582人	605人	628人	651人
確保方策	特定教育・保育施設	435人	467人	489人	511人	511人
	特定地域型保育事業	50人	86人	157人	157人	157人
	計	485人	553人	646人	668人	668人

②中部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,231人	1,282人	1,333人	1,384人	1,433人
確保方策	特定教育・保育施設	916人	1,018人	1,120人	1,188人	1,188人
	特定地域型保育事業	27人	111人	279人	279人	278人
	計	943人	1,129人	1,399人	1,467人	1,466人

③南部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		870人	874人	877人	881人	886人
確保方策	特定教育・保育施設	847人	857人	867人	867人	867人
	特定地域型保育事業	22人	46人	58人	57人	57人
	計	869人	903人	925人	924人	924人

市全体(①+②+③)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		2,660人	2,738人	2,815人	2,893人	2,970人
確保方策	特定教育・保育施設	2,198人	2,342人	2,476人	2,566人	2,566人
	特定地域型保育事業	99人	243人	494人	493人	492人
	計	2,297人	2,585人	2,970人	3,059人	3,058人

《備考》

○「確保方策」＝既存施設・事業と新規施設・事業の定員の合計

《満3歳未満の子どもに係る保育利用率》

：満3歳未満の子ども数全体に占める3号認定の量の見込みの割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童数	11,586人	11,201人	10,834人	10,525人	10,218人
量の見込み	3,260人	3,414人	3,567人	3,721人	3,874人
保育利用率	28.1%	30.5%	32.9%	35.4%	37.9%

(3) 1号認定、2号認定（教育ニーズ）

(3-1) 2号認定（教育ニーズ）《2号認定の子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども》

①北部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		99人	99人	98人	98人	97人
確保方策	幼稚園の 認定こども園移行	62人	62人	62人	122人	122人
	幼稚園	※1号認定の確保方策として記載				

②中部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		146人	156人	166人	175人	185人
確保方策	幼稚園の 認定こども園移行	114人	114人	182人	197人	197人
	幼稚園	※1号認定の確保方策として記載				

③南部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		59人	60人	61人	62人	63人
確保方策	幼稚園の 認定こども園移行	0人	42人	42人	42人	42人
	幼稚園	※1号認定の確保方策として記載				

市全体（①+②+③）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		304人	315人	325人	335人	345人
確保方策	幼稚園の 認定こども園移行	176人	218人	286人	361人	361人
	幼稚園	※1号認定の確保方策として記載				

《備考》

○「確保方策」＝既存施設と新規施設の定員の合計

(3-2) 1号認定《1号認定の子ども》

①北部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	1号認定	1,825人	1,750人	1,676人	1,601人	1,526人
	※+2号認定(教育ニーズ)	1,862人	1,787人	1,712人	1,601人	1,526人
確保 方策	特定教育・保育施設	700人	712人	712人	958人	958人
	確認を受けない幼稚園	2,320人	2,320人	2,320人	2,020人	2,020人
	計	3,020人	3,032人	3,032人	2,978人	2,978人

②中部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	1号認定	2,389人	2,335人	2,281人	2,227人	2,174人
	※+2号認定(教育ニーズ)	2,421人	2,377人	2,281人	2,227人	2,174人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,562人	1,362人	1,640人	1,715人	1,715人
	確認を受けない幼稚園	2,324人	2,324人	1,984人	1,784人	1,784人
	計	3,886人	3,686人	3,624人	3,499人	3,499人

③南部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	1号認定	1,265人	1,335人	1,404人	1,473人	1,542人
	※+2号認定(教育ニーズ)	1,324人	1,353人	1,423人	1,493人	1,563人
確保 方策	特定教育・保育施設	742人	940人	940人	946人	946人
	確認を受けない幼稚園	730人	520人	520人	520人	520人
	計	1,472人	1,460人	1,460人	1,466人	1,466人

市全体 (①+②+③)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	1号認定	5,479人	5,420人	5,361人	5,301人	5,242人
	※+2号認定(教育ニーズ)	5,607人	5,517人	5,416人	5,321人	5,263人
確保 方策	特定教育・保育施設	3,004人	3,014人	3,292人	3,619人	3,619人
	確認を受けない幼稚園	5,374人	5,164人	4,824人	4,324人	4,324人
	計	8,378人	8,178人	8,116人	7,943人	7,943人

《備考》

○「確保方策」＝既存施設と新規施設の定員の合計

(4) 2号認定（その他）《2号認定の子どものうち、「2号認定（教育ニーズ）」以外の子ども》

①北部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		847 人	852 人	859 人	864 人	870 人
確保方策	特定教育・保育施設	863 人	911 人	944 人	977 人	977 人

②中部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,586 人	1,621 人	1,653 人	1,688 人	1,720 人
確保方策	特定教育・保育施設	1,780 人	1,933 人	2,086 人	2,188 人	2,188 人

③南部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,434 人	1,416 人	1,400 人	1,382 人	1,366 人
確保方策	特定教育・保育施設	1,556 人	1,571 人	1,586 人	1,586 人	1,586 人

市全体（①+②+③）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		3,867 人	3,889 人	3,912 人	3,934 人	3,956 人
確保方策	特定教育・保育施設	4,199 人	4,415 人	4,616 人	4,751 人	4,751 人

《備考》

○「確保方策」＝既存施設と新規施設の定員の合計

◆教育・保育全体

①北部

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見 込 み	1号認定		1,825人	1,750人	1,676人	1,601人	1,526人
	2号認定	教育ニーズ	99人	99人	98人	98人	97人
		その他	847人	852人	859人	864人	870人
	3号認定（0歳）		111人	121人	133人	143人	155人
	3号認定（1・2歳）		559人	582人	605人	628人	651人
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	1号	700人	712人	712人	958人	958人
		2号	925人	973人	1,006人	1,099人	1,099人
		3号（0歳）	137人	145人	150人	155人	155人
		3号（1・2歳）	435人	467人	489人	511人	511人
	確認を受けない幼稚園		2,320人	2,320人	2,320人	2,020人	2,020人
	特定地域型	3号（0歳）	10人	10人	9人	9人	9人
	保育事業	3号（1・2歳）	50人	86人	157人	157人	157人

②中部

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見 込 み	1号認定		2,389人	2,335人	2,281人	2,227人	2,174人
	2号認定	教育ニーズ	146人	156人	166人	175人	185人
		その他	1,586人	1,621人	1,653人	1,688人	1,720人
	3号認定（0歳）		303人	338人	374人	409人	443人
	3号認定（1・2歳）		1,231人	1,282人	1,333人	1,384人	1,433人
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	1号	1,562人	1,362人	1,640人	1,715人	1,715人
		2号	1,894人	2,047人	2,268人	2,385人	2,385人
		3号（0歳）	277人	328人	379人	413人	413人
		3号（1・2歳）	916人	1,018人	1,120人	1,188人	1,188人
	確認を受けない幼稚園		2,324人	2,324人	1,984人	1,784人	1,784人
	特定地域型	3号（0歳）	14人	20人	32人	32人	31人
	保育事業	3号（1・2歳）	27人	111人	279人	279人	278人

③南部

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見 込 み	1号認定		1,265人	1,335人	1,404人	1,473人	1,542人
	2号認定	教育ニーズ	59人	60人	61人	62人	63人
		その他	1,434人	1,416人	1,400人	1,382人	1,366人
	3号認定（0歳）		186人	217人	245人	276人	306人
	3号認定（1・2歳）		870人	874人	877人	881人	886人
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	1号	742人	940人	940人	946人	946人
		2号	1,556人	1,613人	1,628人	1,628人	1,628人
		3号（0歳）	272人	277人	282人	282人	282人
		3号（1・2歳）	847人	857人	867人	867人	867人
	確認を受けない幼稚園		730人	520人	520人	520人	520人
	特定地域型	3号（0歳）	8人	20人	26人	26人	26人
	保育事業	3号（1・2歳）	22人	46人	58人	57人	57人

市全体（①+②+③）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見 込 み	1号認定		5,479人	5,420人	5,361人	5,301人	5,242人
	2号認定	教育ニーズ	304人	315人	325人	335人	345人
		その他	3,867人	3,889人	3,912人	3,934人	3,956人
	3号認定（0歳）		600人	676人	752人	828人	904人
	3号認定（1・2歳）		2,660人	2,738人	2,815人	2,893人	2,970人
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	1号	3,004人	3,014人	3,292人	3,619人	3,619人
		2号	4,375人	4,633人	4,902人	5,112人	5,112人
		3号（0歳）	686人	750人	811人	850人	850人
		3号（1・2歳）	2,198人	2,342人	2,476人	2,566人	2,566人
	確認を受けない幼稚園		5,374人	5,164人	4,824人	4,324人	4,324人
	特定地域型	3号（0歳）	32人	50人	67人	67人	66人
	保育事業	3号（1・2歳）	99人	243人	494人	493人	492人

3 地域子ども・子育て支援事業（量の見込み・確保方策）

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について（※1）、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込み（※2）、確保方策（※3）を定めます。

（※1）教育・保育提供区域ごとの量の見込み・確保方策の設定について

教育・保育提供区域ごとに量の見込み・確保方策を設定する必要性を勘案し、下記の2条件のいずれかに該当する地域子ども・子育て支援事業については教育・保育提供区域ごとに、その他の事業については市全体で、量の見込み・確保方策を定めます。

- ①利用者が日常的に利用する事業であり、かつ、施設を設置して実施する事業
- ②その他、事業の性質上、教育・保育提供区域ごとの設定が望ましい事業

（※2）「量の見込み」＝平成27年度から5年間の市民ニーズの推計値

市民ニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、ニーズの実態と乖離があると考えられる数値については、市川市子ども・子育て会議における審議を経て、必要な補正を行いました。算定に当たっての考え方の詳細は「4 量の見込みの算定に当たっての考え方」のとおりです。

（※3）「確保方策」＝「量の見込み」に対する提供体制の計画

原則として、受入能力（定員・施設数・供給可能量）をもとに、確保方策を定めます。ただし、受入能力を定めることがない事業については、数値目標や実施体制を定めます。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

①北部

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	779 人	801 人	823 人	845 人	868 人
確保方策	779 人	801 人	823 人	845 人	868 人

②中部

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,651 人	1,715 人	1,779 人	1,843 人	1,903 人
確保方策	1,651 人	1,715 人	1,779 人	1,843 人	1,903 人

③南部

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,441 人	1,451 人	1,460 人	1,470 人	1,482 人
確保方策	1,441 人	1,451 人	1,460 人	1,470 人	1,482 人

市全体（①＋②＋③）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,871 人	3,967 人	4,062 人	4,158 人	4,253 人
確保方策	3,871 人	3,967 人	4,062 人	4,158 人	4,253 人

《備考》

○「量の見込み」＝1日あたりの利用者数（実利用者数）

○「確保方策」＝1日あたりの供給可能量

(2) 放課後児童健全育成事業

①北部

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込 み	低学年	726 人	722 人	710 人	715 人	690 人
	高学年	113 人	111 人	110 人	112 人	114 人
	計	839 人	833 人	820 人	827 人	804 人
確保方策		1,095 人	1,095 人	1,095 人	1,095 人	1,095 人

②中部

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込 み	低学年	1,437 人	1,405 人	1,411 人	1,396 人	1,425 人
	高学年	370 人	361 人	362 人	366 人	358 人
	計	1,807 人	1,766 人	1,773 人	1,762 人	1,783 人
確保方策		2,023 人	2,023 人	2,023 人	2,023 人	2,023 人

③南部

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込 み	低学年	1,416 人	1,403 人	1,371 人	1,324 人	1,276 人
	高学年	171 人	174 人	173 人	177 人	176 人
	計	1,587 人	1,577 人	1,544 人	1,501 人	1,452 人
確保方策		1,642 人	1,642 人	1,642 人	1,642 人	1,642 人

市全体 (①+②+③)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込 み	低学年	3,579 人	3,530 人	3,492 人	3,435 人	3,391 人
	高学年	654 人	646 人	645 人	655 人	648 人
	計	4,233 人	4,176 人	4,137 人	4,090 人	4,039 人
確保方策		4,760 人	4,760 人	4,760 人	4,760 人	4,760 人

《備考》

- 「量の見込み」＝1日あたりの利用者数（実利用者数）
- 「確保方策」＝既存施設と新規施設の定員の合計

(3) 子育て短期支援事業（こどもショートステイ事業）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		333 人	321 人	312 人	301 人	292 人
確保方策		365 人	365 人	365 人	365 人	365 人

《備考》

- 「量の見込み」＝1年あたりの延利用者数
- 「確保方策」＝1年あたりの供給可能量

(4) 地域子育て支援拠点事業

①北部

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		7,583 人	7,438 人	7,209 人	6,990 人	6,730 人
確保 方策	地域子育て支援拠点事業	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所
	上記に含まれないこども館	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所

②中部

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		14,625 人	14,273 人	13,995 人	13,720 人	13,477 人
確保 方策	地域子育て支援拠点事業	10 カ所	9 カ所	9 カ所	9 カ所	9 カ所
	上記に含まれないこども館	4 カ所	4 カ所	4 カ所	4 カ所	4 カ所

③南部

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		12,803 人	12,177 人	11,582 人	11,155 人	10,745 人
確保 方策	地域子育て支援拠点事業	7 カ所	7 カ所	7 カ所	7 カ所	7 カ所
	上記に含まれないこども館	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所

市全体 (①+②+③)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		35,011 人	33,888 人	32,786 人	31,865 人	30,952 人
確保 方策	地域子育て支援拠点事業	20 カ所	19 カ所	19 カ所	19 カ所	19 カ所
	上記に含まれないこども館	10 カ所	10 カ所	10 カ所	10 カ所	10 カ所

《備考》

○「量の見込み」＝1 月あたりの延利用者数

○「確保方策」＝施設数

(5) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込 み	1 号認定	32,705 人	32,351 人	31,997 人	31,643 人	31,289 人
	2 号認定	31,651 人	32,708 人	33,766 人	34,823 人	35,880 人
	計	64,356 人	65,059 人	65,763 人	66,466 人	67,169 人
確保方策		64,356 人	65,059 人	65,763 人	66,466 人	67,169 人

《備考》

○「量の見込み」、「確保方策」＝1 年あたりの延利用者数

(6) (5) 以外の一時預かり

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	33,179 人	32,192 人	31,164 人	30,341 人	29,515 人
確保方策	24,000 人	28,000 人	31,200 人	31,000 人	30,000 人

《備考》

○「量の見込み」、「確保方策」＝1 年あたりの延利用者数

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	13,985 人	14,361 人	14,737 人	15,113 人	15,489 人
確保方策	13,985 人	14,361 人	14,737 人	15,113 人	15,489 人

《備考》

○「量の見込み」、「確保方策」＝1 年あたりの延利用者数

(8) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

①北部

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	429 人	546 人	662 人	780 人	897 人
確保方策	215 人	227 人	437 人	750 人	900 人

②中部

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	919 人	1,021 人	1,124 人	1,227 人	1,329 人
確保方策	795 人	838 人	884 人	1,200 人	1,330 人

③南部

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	383 人	417 人	451 人	484 人	518 人
確保方策	351 人	370 人	390 人	490 人	520 人

市全体（①+②+③）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,731 人	1,984 人	2,237 人	2,491 人	2,744 人
確保方策	1,361 人	1,435 人	1,711 人	2,440 人	2,750 人

《備考》

○「量の見込み」、「確保方策」＝1 年あたりの延利用者数

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,818 人	3,699 人	3,583 人	3,495 人	3,383 人
確保方策	実施機関：市川市保健センター、南行徳保健センター 実施体制：定数外職員 17 人（専門職）				

《備考》

- 「量の見込み」＝実利用者数
- 「確保方策」＝実施体制

(10) 妊婦健診

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	51,418 人	51,130 人	50,843 人	50,588 人	50,304 人
確保方策	健診回数 14 回				
	実施場所：千葉県内外医療機関および助産所				
	実施体制：医療機関委託				
	実施時期：妊娠期間				

《備考》

- 「量の見込み」＝1 年あたりの延利用者数
- 「確保方策」＝実施体制

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

(11-1) 養育支援訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	8 人	9 人	10 人	10 人	10 人
確保方策	実施機関：市川市こども部子育て支援課（委託にて実施（3 団体）） 実施体制：20 人（委託団体職員）				

《備考》

- 「量の見込み」＝実利用者数
- 「確保方策」＝実施体制

(11-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施します。

(12) 利用者支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2 ヲ所	2 ヲ所	2 ヲ所	2 ヲ所	2 ヲ所
確保方策	2 ヲ所	2 ヲ所	2 ヲ所	2 ヲ所	2 ヲ所

《備考》

○「量の見込み」、「確保方策」＝実施施設数

4 量の見込みの算定に当たっての考え方

「2 幼児期の学校教育・保育」、「3 地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算定について、国が示した手引きにおける算定方法の概要、及び本市が行った当該算定方法に対する補正の内容は下記のとおりです。

《「量の見込み」算定に利用する推計児童数について》

事業ごとに、対象となる潜在家庭類型が異なります。用いる略称は下記のとおりです。

- ・推計児童数（共働き等）：ひとり親家庭や、両親ともフルタイムで就労する家庭など
- ・推計児童数（専業主婦等）：専業主婦（夫）家庭や、就労時間の短いパートタイム家庭など
- ・推計児童数（全家庭）：全ての家庭

《2 幼児期の学校教育・保育》

（1）3号認定（0歳）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合

●補正内容

1歳以降のニーズと思われる回答分があることを考慮して算定しました。

●補正対象の市民ニーズ調査回答例（就学前児童のいる世帯用調査票）

0歳家庭で、現在教育・保育事業を利用せず、認可保育園等を第1希望としていて、下記のとおり回答

問18 問13で教育・保育事業を「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。もっとも当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 子どもの母親か父親がみている
2. 子どもの祖父母、親族、父母の友人・知人等がみている
3. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしている）
4. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしていない）
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の利用要件（就労要件等）に当てはまらない
8. 子どもがまだ小さいため（ 1 歳くらいになったら利用しようと考えている）
9. その他（ ）

（2）3号認定（1・2歳）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合

●補正内容

3歳以降のニーズと思われる回答分があることを考慮して算定しました。

(3) 1号認定、2号認定（教育ニーズ）

- 国が示した手引きにおける算定方法概要

(3-1) 2号認定（教育ニーズ）

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×現在幼稚園を利用する割合

(3-2) 1号認定

「量の見込み」＝推計児童数（専業主婦等）×幼稚園等を第1希望とする割合

- 補正内容

市民ニーズ調査の回答において、2号認定（教育ニーズ）該当者のうち30%は、定期的な預かり保育を伴わない幼稚園を第1希望にしているため、その分を、2号認定（教育ニーズ）から1号認定に移しました。

(4) 2号認定（その他）

- 国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×2号認定（教育ニーズ）以外の割合

- 補正内容

なし

《3 地域子ども・子育て支援事業》

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

- 国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合
×18時以降の保育を希望する割合

- 補正内容

なし

(2) 放課後児童健全育成事業

- 国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）
×放課後保育クラブを週3日以上利用希望する割合

- 補正内容

週1日以上の利用希望も含めて算定しました。

(3) 子育て短期支援事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×子育て短期支援事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

●補正内容

なし

(4) 地域子育て支援拠点事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×地域子育て支援拠点事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

- ・ こども館の利用希望も含めて算定しました。
- ・ 利用希望日数については、下記（ア）（イ）のとおり算定しました。
 - （ア）保育認定該当者は、平日は利用せず、利用頻度が低いことが想定できるため、利用希望日数を月 1 日としました。
 - （イ）それ以外の人は、実際に利用している人の利用日数の平均（月 3.5 日）を用いました。
（現在も無料かつ、利用制限のない事業であることから、現実的な利用希望日数の水準になっていると想定したものです。）

(5) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

①1号認定の利用

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝1号認定該当者×一時預かり・預かり保育事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

事業の利用の必要性が低く、実際には利用しない可能性が高いと思われる回答が含まれていることを考慮して算定しました。

●補正対象の市民ニーズ調査回答例（就学前児童のいる世帯用調査票）

問32 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等を目的としたお子さんを預ける事業を、現在どのくらい利用していますか。また希望としてはどのくらい利用したいですか。この1年間の事業ごとの利用日数（おおよそ）を「A欄（現在）」に、希望する利用日数（おおよそ）を「B欄（希望）」に、《回答の選択肢》から選び数字でご記入ください。（利用料は別紙を参照）

《回答の選択肢》※選択肢5の日数を超える場合は日数を数字で記入してください。

1. 0日 2. 1～5日 3. 6～10日 4. 11～15日 5. 16～20日

事業	利用日数（年間） （上記選択肢より）	
	A欄（現在）	B欄（希望）
一時預かり（保育所などで不定期に子どもを保育する事業）	1	
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）	1	2
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	1	
休日養護・夜間養護（児童養護施設で休日・夜間に子どもを預かる事業）	1	
ベビーシッター	1	
その他（ ）	1	

問34 問32のA欄で全ての項目について「1.」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <p>① 特に利用する必要がない</p> <p>2. サービスの内容に不安がある</p> <p>3. 立地や利用可能時間・日数がよくない</p> <p>4. 利用料がかかる・高い</p> <p>5. 利用料がわからない</p> | <p>6. 自分が事業の対象者になるのかわからない</p> <p>7. 利用方法（手続き等）がわからない</p> <p>8. その他（ ）</p> |
|---|---|

②2号認定の利用

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝2号認定（教育ニーズ）該当者×就労日数の平均

※2号認定（教育ニーズ）該当者が、全員、就労する全ての日に預かり保育
を利用することを想定した算出

●補正内容

就労日数の平均については、市民ニーズ調査によるデータではなく、平成23～25年度の就労
支援のための預かり保育の1人当たり平均利用日数（週2日）を用いて算定しました。

（6）（5）以外の一時預かり

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×不定期の預かり事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均
－（5）①1号認定の利用の「量の見込み」

※一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、休日養護・夜間養護分を合わせた
「量の見込み」が算定される。

●補正内容

- ・一時預かり事業とファミリー・サポート・センターではニーズが異なるため、完全に区分し
て算定しました。
- ・一時預かり事業については、利用を希望しているのが主に幼稚園・保育園に入る前の0～2
歳の在宅子育て世帯であることを考慮し、対象を絞って算定しました。
- ・保育認定該当者は、（1）の保育を利用しながら一時預かりを利用することは想定しにくい
ことを考慮して算定しました。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

①就学前児童

（6）の方法で一時預かり事業、休日養護・夜間養護と合わせた「量の見込み」を算定

②小学生

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）

×放課後のファミリー・サポート・センター事業の利用希望者の割合

×利用希望日数の平均

●補正内容

下記のとおり目的ごとに区分して算定し、合計しました。

（ア）私用・不定期の就労目的

①就学前児童

（6）と同様の方法（推計児童数×ファミリー・サポート・センター事業の利用希望者の割合×利用希望日数の平均）により算定しました。

②小学生

小学生用調査票の回答で（6）と同様の方法により算定しました。

⇒ファミリー・サポート・センターは安心のために登録しておくという方が多く、実績では、登録者のうち約 20%しか利用していないため、上記算定の人数にこの割合をかけました。

《（（①の人数＋②の人数）×20%）》

（イ）定期的な就労のための保育園等の前後時間の預かり・送迎目的

保育事業利用者、放課後保育クラブ利用者が増えれば、この目的での利用は比例して増加するという考え方により算定しました。

①就学前児童

平成 25 年度の認可保育園利用者の 1 人当たり年間利用回数

×保育認定（2 号認定＋3 号認定）の「量の見込み」

②小学生

平成 25 年度の放課後保育クラブ利用者の 1 人当たり年間利用回数

×放課後児童健全育成事業の「量の見込み」

⇒①＋②

(8) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き家庭等）×病児保育事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

※直近 1 年間の対応から、下記 3 つの場合を、病児・病後児保育事業の利用が必要な場合として算定

- ①両親のいずれかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児保育を利用したい
- ②病児・病後児保育を利用した
- ③仕方なく子どもだけで留守番させた

●補正内容

- ・補正をしないと 5 年間の事業計画としては数値目標として非現実的な水準となってしまうこと、本来は両親のいずれかが休んで、病気の子どもの保育をすることが望ましいこと、の 2 点を考慮して、①について補正することとしました。
- ・具体的には、ひとり親家庭の場合には、両親ともにいる場合と比べ、仕事を休むという対応がとりづらい（どちらかが休むではなく、自分しかいない）ため、①については、ひとり親家庭の分について「量の見込み」に含めることとしました。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

平成 27 年度から平成 31 年度の 0 歳児の推計児童数を「量の見込み」としました。

(10) 妊婦健診

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

妊娠届提出の実績をふまえ算定しました。

(11) 養育支援訪問事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

実績をもとに、要保護児童が増加している状況をふまえ、決めました。

(12) 利用者支援事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

第 1 期事業計画の計画期間においては、現状と同様、アクス本八幡・行徳支所行徳子育て総合案内の 2 ヶ所で実施することとし、決めました。ただし、保護者の身近な場所で相談・情報提供等を行えるよう、職員がこども館等に出張して事業を実施します。

《保育と関係性がある事業共通の補正内容》

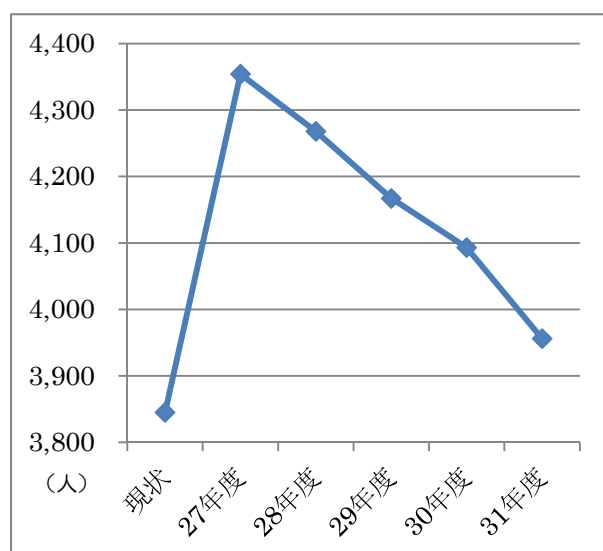
⇒対象：《2 幼児期の学校教育・保育》

《3 地域子ども・子育て支援事業（1）（5）（7）（8）》

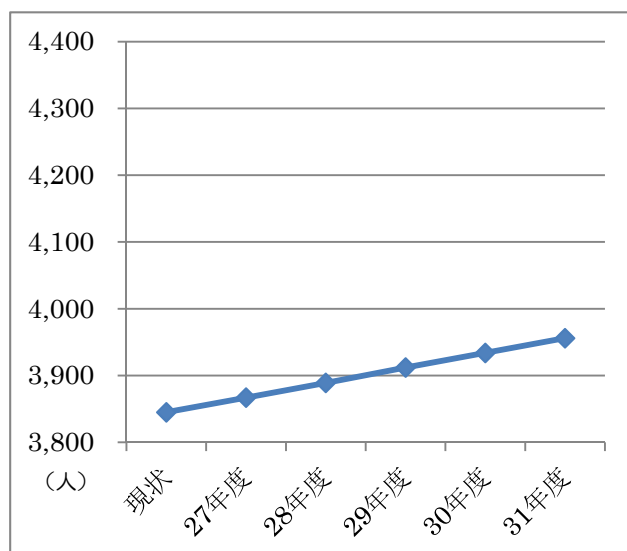
国が示した手引きによる算定方法による場合、平成 27 年度（計画初年度）に潜在的な需要が全て顕在化する前提での「量の見込み」が算定されます。しかし、保育については、経済環境・保育施設等の整備状況などにより、徐々に潜在的な需要が顕在化してくる考えられます。そのため、保育と関係性がある事業については、現状の実績数値から、平成 31 年度（計画最終年度）の「量の見込み」に向けて、平均的に変化させていくよう補正を行いました。その他の事業、特に 0～2 歳の在宅子育て世帯を対象とする事業については、保育ニーズが顕在化する前の受け皿としての役割を果たすことから当該共通補正は行いませんでした。

【例：《2 幼児期の学校教育・保育》（4）2号認定（その他）】

（補正前）



（補正後）



5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方

すべての子どもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手育成につながるものであり、地域社会で取り組むべき最重要課題の一つといえます。

特に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

(2) 本市における現状

これまで、市川市では、幼児教育は人間形成の基礎を培う重要なものであるという認識のもと、「市川市幼児教育振興プログラム」に基づき、家庭や地域社会、幼稚園・保育園等それぞれが幼児教育を充実させるとともに、相互の連携を図ってきました。

この中で、「幼・保・小の連携」の推進方策として、幼稚園教諭と保育士の合同研修会の実施、幼小連携推進モデル園・校の指定および研究などを行い、相互理解を深めてきました。

このほか、小・中学校の独自の取り組みとして、近隣の幼稚園や保育園との連携・交流が行われ、小・中学生による園児への絵本読み聞かせ・ボランティア体験など様々な取り組みが行われています。また、学校教諭の研修制度においては、幼稚園や保育園との異業種交流も行われています。さらに、平成 21 年からは「幼稚園及び保育園と小学校の引継ぎに関わるガイドライン」に基づき、幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな接続が図られるよう、引継ぎ体制を強化しているところです。

(3) 課題

ただ、現在の取り組みにおいては、合同研修会については公私立の幼稚園・保育園のすべてに情報提供がなされていない場合もあること、幼保小の連携については、各校の独自の取り組みによる部分が大きく、それに対する支援が十分とはいえないこと、など課題もあります。

子ども・子育て支援新制度においては、子どものための教育・保育給付の実施主体として、市町村が就学前児童の教育・保育に関し、提供体制を確保する責務を担うこととなります。こうした趣旨をふまえ、市川市のすべての子どもの健やかな育ちのために、教育・保育の一体的提供と推進のための環境整備が必要です。

(4) 具体的な推進方策

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

現在、市川市内には認定こども園がなく、市民ニーズも幼稚園や保育園と比べ高くない状況です(※)。しかし、認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、普及促進が必要です。

本市は、幼稚園設置者・保育園設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うとともに、移行の希望がある場合には、設置者の意向を最大限に尊重し、相談支援等を行います。

※市民ニーズ調査の結果

もともと利用したい教育・保育事業（対象：就学前児童のいる世帯）

- ・幼稚園（預かり保育もあわせた利用希望含む） 49.3%
- ・保育園 35.2%
- ・認定こども園 4.0%

《関連する進行管理事業・・・No.8 認定こども園の普及促進》

②幼稚園教諭と保育士の合同研修

市長部局・教育委員会がそれぞれ実施する研修会等について、公私立の認定こども園・幼稚園・保育園すべてに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流を推進します。

③教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携

「市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、認定こども園・幼稚園・保育園と地域型保育事業者との契約等の締結を求め、両者の適切な連携を担保します。

④幼保小の連携

小・中学校と、認定こども園・幼稚園・保育園との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境を整えます。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

市川市の就学前児童の保護者の育児休業からの職場復帰については、現実の平均は子どもが1歳時点（※）であるのに対し、希望の平均は子どもが1歳4ヶ月時点（※）であり、希望よりも早く育児休業を切り上げている状況となっています。また、希望より早く育児休業を切り上げた保護者の中で、その理由として「希望する保育園に入るため」をあげた方が7割程度（※）となっています。こうした状況を受け、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用を確保するため、以下の3つの取り組みを進めていきます。

（※市民ニーズ調査の結果より。希望より早く育児休業を切り上げた理由については、複数回答。）

①子育てナビによる情報提供・相談支援の実施

市川市では現在、本八幡と行徳の2カ所で子育てナビを設置し、主に保護者の就学前の教育・保育ニーズに対応する情報提供・相談支援を実施しています。子ども・子育て支援新制度開始後は、多様な施設・事業から保護者が教育・保育施設等を選択することとなり、これまで以上に保護者に対する情報提供・相談支援の重要性が増します。産後休業・育児休業中の保護者も含めたより多くの保護者に利用していただくため、子育てナビに関する広報・周知を行っていくとともに、出張子育てナビも実施していきます。

《関連する進行管理事業・・・No.34 利用者支援事業》

②「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備

市川市では、下表のとおり、今後も保育需要が高まることが推計されています。保護者が保育事業を利用するために育児休業を希望より早く切り上げるような状況を生まないように、「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備を計画的に進めていきます。

《保育認定該当者の現状と推計（＝量の見込み）》

	現状（※）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	524人	600人	676人	752人	828人	904人
1・2歳	2,583人	2,660人	2,738人	2,815人	2,893人	2,970人
3～5歳	3,845人	4,171人	4,204人	4,237人	4,269人	4,301人

※現状：平成26年4月1日時点の保育園園児数＋申請者数

《関連する進行管理事業・・・No.6 特定教育・保育施設の整備

No.7 特定地域型保育事業の整備》

③利用調整による産後休業・育児休業からの復職に関する配慮

②に記載する整備が進むまでの当面の間についても、保育に関する利用調整において産後休業・育児休業からの復職について配慮することにより、産後休業・育児休業を取得することが不利に働かないようにします。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

市川市における児童虐待は、平成 20 年度の対応件数（※）が 212 件であったのに対し、平成 25 年度は 352 件となり、増加傾向にあります。こうした現状をふまえ、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、「関係機関との連携の強化」、「虐待予防活動の強化」の 2 点を軸に取り組みを進めます。

（※対応件数：児童虐待（疑いも含む）として調査や指導を行ったケースの児童の実数）

①関係機関との連携の強化

市川市では要保護児童対策地域協議会の「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」において、下記のとおり幅広い関係者の参加を得ています。今後も、当会議を通じて、各関係機関と情報を共有するとともに連携を強化していきます。

《市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議 関係機関》

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ○千葉地方法務局市川支局 | ○千葉県市川警察署 |
| ○千葉県行徳警察署 | ○市川児童相談所 |
| ○千葉県女性サポートセンター | ○市川健康福祉センター |
| ○中核地域生活支援センター がじゅまる | ○市川市社会福祉協議会 |
| ○市川市自立支援協議会 | ○市川市医師会 |
| ○市川市歯科医師会 | ○市川市介護保険事業者連絡協議会 |
| ○市川人権擁護委員協議会 | ○市川市民生委員児童委員協議会 |
| ○市川市保健推進協議会 | ○市川市青少年相談員連絡協議会 |
| ○千葉県弁護士会京葉支部 | ○市川市・市川市教育委員会 関係各部 |

また、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」への参加に加え、下記のとおり各関係機関と連携をしていきます。

(ア)保育園・幼稚園、学校、民生委員・児童委員、医療機関、市保健センター等との連携

保育や教育の現場、地域、病院、乳児家庭全戸訪問事業による訪問、などそれぞれの活動の場の中で、児童虐待の疑いがある子どもや養育支援を必要とする子どもなどを把握した場合には、市子育て支援課に通報するよう依頼し、早期発見・早期対応のための連携をしていきます。また、こうした関係機関に対し、講演会・説明会の開催、虐待対策マニュアルの配布など、連携のために必要な周知活動も行います。

(イ)千葉県（児童相談所）との連携

虐待通報を受けたケースについて、市での児童の安全確認の結果、児童の安全確保のため親子分離や専門的な支援が必要な場合には、児童相談所に援助を要請します。

(ウ)社会的養護施策との連携

虐待通報を受けた中で、市で当該家庭を支援するケースについては、市職員による定期的な訪問、学校・保育園等の関係機関による見守りなど、ケースに応じた支援を行います。その中で、親子関係の改善を図るため一時的に家庭以外での養育が望ましい場合には児童養護施設における子育て短期支援事業の利用、母子家庭で専門職員による養育支援等が必要な場合には母子生活支援施設への入所、など社会的養護施策を活用することにより、虐待予防を図ります。

《関連する進行管理事業・・・No.58 要保護児童への支援事業（要保護児童対策地域協議会）》

参考図

《児童虐待対応業務の流れ》

- 虐待通報の受付、虐待に関する相談対応



- 市職員による児童の安全確認のための家庭訪問・初期調査の実施



- 児童の安全確保のため親子分離等が必要な場合には、児童相談所に援助を要請



- 市で当該家庭を支援するケースについては、市担当部門によるケース検討会議により支援方針・支援計画を定め、再発の防止や養育環境の改善のための支援を実施



- 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と情報を共有し、支援の実施状況の確認と進行管理を実施

《関係機関との連携》

保育園・幼稚園、学校、民生委員・児童委員、医療機関、市保健センター等からの通報

児童相談所の専門性・権限により一時保護・施設入所等の対応を実施

母子生活支援施設等の社会的養護施策の活用

保育園・学校等関係機関による見守り

要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との情報の共有・連携

②虐待予防活動の強化

市川市においては、コモンセンスペアレンティング（C S P）という怒鳴らないしつけの方法に関する講座を、平成24年度より市民向けに開催しています。

講座受講により親子関係が改善した例もあり、効果が期待されることから、C S P講座の拡大実施など、虐待予防活動を強化していきます。

《関連する進行管理事業・・・No.61 親力スキルアップ・CSP講座》

（２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

市川市においては、就学前児童・小学生のいる世帯のうち、7%程度が母子家庭または父子家庭であると推計されます（※）。母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプランに沿い、母子家庭・父子家庭の保護者に対し下記の取り組みを行い、自立支援を推進します。

（※市民ニーズ調査の結果より）

①子育て・生活支援策

必要に応じ、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業の利用を勧める、母子生活支援施設へ保護するなどの対応をとります。また、保育に関する利用調整においては、母子家庭・父子家庭の利用について配慮します。

《関連する進行管理事業・・・No.16 こどもショートステイ事業（子育て短期支援事業）

No.20 ファミリー・サポート・センター事業

（子育て援助活動支援事業）》

②就業支援策

母子自立支援員が母子家庭・父子家庭の保護者の相談に応じ、相談者の状況に合った就労支援プログラムを作成するほか、自主的に職業能力の開発を行う場合に給付金を支給します。

《関連する進行管理事業・・・No.68 ひとり親家庭自立支援事業》

③養育費の確保策

母子自立支援員が相談に応じるとともに、必要に応じ、弁護士や養育費相談支援センターへの紹介を行います。

④経済的支援策

児童扶養手当を支給するとともに、千葉県が実施する母子寡婦福祉資金貸付事業に関する初期相談・受付を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.62、63 児童扶養手当（母子家庭、父子家庭）》

（３）障害児施策の充実等

市川市では、発達に課題をもつ子ども・子育て家庭への支援として、就学前の子どもについてはこども発達センターが中心となり、小学生以上の子どもについては教育委員会が中心となり、各種施策を実施しています。今後も下記の取り組みにより支援を充実させていきます。

①関係機関との連携

発達の課題をもつ子ども・子育て家庭への支援にあたっては、子ども・保健・福祉・教育等の各種施策の連携が必要です。市役所の関係部門が情報を共有し、意見交換をする会議を定期的に開催することなどにより、連携を図ります。また、こども発達センターにおける相談の中でも、就学相談については、特に教育委員会との緊密な連携を行うほか、就学後の子どもの相談については教育センターでの相談を中心としながら、必要に応じて千葉県発達障害者支援センターＣＡＳへの斡旋を行うなど、ライフステージに応じた切れ目ない支援に努めます。また、保護者の希望に応じ、個別的教育支援計画である「市川スマイルプラン」を作成し、関係者が必要な支援について共通理解のもと協力し、一貫した支援を行います。

②相談体制の充実

子どもの発達については、こども発達センター、教育センター、障害者支援課が中心となって相談・支援を行います。また、障害児通所支援を利用するすべての方を対象に、子ども・保護者の意向をふまえて障害児支援利用計画を作成します（障害児相談支援）。

《関連する進行管理事業・・・No.69 こども発達相談室事業》

③専門的な療育の提供

こども発達センター内のおひさまキッズにおいては運動発達に課題をもつ子どもについて、あおぞらキッズ及びこども発達センター分館のそよかぜキッズにおいては行動・情緒などに課題をもつ子どもについて、特性に合わせた遊び・生活面の保育指導や専門職員による個別指導により、機能訓練および生活支援を推進します。また、市内にある民間の児童発達支援センター及び児童発達支援、放課後等デイサービスを行っている各事業所と連携しながら、発達に課題のある子どもへの支援の質を向上していくように努めます。

④幼稚園・保育園等における発達に課題をもつ子どもの受入れ・支援

ひまわり学級が設置されている公立幼稚園において、支援を必要とする子どもに特別支援を提供していきます。地域への支援として、公立・私立幼稚園については、幼児教育相談員が、職員への指導・助言、保護者への相談対応を行います。保育園については、現行においても発達相談室の専門職員が巡回し、職員への指導・助言を行っていますが、新たな事業として、保護者からの依頼により、保育園等を訪問し、発達に課題をもつ子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。これらの取り組みにより、子どもが身近な地域で安心して教育・保育を受けられるよう支援を充実させます。

《関連する進行管理事業・・・No.71 発達障害児保育（保育園）

No.72 幼児教育相談》

⑤幼稚園教諭・保育士等への支援

幼稚園・保育園等における発達に課題をもつ子どもの受入れを支援するため、幼稚園教諭・保育士・学校教諭等を対象として、『発達障害の理解と支援のための研修』を開催するとともに、おひさまキッズ・あおぞらキッズ公開療育を行い、実際の療育場面を見学する機会を作ります。

《関連する進行管理事業・・・No.70 発達障害の理解と支援のための研修》

⑥シンポジウムの開催

発達障害児に関するシンポジウムを開催し、社会的な理解の促進と、関係者・保護者の支援を図ります。

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と子育ての両立のため、保育・放課後健全育成事業について「量の見込み」に対応し、計画的に整備を進めていくほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため以下の2つの取り組みを進めていきます。

①市民や事業主に対する広報・啓発

市民や事業主を対象として、ワーク・ライフ・バランスの意義や実践方法、次世代育成支援対策推進法による義務付け・認定制度などについて、インターネット・紙媒体・イベントなど多様な手段で広報・啓発に取り組みます。

②「いちかわ子育て応援企業」認定制度の充実

市川市では平成 22 年度より、子どもや子育てにやさしい取り組みを進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定しています。認定企業数の増加を図り裾野を広げていくとともに、現在認定を受けている企業に対する取り組み充実のための支援や社会的評価の向上も図り、企業による子ども・子育て支援の取り組みの促進に取り組みます。

《関連する進行管理事業・・・No.74 いちかわ子育て応援企業認定事業》

《いちかわ子育て応援企業》

●認定対象

常時雇用する労働者を有して事業活動を行う、市内に事業所（本店・支店・営業所等）がある事業主

●認定基準等

認定を受けるためには、次の（１）と（２）を満たすことが必要

（１）一般事業主行動計画（※）を策定していること

※次世代育成支援対策推進法で従業員 101 人以上の企業に策定等が義務付けられている、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等について定める計画

（２）以下のいずれかの地域や従業員に向けた子育て支援を実施していること

ア 子どもの企業見学の受け入れ

イ 学校の職場体験への協力

ウ 市川市家族の週間への参加・協力

エ 子どもや子育て中の家族を対象としたイベント・講座の開催

オ 従業員による子どもに関するボランティア活動の奨励や支援

カ 託児室、授乳コーナー、ベビーキープの設置されたトイレ等を事業所内に設置

キ 子育てに関連する施設への寄付

ク その他、子育てに関する活動

●認定企業数 46 社（平成 26 年 10 月 1 日時点）

●認定企業紹介ホームページ

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi01/1111000042.html>



V 実施計画

本章では、次世代育成支援行動計画（後期計画）との一体的策定という位置づけから、継続して本計画で主体的に進行管理する事業を掲載します。IV章で記載のある、子ども・子育て支援法に基づく事業も含め、合計 75 事業について、数値目標を設定し、進捗状況を管理、評価していきます。

《実施計画の見方》

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	〇〇〇	市民評価	市民評価の向上	27,29,31 年度

施策の方向の目標では、「各事業の数値目標の達成率の平均（アウトプット指標）」および「施策の方向全体を通してどのような効果が得られたのか、またどのように市民の満足度が向上したのか」という視点での評価指標（アウトカム指標）」の両方を設定し、評価します。

■ 進行管理事業

(事業番号)	事業名	☆新規	(所管課)				
事業概要	本計画から新たに追加された事業 評価の指標 指標に対する年度ごとの数値目標						
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
	利用者数 (延)						
	●人	●人	●人	●人	●人		

注：(実) は実数、(延) は延べ数を表す。

基本目標 1

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実

施策の方向

進 行 管 理 事 業

1. 子どもの権利保障のための取り組みの充実

1. 子どもの権利保障啓発事業

2. 子ども実行委員会設置事業

2. 子どもの居場所の充実

3. 放課後保育クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）

4. 子どもの居場所づくり事業（ビーイング）

5. こども館運営事業（小学生～18歳未満）

施策の方向 1. 子どもの権利保障のための取り組みの充実

現 状

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」という子どもの 4 つの権利を守ることをうたっています。

日本では平成 6 年にこれを批准していますが、条約の趣旨をさらに広め、子どもの権利保障とは何か、共通の理解を深めていき、意識の向上を図る必要があります。

施策の方向のポイント

- 子どもから大人まで、社会全体が子どもの権利に対する理解を深め、それぞれの立場が役割を果たしていくための意識啓発を行っていきます。
- 子どもの自己主張、自己表現の場を大切にし、自発的に社会参画できる仕組みづくりを推進します。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	子どもの権利保障のための取り組みの充実	市民評価	市民評価の向上	27,29,31 年度

■進行管理事業

1. 子どもの権利保障啓発事業 (子育て支援課)					
事業概要	児童福祉週間や家族の日のイベント、市民向け講演会や関連機関等に対する研修会、および児童虐待予防と親子関係の改善を目指し、複数回のコースで開催する CSP 講座にて、リーフレットの配布を通じ、子どもの権利条約および子どもの権利保障についての周知を図っていきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	リーフレット等の配布				
	45,000 枚	45,000 枚	45,000 枚	45,000 枚	45,000 枚
	主なイベントおよび講演会の実施				
	15 回	15 回	15 回	15 回	15 回

2. 子ども実行委員会設置事業 (子育て支援課)					
事業概要	子ども自身が意見を表明し、参加して、子ども自身が望む遊びや体験を実現させるため、子ども実行委員会を設置します。 子ども実行委員会では、定期的に会議を開催し、こども館の主催するイベントや行事をつくりあげていきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	実行委員 (延)				
	120 人	132 人	144 人	156 人	168 人
	イベント等の実施 (実行委員会が作るイベント・行事)				
	10 回	11 回	12 回	13 回	14 回

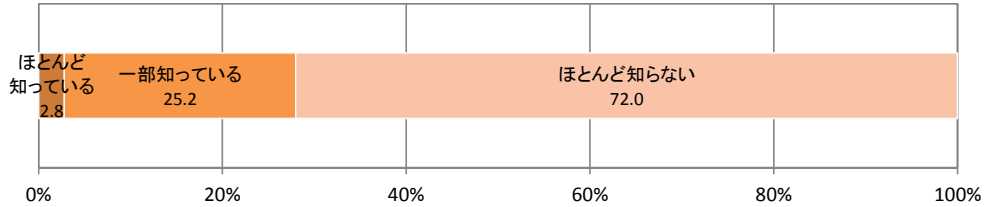
<子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)>

子どもの基本的人権を国際的に保障することを定めた『子どもの権利条約』を、日本が批准して20年になります。市で行ったアンケートでは、市川市における子どもの権利条約の認知度はまだまだ高いとは言えず、また「子どもが守られていると感じる」と答えた人は半数に達していません。

今後も、子ども一人ひとりが人権意識をもち、暴力や不当な扱いから自分を守る知識が持てるよう取り組む必要があります。

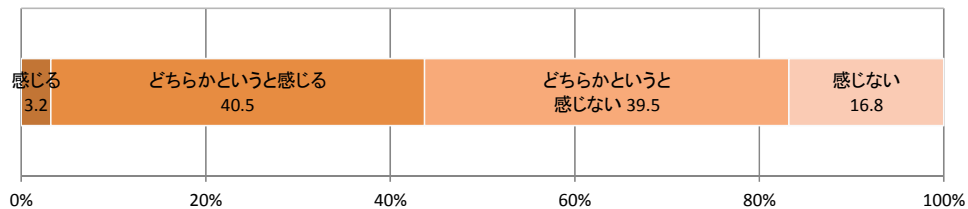
「市では子どもの権利を保障するため事業を行っていますか」

n=(1,192)



「自分の子どもや周囲の子どもの権利が守られていると感じますか」

n=(1,192)



□平成26年度『次世代育成支援に関するアンケート』(eモニター制度)《市川市子育て支援課》

<子どもの権利の4つの柱>

子どもの権利条約では、4つの柱に分かれる権利を守ることとされています

【生きる権利】 防げる病気などで命を奪われないこと 病気やけがをしたら治療を受けられることなど	【育つ権利】 教育を受け、休んだり遊んだりできること 考えや信じることの自由が守られ、 自分らしく育つことができることなど
【守られる権利】 あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること 障害のある子どもや少数民族の子どもなどは とくに守られることなど	【参加する権利】 自由に意見をあらわしたり、 集まってグループをつくったり、 自由な活動をおこなったりできることなど

□資料:財団法人日本ユニセフ協会

施策の方向 2. 子どもの居場所の充実

現 状

子どもの放課後の過ごし方の現状について、保護者の就労形態にかかわらず最も多いのが「自宅」、2番目が「習い事」です。（ニーズ調査：『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成 25 年 11 月実施）

子どもが安心・安全に過ごせる場、異年齢の子どもや地域の大人たちと集団で遊ぶ機会は減りつつあります。年齢関係なく地域や近所同士がつながり、子どもが自由に、安全に楽しく過ごせる環境の確保が求められます。

施策の方向のポイント

○放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保、およびそれを支える地域の仕組みを整備していきます。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	子どもの居場所の充実	市民評価	市民評価 の向上	27,29,31 年度

■ 進行管理事業

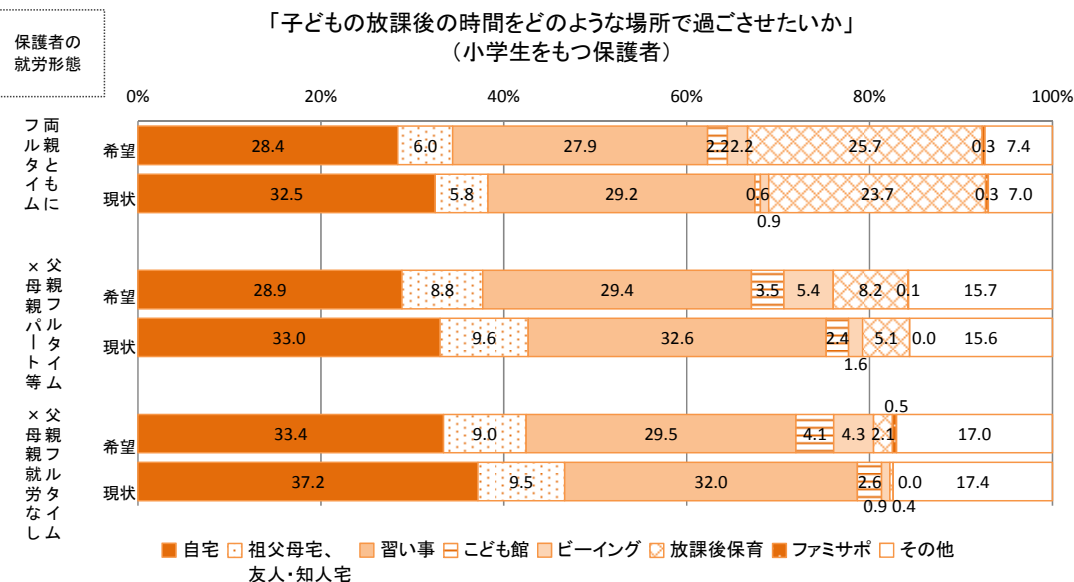
3. 放課後保育クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）					（青少年育成課）	
事業概要	放課後保育クラブでは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊びおよび生活の場を提供し健全育成を図ります。					
	今後も小学校の余裕教室等を利用し、児童が安心して過ごせる生活の場の確保に向け整備を推進していきます。					
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	定員数					
	4,760 人	4,760 人	4,760 人	4,760 人	4,760 人	

4. 子どもの居場所づくり事業（ビーイング）					（青少年育成課）
事業概要	放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、交流活動等を実施することにより、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（延）				
	42,000 人	42,100 人	42,200 人	42,300 人	42,400 人
	施設数				
	9 カ所	9 カ所	9 カ所	9 カ所	9 カ所

5. こども館運営事業（小学生～18 歳未満）					（子育て支援課）
事業概要	児童福祉法に基づく児童館とそれに準ずる施設を設置し、児童の健全育成のため、遊びの提供を行うとともに児童の居場所をつくり、問題の発見と予防のための相談・情報提供を行います。				
	また、仲間づくりや協調性を育成するための集団あそび、様々な体験のできる各種講座等を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（小学生）（延）				
	105,000 人	105,000 人	105,000 人	105,000 人	105,000 人
	利用者数（中・高校生）（延）				
	25,000 人	25,000 人	25,000 人	25,000 人	25,000 人
	施設数				
	15 ヲ所	15 ヲ所	15 ヲ所	15 ヲ所	15 ヲ所

＜放課後の過ごし方における現状と希望の比較＞

保護者の就労形態別における、放課後の現状の過ごし方と希望の過ごし方について、それぞれその差に大きな開きは見られませんが、母親の就労時間に比例して、放課後保育クラブの現状の利用度、および希望度が高いことがわかります。



現状：n=(814) 希望：n=(805)

□ニーズ調査：『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施

＜放課後保育クラブの生活について＞

放課後保育クラブの生活は、学校から子どもたちが「ただいま～」と帰ってきた時から始まります。春・夏・冬休みなどの長期休業の日や、土曜日、振り替え休業日などは朝からの一日保育になります。

【一日の流れの例】

○学校がある日

時間	プログラム	内 容
14時30分	登所 勉強 室内遊び	子ども達を迎え、連絡帳をチェックし、保護者からの連絡事項を確認します。 宿題がある場合は、済ませてから遊ぶように声がけをします。
15時30分	おやつ	おやつは成長期の子どもにとって大切な栄養補給です。子ども達がみんなで楽しく過ごす大切な時間です。
16時	外遊び	遊びを通して、子どもは成長していきます。自主的・創造的に楽しく遊べるように指導員はサポートします。
17時 18時30分 19時	室内遊び (勉強) 延長保育 閉所	体を動かす遊びだけでなく、工作・お絵かきなどの室内遊びや季節に合わせた行事の準備を協力しながら行います。 一人帰りの子どもには安全に家まで帰れるように声がけします。

○学校が休みの日の午前中

時間	プログラム	内 容
8時	開所 室内遊び	子ども達を迎え、主に室内で自由に遊びます。 ※開所時間に合わせて登所するようお願いします。
9時	勉強	宿題等の勉強をしたり、読書をして過ごします。
10時	外遊び	校庭等でサッカー・ドッジボール等思い切り遊びます。
12時	お弁当	各自持参したお弁当を楽しく食べます。

※在籍する児童や施設環境などにより、保育クラブの一日の流れは変わります。あくまでも一例となります。

基本目標 2

乳幼児期の教育・保育の充実

施 策 の 方 向

3. 特定教育・保育施設、
特定地域型保育事業の
計画的整備

4. 乳幼児期の教育・保育
の一体的提供・推進

進 行 管 理 事 業

6. 特定教育・保育施設の整備

7. 特定地域型保育事業の整備

8. 認定こども園の普及促進

施策の方向 3. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の計画的整備

現 状

保育の需要は依然として高く、待機児童対策は喫緊の課題として取り組む必要があります。

市川市が実施したニーズ調査では、現在就労していない母親のうち、**59.4%**の方が今後仕事に就きたいと考えており、保育の需要は潜在的なニーズも含め今後もさらに増していくと予想されます。

施策の方向のポイント

- 5年間を一期として待機児童対策に努め、民間事業者の運営を基本とした乳幼児期の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を計画的に整備します。
- 量の確保を図るとともに、質の担保された教育・保育を提供していきます。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	待機児童数	統計調査	待機児童の減少	27,29,31年度
	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の計画的整備	市民評価	市民評価の向上	

■ 進行管理事業

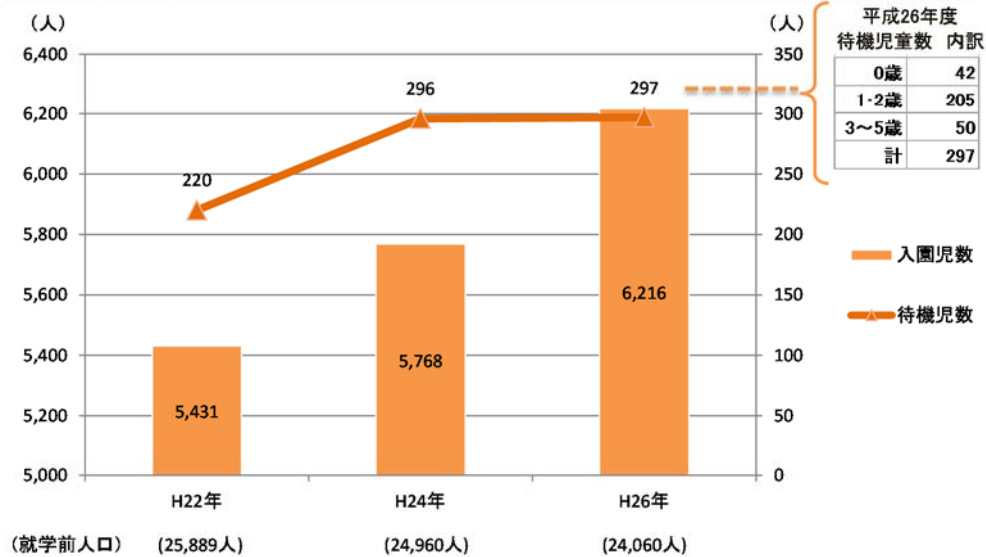
6. 特定教育・保育施設の整備 (保育計画推進課)					
事業概要	教育・保育に関する「量の見込み」に応じ、特定教育・保育施設の整備を推進していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	3 号認定（0 歳）の定員数（当該年度整備分を含む）				
	686 人	750 人	811 人	850 人	850 人
	3 号認定（1・2 歳）の定員数（当該年度整備分を含む）				
	2,198 人	2,342 人	2,476 人	2,566 人	2,566 人
	2 号認定の定員数（当該年度整備分を含む）				
	4,375 人	4,633 人	4,902 人	5,112 人	5,112 人

7. 特定地域型保育事業の整備 (保育計画推進課、保育施設課)					
事業概要	保育に関する「量の見込み」に応じ、特定地域型保育事業の整備を推進していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	3 号認定（0 歳）の定員数（当該年度整備分を含む）				
	32 人	50 人	67 人	67 人	66 人
	3 号認定（1・2 歳）の定員数（当該年度整備分を含む）				
	99 人	243 人	494 人	493 人	492 人

＜保育園の入園児数および待機児童数の状況＞

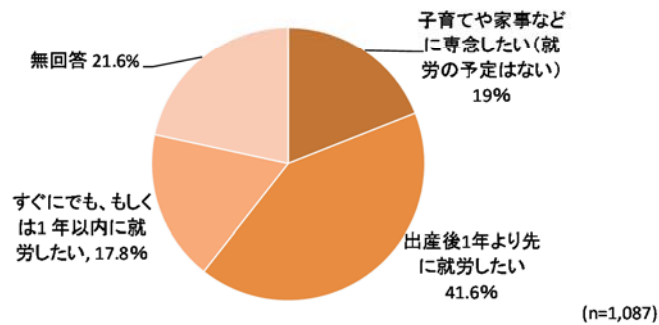
就学前人口は減少傾向にあるものの、保育園入園児数は増加し、待機児童数も増加しています。

※待機児童の定義(国の基準): 保育に欠ける状態にあって、認可保育園に入所を希望している児童のうち、他の保育施設等(認可外保育園)を利用している児童および特定の保育園のみを希望していることで待機となっている児童を除くもの。



□保育園の入園児童数および待機児童数(各年4月1日現在)《市川市保育課》

【就労の希望、希望する形態】 (調査時就労していない母親を対象)



□ニーズ調査:『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施

施策の方向 4. 乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

現 状

これまで、市川市では、幼児教育は人間形成の基礎を培う重要なものであるという認識のもと、「市川市幼児教育振興プログラム」に基づき、家庭や地域社会、幼稚園・保育園等それぞれが幼児教育を充実させるとともに、相互の連携を図ってきました。

ただ、現在の取り組みにおいては、合同研修会については、公私立の幼稚園・保育園の全てに情報提供がなされていない場合もあること、幼保小の連携については、各校の独自の取り組みによる部分が大きく、それに対する支援が十分とはいえないこと、など課題もあります。

子ども・子育て支援新制度においては、子どものための教育・保育給付の実施主体として、市町村が就学前児童の教育・保育に関し、提供体制を確保する責務を担うこととなります。こうした趣旨を踏まえ、市川市のすべての子どもの健やかな育ちのために、教育・保育の一体的提供と推進のための環境整備が必要です。

施策の方向のポイント

- 幼稚園設置者・保育園設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うとともに、移行の希望がある場合には、設置者の意向を最大限に尊重し、相談支援等を行います。
- 従来の幼稚園教諭と保育士の合同研修、幼保小連携に関する取り組みのさらなる充実のため、情報提供の強化、支援体制の確保を図っていきます。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進	市民評価	市民評価の向上	27,29,31 年度

■ 進管理事業

8. 認定こども園の普及促進 （子育て支援課、保育課、保育施設課、保育計画推進課）					
事業概要	幼稚園・保育園の移行による認定こども園の普及を図ります。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	認定こども園施設数				
	2 カ所	8 カ所	16 カ所	19 カ所	23 カ所

基本目標3

地域における子育て支援の充実

施策の方向

進 行 管 理 事 業

5. 多様なニーズに応じた
保育・子育て支援サー
ビスの充実

9. 時間外保育事業（延長保育事業）

10. 休日保育事業

11. 一時預かり事業

12. 預かり保育事業
（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

13. 病児・病後児保育事業

14. 認可外保育園園児補助金

15. 保育園の第三者機関評価事業

16. こどもショートステイ事業（子育て短期支援事業）

6. 地域の子育て力向上の
ための支援の充実

17. 地域子育て支援センター事業

18. 親子つどいの広場事業

19. こども館運営事業（小学校就学前まで）

20. ファミリー・サポート・センター事業
（子育て援助活動支援事業）

21. 産後家庭ホームヘルプサービス

22. すこやか応援隊事業

23. 子育てサークル育成事業

24. いちかわ子育て支援ボランティア養成事業

25. 青少年と乳幼児親子のふれあい交流事業

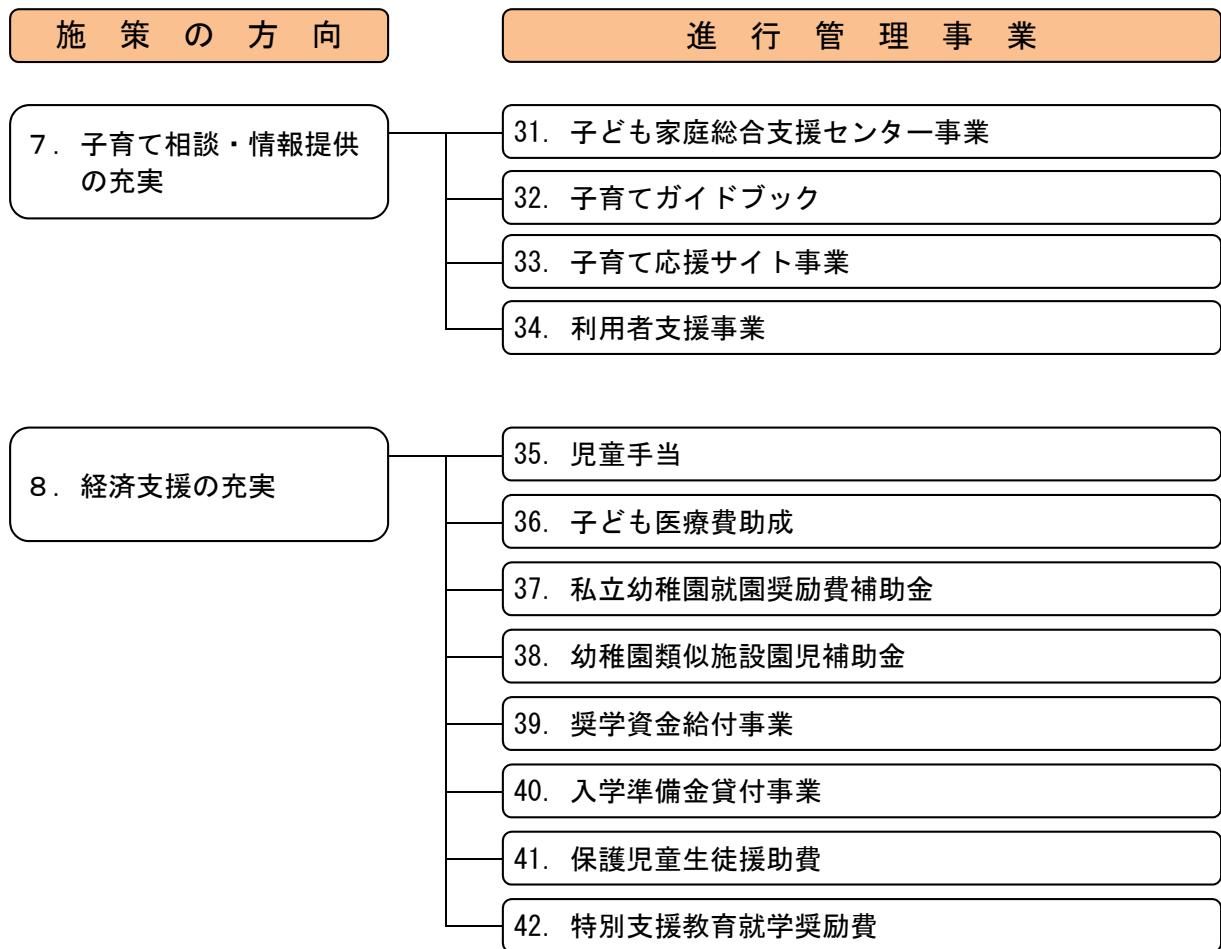
26. 保育園での子育て支援（地域交流）

27. 幼稚園での子育て支援（園庭開放）

28. 中高年ボランティア事業（保育園）

29. マイ保育園登録制度事業

30. 青空こども広場事業



施策の方向 5. 多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実

現 状

「日常的に、子どもを祖父母や知人等にみてもらえる」と回答した人は 20%に至りませんでした。(ニーズ調査)

働く女性が増加し、様々なライフスタイルが選択できる今日、それぞれの家庭が自由に選ぶことができる多様な形態の子育て支援サービスの提供が求められます。

施策の方向のポイント

- 多様なライフスタイル、働き方に合った保育ニーズを満たせるよう事業体制を確保します。
- 就労の有無に関わらず、個人の希望や必要性に合った子育て支援サービスの拡充を図ります。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実	市民評価	市民評価 の向上	27,29,31 年度

■ 進行管理事業

9. 時間外保育事業（延長保育事業）（保育施設課）					
事業概要	認可保育園等において、平日および土曜日の通常保育時間を超えて保育サービスを実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（1 日あたり）				
	3,871 人	3,967 人	4,062 人	4,158 人	4,253 人

10. 休日保育事業（保育施設課）					
事業概要	日曜・祝日も就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育園で休日保育を実施します。 今後は、市内の主要駅周辺にある保育園のうち、休日も受け入れできる保育園を拠点として整備していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	定員				
	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	利用者数（延）				
	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人
	施設数				
	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所

11. 一時預かり事業（保育施設課）					
事業概要	パートタイムなどの短期就労や保護者の出産・疾病、リフレッシュ等による一時的な保育ニーズに応えるため、一時預かりを実施します。今後は、一時預かり事業をニーズにあわせて拡大していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（延）				
	24,000 人	28,000 人	31,200 人	31,000 人	30,000 人

12. 預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）（保育課）					
事業概要	保護者のリフレッシュや就労等を支援するため、幼稚園の保育時間終了後における預かり保育を実施します。今後は、私立幼稚園全園で実施できるよう支援していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（延）				
	64,356 人	65,059 人	65,763 人	66,466 人	67,169 人

13. 病児・病後児保育事業 (保育施設課)					
事業概要	子どもが病気回復期のため、通常通り保育園等を利用できない場合、医療機関等に併設された保育施設で一時的に保育を実施します。 今後は、医療機関を中心に受け入れ施設を整備していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数 (延)				
	1,361 人	1,435 人	1,711 人	2,440 人	2,750 人

14. 認可外保育園園児補助金 (保育課)					
事業概要	待機児童の解消を含めた多様なニーズへの対応など認可外保育園の特徴を活かした保育サービスを活用していくため、認可外保育園に通う保護者へ補助金を交付し、経済的負担を軽減します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給者数 (実)				
	12,000 人	12,000 人	12,000 人	12,000 人	12,000 人

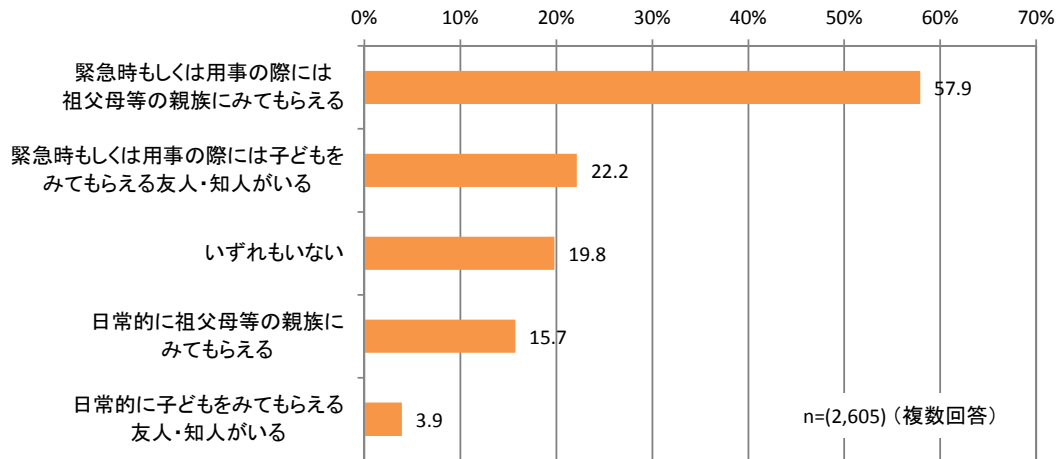
15. 保育園の第三者機関評価事業 (保育施設課)					
事業概要	保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。 また、評価結果を認可保育園全体のものとして捉えて改善に取り組み、保育の質の向上を図ります。評価結果については、ホームページ等で広く公開します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	第三者評価機関による審査・評価の実施 (各年度内に実施する施設数)				
	1 ヲ所/年	1 ヲ所/年	1 ヲ所/年	1 ヲ所/年	1 ヲ所/年

16. こどもショートステイ事業 (子育て短期支援事業) (子育て支援課)					
事業概要	保護者の疾病・出産・出張等により、数日にわたり家庭において児童の養育が困難となった場合、宿泊施設で子どもを預かるサービスを実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数 (延)				
	333 人	321 人	312 人	301 人	292 人

＜日頃子どもをみてもらえる親族や知人の有無＞

緊急時等一時的な都合の際に、祖父母等の親族にみてもらえる世帯は多いものの、親族以外や、日常的に子どもを預けられる環境にない家庭が多いことがわかります。

「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいますか」



□ニーズ調査:『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施



施策の方向 6. 地域の子育て力向上のための支援の充実

現 状

子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所があるかどうかについて、約 95%が「ある」と回答しており、相談先は主に「祖父母等の親族」「友人、知人、近所の人」が占めています。（ニーズ調査）

子育て家庭の孤立化を防ぐため、親子がつどい、交わり、助けあい、地域全体で育児を担う風土をさらに広げていく必要があります。

施策の方向のポイント

- 子育ての負担や孤立感を軽減し、子育て家庭が出会い、地域でつながる機会を創出するとともに、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場をつくっていきます。
- 行政と関係機関が連携し、それぞれにおける課題や状況を共有しながら、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。
- 地域の活動と連携し、さらなる地域人材の掘り起こし、育成に注力し、地域社会で子どもを育む体制の確立を目指します。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	地域の子育て力向上のための支援の充実	市民評価	市民評価の向上	27,29,31年度

■ 進行管理事業

17. 地域子育て支援センター事業 (子育て支援課)					
事業概要	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	施設数				
	11 カ所	11 カ所	11 カ所	11 カ所	11 カ所
	利用者数 (延)				
	147,563 人	149,662 人	144,755 人	140,681 人	136,625 人

18. 親子つどいの広場事業 (子育て支援課)					
事業概要	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	施設数				
	4 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所
	利用者数 (延)				
	68,293 人	59,318 人	57,373 人	55,759 人	54,151 人

19. こども館運営事業 (小学校就学前まで) (子育て支援課)					
事業概要	児童福祉法にもとづく児童館とそれに準ずる施設を設置し、遊びの提供を行う乳幼児親子の居場所とするとともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の関係づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進のための父親支援、親育ち・親の子育て力向上のための各種講演会等を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数 (延)				
	115,000 人	115,000 人	115,000 人	115,000 人	115,000 人
	施設数				
	15 カ所	15 カ所	15 カ所	15 カ所	15 カ所
	行事・イベント				
	4,250 回	4,250 回	4,250 回	4,250 回	4,250 回

20. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（子育て支援課）					
事業概要	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。引き続き、協力・両方会員の確保を図っていきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（延）				
	13,985 人	14,361 人	14,737 人	15,113 人	15,489 人

21. 産後家庭ホームヘルプサービス（子育て支援課）					
事業概要	核家族で保護者の親族や近隣からの支援が十分に得られない家庭にあって、特に保護者が産後で一時的に家事、育児ができないとき、ヘルパーを派遣して、支援していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	登録者数（延）				
	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人

22. すこやか応援隊事業（子育て支援課）					
事業概要	すこやかな親子の育ちを目的として、市内の様々な地域に出向き、訪問・相談・情報提供などの活動を実施し、一人ひとりに合った支援をコーディネートしていく中で、地域に根ざした子育て支援を進めていきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（延）				
	2,800 人	2,800 人	2,800 人	2,800 人	2,800 人

23. 子育てサークル育成事業（子育て支援課）					
事業概要	子育てにかかわるサークル活動を行っている団体について、登録制によって活動を支援するとともに、ホームページ等により広く情報を公開することで市民活動の活性化を図ります。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	登録サークル				
	60 団体	60 団体	60 団体	60 団体	60 団体

24. いちかわ子育て支援ボランティア養成事業 (子育て支援課)					
事業概要	地域で子育て支援を行いたいボランティアを養成するため、「子育て支援ボランティア養成講習会」を開催するとともに、修了後の活動をコーディネートすることによって、地域の子育て力の向上を図っていきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受講者数 (実)				
	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	講習会の開催				
	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回

25. 青少年と乳幼児親子のふれあい交流事業 (子育て支援課)					
事業概要	こども館における健全育成活動の一環として、児童生徒が乳幼児親子とのふれあい・育児体験をすることにより、命の大切さ・親子の絆を学ぶ活動を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	実施回数				
	50 回	50 回	50 回	50 回	50 回
	参加者数 (小学生) (延)				
	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	参加者数 (中・高校生) (延)				
	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
	参加者数 (乳幼児親子) (延)				
	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人

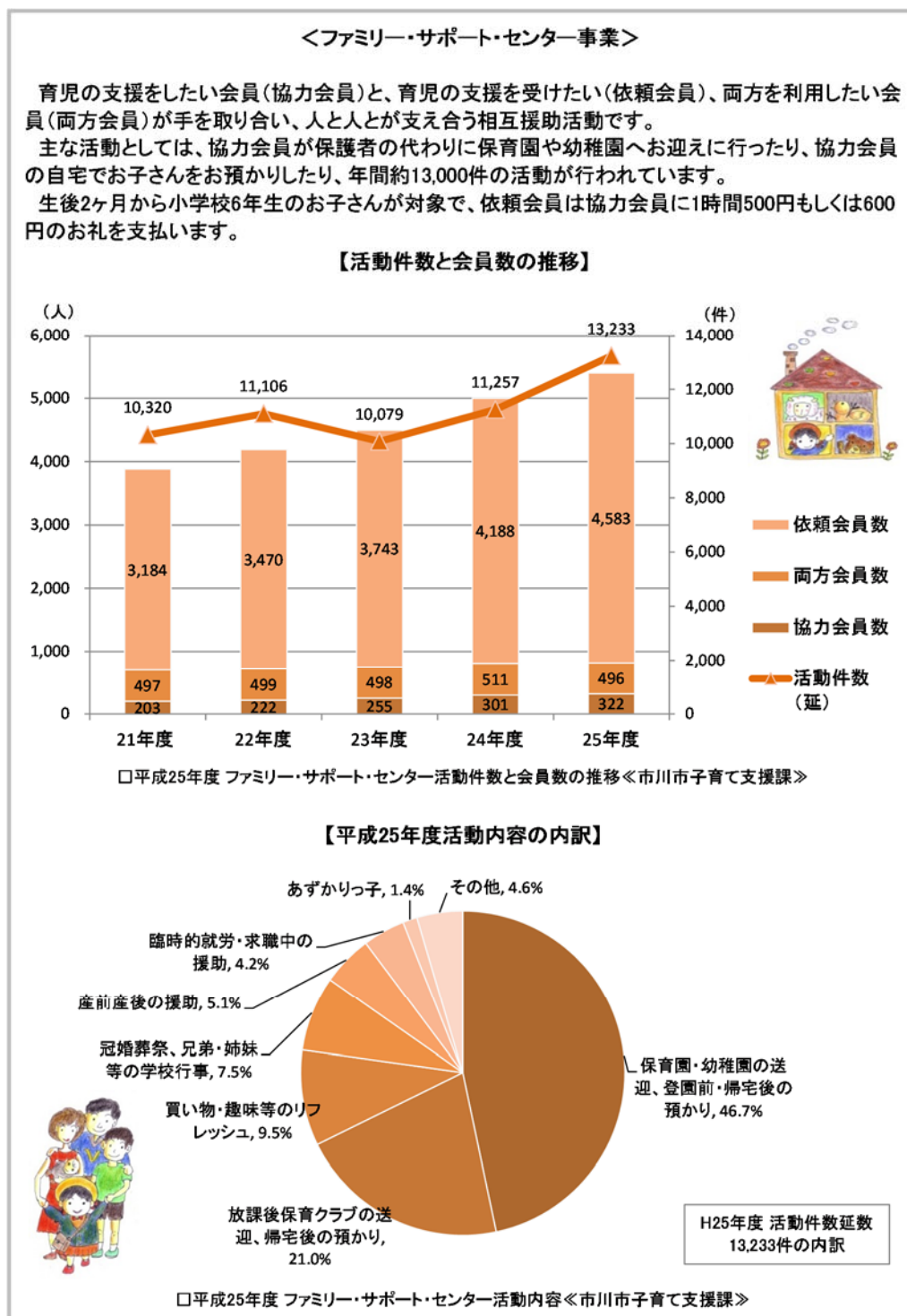
26. 保育園での子育て支援 (地域交流) (保育施設課)					
事業概要	保育園の地域交流として、保育園に通園していない未就学児童等を含め、園庭開放、親子のふれあい遊びの支援等を行い、保育園と地域および地域住民同士の交流を図ります。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	参加者 (延)				
	7,500 人	7,600 人	7,700 人	7,800 人	7,900 人
	地域交流の実施				
	640 回	650 回	660 回	670 回	680 回
	実施施設				
	75 ヲ所	75 ヲ所	75 ヲ所	75 ヲ所	75 ヲ所

27. 幼稚園での子育て支援（園庭開放）						（就学支援課）
事業概要	幼稚園の地域交流として、幼稚園に通園していない未就学児童を対象に、園庭を開放し、親子で遊んだり、育児について親同士が話し合える場とします。 また、育児についての不安や悩みを受け止め、子育て支援の場とします。					
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	園庭開放の実施数					
	815 回	700 回	700 回	700 回	700 回	
	園庭開放の実施施設					
	7 カ所	6 カ所	6 カ所	6 カ所	6 カ所	

28. 中高年ボランティア事業（保育園）						（保育施設課）
事業概要	社会を担ってきた中高年を保育ボランティアとして受け入れ、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、草木の世話等を通じて、保育園児との世代間交流を図ります。					
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	ボランティア登録者数					
	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	
	活動件数					
	3,000 回	3,000 回	3,000 回	3,000 回	3,000 回	
	実施施設					
	30 カ所	30 カ所	30 カ所	30 カ所	30 カ所	

29. マイ保育園登録制度事業						（保育施設課）
事業概要	地域で継続した子育て支援を実施し、産前産後うつや育児不安などを解消していくため、身近な保育園に登録して、妊婦時代には子育て体験、産後は育児相談や地域との交流などの支援を保育園で実施していきます。					
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	登録者数					
	420 人	420 人	420 人	420 人	420 人	
	実施施設					
	21 カ所	21 カ所	21 カ所	21 カ所	21 カ所	

30. 青空こども広場事業 ☆新規 (公園緑地課)					
事業概要	就学前の子どもが伸び伸びと遊べる「青空こども広場」を公園の少ない地域等に設置します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	施設数				
	2 カ所	4 カ所	6 カ所	8 カ所	10 カ所



<すこやか応援隊事業>

妊娠中から就学前までの親子を対象に地域の中で子育てに喜びや楽しみを感じ、ともに成長していけるような支援、環境づくりを通して「すこやかな親子の育ち」を保育士と栄養士のチームが応援しています。

1. 子育ての不安・負担感の軽減



すこやかひろば、すこやかひろば講座の開催

電話相談、窓口相談、訪問相談

産後ホームヘルプサービス



子育てサークル支援

子育ての情報提供、周知活動



いちかわっこメールの配信

2. 地域社会とのネットワーク構築



関係機関との連携



子どもに関わる相談窓口連絡会の開催

イベント等民間との協働

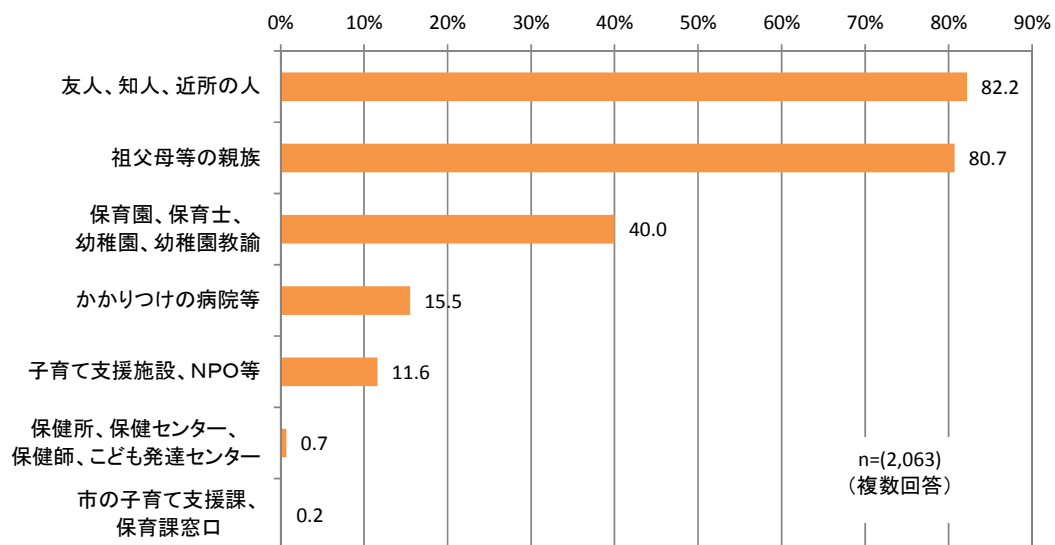
地域ケアシステム等の協力



子育て支援ボランティアの育成

<子育てをする環境>

「子育てをする上で気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか」



□ニーズ調査:『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施

＜市民や事業者が主体となって進める取り組み＞

子ども・子育て支援に関しては、市民や事業者が主体となって進める取り組みが数多くあります。ここでは、市の共催や後援を通じて、市内で行われている主な事業をご紹介します。今後も市民・事業者・行政が、それぞれの役割を担い、協働して、子ども・子育て支援の充実に努めていくことが重要です。

【市民や事業者が主体となっている主な事業】

事業名	概要
いちかわファミリーフェスタ	「家族の週間」にちなみ、出産・育児・家庭生活・祖父母・家族関係のさまざまなステージやワークショップ、展示を実施する。
プレーパーク市川冒険あそびぼ	子どもたちが自然の中で自由に遊ぶことのできる遊び場（プレーパーク）の開催。
子育て応援メッセ in いちかわ	子育て中の人への情報提供と息抜きの場を提供するとともに、子育て支援活動を行っている人たちのネットワークづくりをはかる。
子育て交差点	
子どもがつくるまち「ミニいちかわ」	子どもたちが主体的に参加し、「ミニいちかわ」という子ども参画のあそびのまちをつくり、様々な人との関わりの中で、市民として働いたり遊んだりすることを体験する。



〔プレーパーク市川冒険あそびぼ〕



〔いちかわファミリーフェスタ〕



〔子育て交差点〕



〔子どもがつくるまち「ミニいちかわ」〕

施策の方向 7. 子育て相談・情報提供の充実

現 状

いちかわ子育てガイドブックの認知度は 82.5%と高く、今後も市の子育て案内本として活用して頂けるよう努めていきます。(ニーズ調査) その他相談窓口や情報提供については、いずれも認知度・利用率ともに低く、窓口機能や行政のもつ情報が十分に活かされていない状況にあります。

相談窓口の認知度を高め、子育て家庭に必要な情報が手に入る情報提供体制を整える必要があります。

施策の方向のポイント

- 利用者のニーズをとらえ、地域と連携し、「ほしい時に使える情報」の収集、提供・配信に努めます。
- 地域と連携し、各家庭に必要な情報集約を行い、窓口にて相談に応じた情報提供を行います。
また、サービスが均等に行き届くように市民の身近な場所に出張窓口を設けます。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	子育て相談・情報提供の充実	市民評価	市民評価 の向上	27,29,31 年度

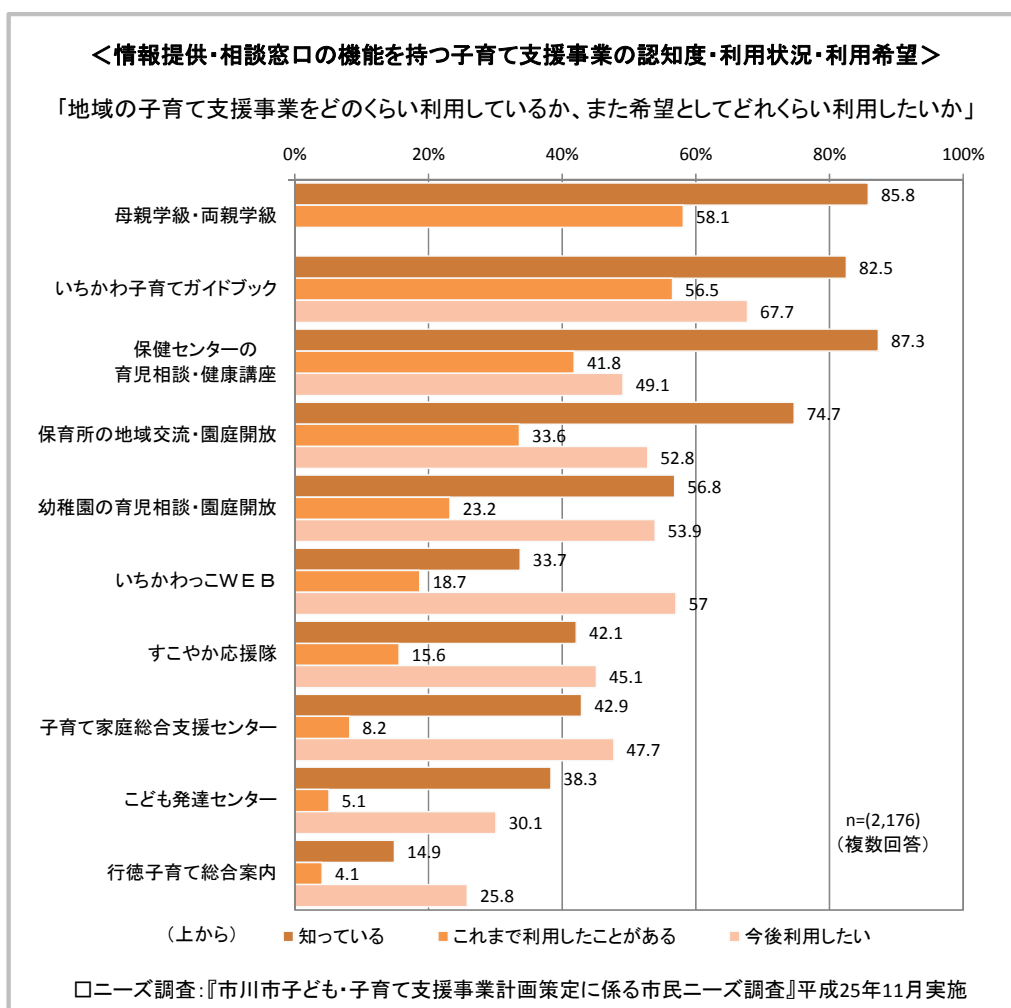
■ 進行管理事業

31. 子ども家庭総合支援センター事業 (子育て支援課)					
事業概要	子どもと子育て家庭に関する総合相談窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	問合せ・相談件数 (延)				
	5,000 件	5,000 件	5,000 件	5,000 件	5,000 件

32. 子育てガイドブック (子育て支援課)					
事業概要	本市における子ども・子育てに関する保健・福祉・教育・医療などの情報を網羅した情報誌を隔年で発行し、子育てにかかる行政の総合的な情報をわかりやすく提供します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	発行部数				
	20,000 冊	—	20,000 冊	—	20,000 冊

33. 子育て応援サイト事業 (子育て支援課)					
事業概要	子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」により、行政情報のみならず、NPO やサークル等によって実施されている様々な子育て支援に関する民間情報を提供します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	アクセス数 (月平均)				
	10,000 件	10,500 件	11,000 件	11,500 件	12,000 件

34. 利用者支援事業 ☆新規		(子育て支援課)				
事業概要	子育てナビゲーターが、幼稚園、保育園等の子育て関係機関及び施設等と連絡調整を図り情報収集を行い、子ども及びその保護者に合った幼稚園、保育園等の紹介や申請方法等をご案内するとともに、子育てに見通しをもつための子育てライフプランのイメージを提案し、就学前の子どもの所属先についての情報を幅広く提供していきます。					
	上記の事業を本庁において「子育てナビ八幡」、行徳支所において「子育てナビ行徳」として、市内全域を対象に実施します。					
	また、「出張子育てナビ」として地域に出向き、市内全域に利用者支援のサービスを展開します。					
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	実施箇所数					
	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	
	子育てナビ利用者数（延）					
	1,500 人	1,550 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	
	出張子育てナビ利用者数（延）					
	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人	



<子育てナビ>

子ども・子育て支援法に基づき家庭のライフスタイルやニーズに合わせ、多様な教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう必要な支援を行います。

「共稼ぎをしているので保育園を探したい」
「我が家から通える幼稚園は？」
「手続きはいつから？方法は？」



子育てナビ 【窓口・電話・出張子育てナビ】

聞き取り

家庭状況の理解

イメージ・整理のお手伝い

情報提供



施設訪問・連絡

関係機関との連絡・調整、
連携、協働の体制

幼稚園

保育園

認定こども園

地域型保育事業

幼稚園類似施設

簡易保育園

その他



施策の方向 8. 経済支援の充実

現 状

平成 26 年版少子化社会対策白書（内閣府）では、1997 年から 2012 年の 15 年間で子育て世代の所得分布は、低所得層にシフトし、その後その状態が続いていることを示しており、家計に占める子育て、教育に関する経済的負担の割合が大きくなっていることが想定されます。（88 ページ＜子育て世帯の所得状況推移＞参照）

市が平成 25 年度に実施した調査でも、子どもを産む・育てるにあたって不安に思うことについて、「生活費・教育費等経済的な問題」が最も高く、経済的支援を求める声の大きさが表れています。（平成 25 年 12 月 e-モニターアンケート『子ども・子育てに関するアンケート』）

施策の方向のポイント

○子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給または助成を実施します。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	経済支援の充実	市民評価	市民評価の向上	27,29,31 年度

■ 進行管理事業

35. 児童手当 (こども福祉課)					
事業概要	子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給児童数 (延)				
	710,000 人	710,000 人	710,000 人	710,000 人	710,000 人

36. 子ども医療費助成 (こども福祉課)					
事業概要	子どもの健やかな成長を願い、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費 (保険適用分) の一部を助成します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	助成対象者数 (実)				
	53,959 人	53,959 人	53,959 人	53,959 人	53,959 人

37. 私立幼稚園就園奨励費補助金 (保育課)					
事業概要	公立幼稚園と私立幼稚園保育料の格差是正および保護者の経済的負担の軽減を図るため、保護者に補助金を交付します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給者数 (実)				
	5,000 人	5,000 人	5,000 人	5,000 人	5,000 人

38. 幼稚園類似施設園児補助金 (保育課)					
事業概要	幼稚園類似施設を利用する保護者の経済的負担軽減を図るため、所得区分に応じて補助金を交付します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給者数 (実)				
	800 人	800 人	800 人	800 人	800 人

39. 奨学資金給付事業 (就学支援課)					
事業概要	高等学校および高等専門学校の課程を修得するに際し、経済的理由により修学が困難な生徒に奨学資金を支給し、教育の機会均等を図ります。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	奨学生数				
	136 人	136 人	136 人	136 人	136 人

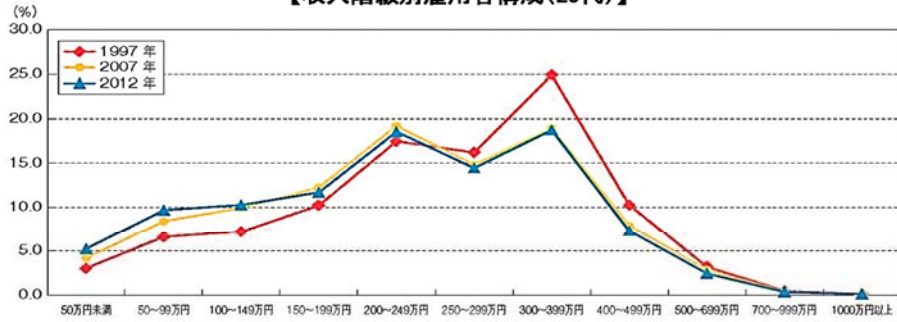
40. 入学準備金貸付事業 (就学支援課)					
事業概要	経済的理由により入学準備金の調達が困難な保護者に対し、入学費用の一部を無利子で貸し付けます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	貸付件数				
	117 件	117 件	117 件	117 件	117 件

41. 保護児童生徒援助費 (就学支援課)					
事業概要	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な費用の一部を援助します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	認定者数				
	2,989 人	2,989 人	2,989 人	2,989 人	2,989 人

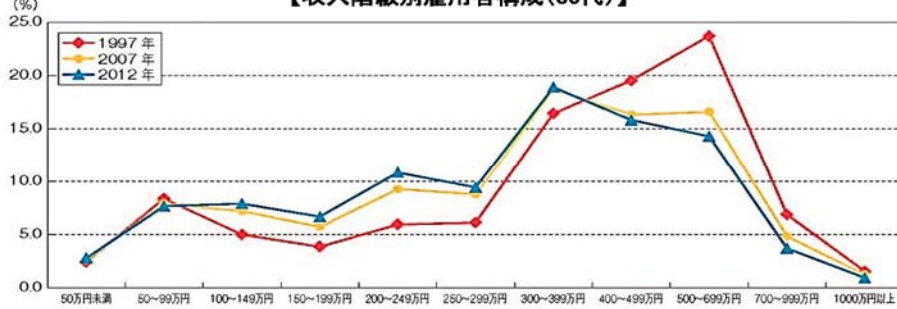
42. 特別支援教育就学奨励費 (就学支援課)					
事業概要	特別支援学級および通級指導教室に通学している児童・生徒の保護者に対し、就学に要する費用の一部を支給します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	認定者数				
	297 人	297 人	297 人	297 人	297 人

＜子育て世帯の所得状況推移＞

【収入階級別雇用者構成(20代)】

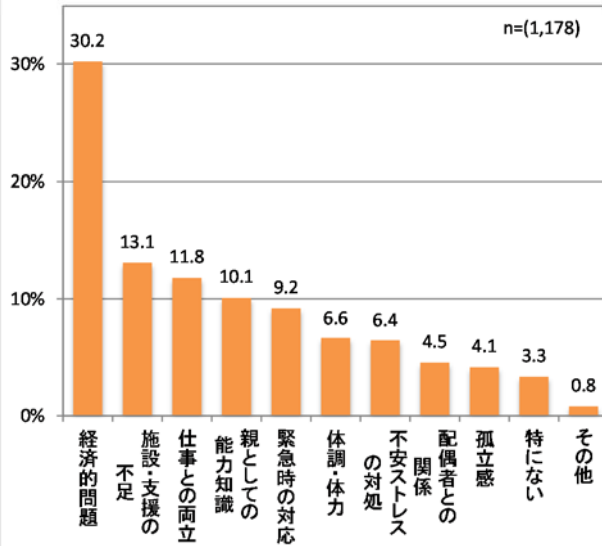


【収入階級別雇用者構成(30代)】

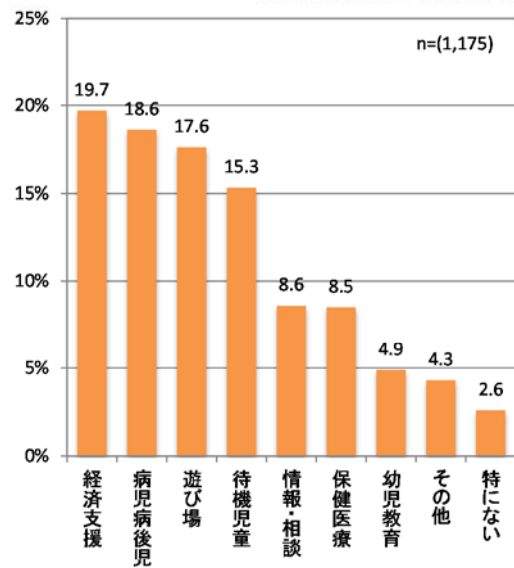


□平成26年版 少子化社会対策白書《内閣府》

【子どもを生む、育てるにあたって不安に思うこと】



【市の子ども・子育て施策において充実させてほしいと思うもの】



□平成25年度『子ども・子育てに関するアンケート』e-モニター制度《子育て支援課》

基本目標 4

子どもと子育て家庭の健康づくり

施 策 の 方 向

進 行 管 理 事 業

9. 母子保健の充実

43. 母子健康手帳交付

44. 妊婦・乳幼児健康診査事業

45. 母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

46. 保健推進員活動事業

47. 母親学級・両親学級

48. 4 か月赤ちゃん講座

49. 離乳食教室（1 回食・2 回食）

50. 妊婦栄養教育

51. 妊婦歯科健診・歯みがきレッスン

52. 育児相談

53. 予防接種事業

10. 小児救急医療の充実

54. 急病診療所等運営事業

55. あんしんホットダイヤル

56. 2 次救急医療運営事業

57. 2.5 次救急医療運営事業

施策の方向 9. 母子保健の充実

現 状

「保健センターの育児相談・健康講座」、「母親学級・両親学級」の認知度はともに 85%を超え、利用状況も高い結果となっています。(83 ページコラム《情報提供・相談窓口の機能を持つ子育て支援事業の認知度・利用状況・利用希望》参照)

出産後早期に、母子が地域社会と出会う仕組みをつくり、訪問による相談の機会の提供や、事業の認知度をさらに高めることを通じて、出会いをさらに次の出会いに繋げ、展開させていく必要があります。

施策の方向のポイント

- 母子の心身の健康管理の保持・増進を目的に、必要な知識・技術の習得および相談機関としての充実に取り組みます。
- 関係部署や地域と連携しながら、健康診査や家庭訪問、健康講座、育児相談などを通じた保健体制の充実に図ります。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	母子保健の充実	市民評価	市民評価 の向上	27,29,31 年度

■ 進行管理事業

43. 母子健康手帳交付 (保健センター健康支援課)					
事業概要	出産までの母の健康状態のチェック、出産した施設・病院の記録、出産後の赤ちゃんの予防接種や健康状態・発育状況など、母子の健康管理の状況を記録する母子健康手帳を交付します。また、保健センターではこの手帳の発行時、面接にて健康等に関する相談や、妊娠および乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報の提供を併せて行います。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（実） 9 ヲ所で交付				
	4,371 人	4,202 人	4,065 人	3,930 人	3,823 人

44. 妊婦・乳幼児健康診査事業 (保健センター健康支援課)					
事業概要	妊婦・乳児に対して一般健康診査を医療機関に委託して実施し、異常の有無を早期に把握し適切な指導を行い、健康の保持増進を図ります。これについては、母子健康手帳発行時に受診票を配布して費用助成を行います。 また、1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、精神的・身体的発育発達、基本的生活習慣、歯科衛生など多角的な健診を行い、幼児の健全な発育・発達を促します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①受診回数（妊婦一般健康診査）				
	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回
	②受診回数（乳児一般健康診査）				
	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
	③実施回数（1 歳 6 か月児健康診査）				
	48 回	48 回	48 回	48 回	48 回
	④実施回数（3 歳児健康診査）				
	48 回	48 回	48 回	48 回	48 回

45. 母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）				（保健センター健康支援課）	
事業概要	妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の増進を図るため、地区担当保健師が対応します。妊娠届出書をもとに支援が必要な方や希望する方へ妊婦訪問、出生連絡票をもとに新生児および1～2か月児のいる家庭の全戸訪問、また希望者や育児相談事業、健康診査、健康教育等から支援が必要なご家庭に訪問し、個別あるいはご家庭のニーズに応じた相談・指導を行います。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（実）				
	3,818 人	3,699 人	3,583 人	3,495 人	3,383 人

46. 保健推進員活動事業						(保健センター健康支援課)	
事業概要	保健推進員が全戸訪問を行い、市民と行政のパイプ役として保健事業の PR、健康相談窓口の案内、保護者に対する 4 か月赤ちゃん講座への参加の呼びかけ等を行い、市民の健康の保持・増進が図られるよう支援活動を推進します。						
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
	保健推進員						
	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人		
	訪問対象件数						
	3,818 人	3,699 人	3,583 人	3,495 人	3,383 人		

47. 母親学級・両親学級						(保健センター健康支援課)	
事業概要	初めて出産を経験する家庭が安心して出産を迎えられるように、妊娠中の過ごし方・栄養・出産・育児についての講義や沐浴実習等を実施します。						
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
	母親学級参加者数（延） 2ヵ所で実施						
	450 人	430 人	390 人	375 人	365 人		
	両親学級参加者数（延） 2ヵ所で実施						
	1,530 人	1,470 人	1,430 人	1,380 人	1,340 人		

48. 4 か月赤ちゃん講座 (保健センター健康支援課)					
事業概要	疾病の早期発見・健康保持を図るための支援として、集団で発育、発達、基本的な生活習慣および離乳食の進め方等の講義、計測、個別相談を実施します。また、保護者の育児に関する孤立化の防止を支援します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	参加組数 (実)				
	3,000 組	3,000 組	3,000 組	3,000 組	3,000 組
	開催回数				
	84 回	84 回	84 回	84 回	84 回

49. 離乳食教室 (1 回食・2 回食) (保健センター健康支援課)					
事業概要	乳幼児の健やかな成長を目指し、保護者の育児に対する不安を軽減するため、離乳食 (1 回食・2 回食) の進め方の講義と実演・試食を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	参加者数 (1 回食) (延)				
	1,250 人	1,250 人	1,250 人	1,250 人	1,250 人
	開催回数 (1 回食)				
	54 回	54 回	54 回	54 回	54 回
	参加者数 (2 回食) (延)				
	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
	開催回数 (2 回食)				
	54 回	54 回	54 回	54 回	54 回

50. 妊婦栄養教育 (保健センター健康支援課)					
事業概要	妊娠中の食生活について、夫婦一緒に学ぶことをきっかけに、妊婦自身の健康と生まれてくる赤ちゃんを含めた家族の健康づくりにつなげるため、講義、グループワーク等を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	参加者数 (延)				
	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	開催回数				
	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回

51. 妊婦歯科健診・歯みがきレッスン			(保健センター健康支援課)		
事業概要	妊婦歯科健診：歯科医師によるむし歯や歯肉の健診と相談、歯科衛生士による歯垢染め出しと歯みがき指導を実施します。				
	歯みがきレッスン：歯科衛生士による年齢別歯みがき指導を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	妊婦歯科健診参加者数（延）				
	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人
	歯みがきレッスン参加者数（延）				
	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人

52. 育児相談						(保健センター健康支援課)	
事業概要	育児不安の軽減を図ることを目的に、保健・栄養・歯科衛生に関して保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接または電話による相談を随時受け付けます。						
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
	相談組数（延）						
	4,000 組	4,000 組	4,000 組	4,000 組	4,000 組		

53. 予防接種事業						(保健センター疾病予防課)	
事業概要	出生届けの際等に「市川市予防接種手帳」を交付し、予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、4 種混合、三種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん）を個別に実施します。						
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
	接種者数（延）						
	104,000 人	105,000 人	106,000 人	107,000 人	108,000 人		

<1歳6か月児健診>

お子さんの健康な成長と疾病の早期発見のために欠かすことができないのが健診です。

1歳6か月頃になると、言葉が出はじめ生活の様々な面において自立心が芽生え始める時期です。

1歳6か月児健診では医療機関で個別に受ける内科健診と歯科健診・歯みがき指導・保護者の方からの育児・栄養・発達に関する質問や相談に答える集団健診を行っています。



<母子訪問事業(新生児、1～2か月児訪問)>

生後2か月までの赤ちゃんとその保護者がいるすべてのご家庭を助産師や保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育やお母さんからの相談に応えます。また、様々な子育て支援に関するサービスの情報提供も行っています。

<保健センター事業>

	妊娠	新生児	乳児			幼児			小学生	思春期
	妊娠の届出による	1・2か月児	3か月児	4か月児	10か月児	1歳7か月	2歳	3歳6か月		
健診	母子健康手帳交付 妊婦一般健康診査		乳児一般健康診査 (3～6か月)		乳児一般健康診査 (9～11か月)	1歳6か月児健康診査		3歳児健康診査		
健康教育		母親学級・両親学級 妊婦栄養教育 妊婦歯科健診		離乳食教室	健康・栄養教育(依頼事業) 歯みがきレッスン					
健康相談			4か月あかちゃん講座		育児相談・発達相談					
訪問指導	妊婦訪問	新生児・ 1～2か月児訪問	保健推進員の訪問		電話相談・栄養相談・歯科相談					
					訪問指導・訪問栄養指導					

施策の方向 10. 小児救急医療の充実

現 状

市川市には、救急体制として、急病診療所、休日急病等歯科診療所を1ヵ所ずつ整備し、また急な病気やケガの際の対応、健康に関する相談を受けるフリーダイヤルを設置しています。

体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常的あるいは突発的に受け入れられる体制の整備を引き続き行っています。

施策の方向のポイント

○日常的、突発的な病気やケガに対応できる救急医療体制を整備します。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	小児救急医療の充実	市民評価	市民評価の向上	27,29,31年度

■ 進行管理事業

54. 急病診療所等運営事業 (保健センター疾病予防課)					
事業概要	急病診療所においては、休日や夜間の急な病気の初期診療を行うため、内科、小児科、外科（土、日、祝日および年末年始のみ）の診療を実施します。 休日急病等歯科診療所においては、休日に急な歯の痛み等の応急処置を行うために、日、祝日、盆期および年末年始に診療を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（延）（急病診療所）				
	16,000 人	16,000 人	16,000 人	16,000 人	16,000 人
	医師の待機日数（急病診療所）				
	366 日	365 日	365 日	365 日	366 日
	施設数（急病診療所）				
	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
	利用者数（延）（休日急病等歯科診療所）				
	669 人	700 人	700 人	700 人	700 人
	医師の待機日数（休日急病等歯科診療所）				
	75 日	74 日	75 日	76 日	76 日
	施設数（休日急病等歯科診療所）				
	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
55. あんしんホットダイヤル (保健センター疾病予防課)					
事業概要	夜間や休日に診療している病院などが知りたいとき、急な病気やケガの対処に困ったとき、健康に関する相談がしたいとき、子育てに関する相談がしたいとき等に問い合わせができ、医師、保健師、看護師などから適切なアドバイスを受けられるフリーダイヤルのテレフォンサービスを 24 時間年中無休で実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用件数				
	30,000 件	30,000 件	30,000 件	30,000 件	30,000 件

56. 2次救急医療運営事業 (保健センター疾病予防課)					
事業概要	主治医や急病診療所では扱えない病気、入院・手術が必要な場合および急病診療所の対応時間外における受け入れ体制の充実のため、救急医療体制（2次）を整備します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（延）				
	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
	医師の待機日数				
	366 日	365 日	365 日	365 日	366 日
	施設数				
	7 カ所	7 カ所	7 カ所	7 カ所	7 カ所

57. 2.5次救急医療運営事業 (保健医療課)					
事業概要	脳血管疾患、循環器疾患等の重篤救急患者および小児科をはじめ、夜間・休日の対応の少ない診療科の受け入れ体制の充実のため、1次・2次の救急医療機関の後方病院的役割を担う救急医療体制（2.5次）を整備します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	医師の待機日数（小児科医）				
	366 日	365 日	365 日	365 日	366 日
	施設数（市内の小児科医療機関）				
	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所

市川市の救急医療体制

急病発生

1
次
医
療
機
関

病気やケガのとき

①主治医

診療時間内

②急病診療所

夜間、日・祝日、年末年始(12月30日から1月4日)の初期診療

③休日急病等歯科診療所

日・祝日、盆期(8月13日から8月14日)、年末年始(12月30日から1月4日)

2
次
医
療
機
関

主治医、急病診療所で扱えない病気やケガ(精密検査や入院手術)に対応

①当番医療機関(6医療機関当番制・時間外診療)

・一条会病院

・東京ベイ・浦安市川医療センター(☆)

・大野中央病院

・順天堂大学医学部付属浦安病院(☆)

・市川東病院

・東京歯科大学市川総合病院(☆)

・行徳総合病院

2・
5
次
医
療
機
関

循環器疾患、脳血管障害、小児救急、夜間・休日の対応が少ない診療科目(眼科、耳鼻科、歯科口腔外科)、内科および外科に対応(2次医療機関で対応できない医療が必要な患者を対象)

①救急医療受入体制(4医療機関当番制・時間外診療)

・国立国際医療研究センター国府台病院

・東京歯科大学市川総合病院

・東京ベイ・浦安市川医療センター(※)

・順天堂大学医学部付属浦安病院(※)

3
次
医
療
機
関

脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等の重篤救急患者の救急医療を確保

①救命救急センター(9医療機関・24時間体制)

・千葉県松戸救急医療センター(※)

・国保君津中央病院(※)

・国保松戸市立病院(※)

・船橋市立医療センター(※)

・成田赤十字病院(※)

・日本医科大千葉北総病院(※)

・国保旭中央病院(※)

・順天堂大学医学部付属浦安病院(※)

・亀田総合病院(※)

注)※:市川市外の医療機関

☆:2次～3次医療機関の機能になっている

基本目標5

配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

施策の方向

進 行 管 理 事 業

11. 虐待防止・対応のための
取り組みの充実

58. 要保護児童への支援事業
(要保護児童対策地域協議会)

59. 家庭児童相談事業

60. 養育支援訪問事業

61. 親力スキルアップ・CSP 講座

12. ひとり親家庭等の自立
のための支援の充実

62. 児童扶養手当（母子家庭）

63. 児童扶養手当（父子家庭）

64. ひとり親家庭等医療費助成事業

65. 遺児手当支給事業

66. ひとり親相談事業

67. 母子の緊急一時保護事業

68. ひとり親家庭自立支援事業

13. 発達の支援が必要な子
ども・子育て家庭への
支援の充実

69. こども発達相談室事業

70. 発達障害の理解と支援のための研修

71. 発達障害児保育（保育園）

72. 幼児教育相談

施策の方向 11. 虐待防止・対応のための取り組みの充実

現 状

平成 25 年度の児童虐待対応実件数は 352 件で、年々増加の傾向が見られます。その原因には単なる育児負担だけでなく、保護者の精神的不調や経済困窮・ひとり親など家庭の問題も内在しています。

子どもの心身の発達・発育が脅かされる前に家庭が近隣や地域を頼れる体制、虐待の早期発見・早期対応できる関係機関の連携が求められます。（子育て支援課、平成 25 年度児童虐待相談受付状況）

施策の方向のポイント

○家庭だけでなく地域や行政、関係機関が連携し、虐待の早期発見・対応、適切な措置を講じて早急に問題を食い止めます。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	虐待防止・対応のための取り組みの充実	市民評価	市民評価 の向上	27,29,31 年度

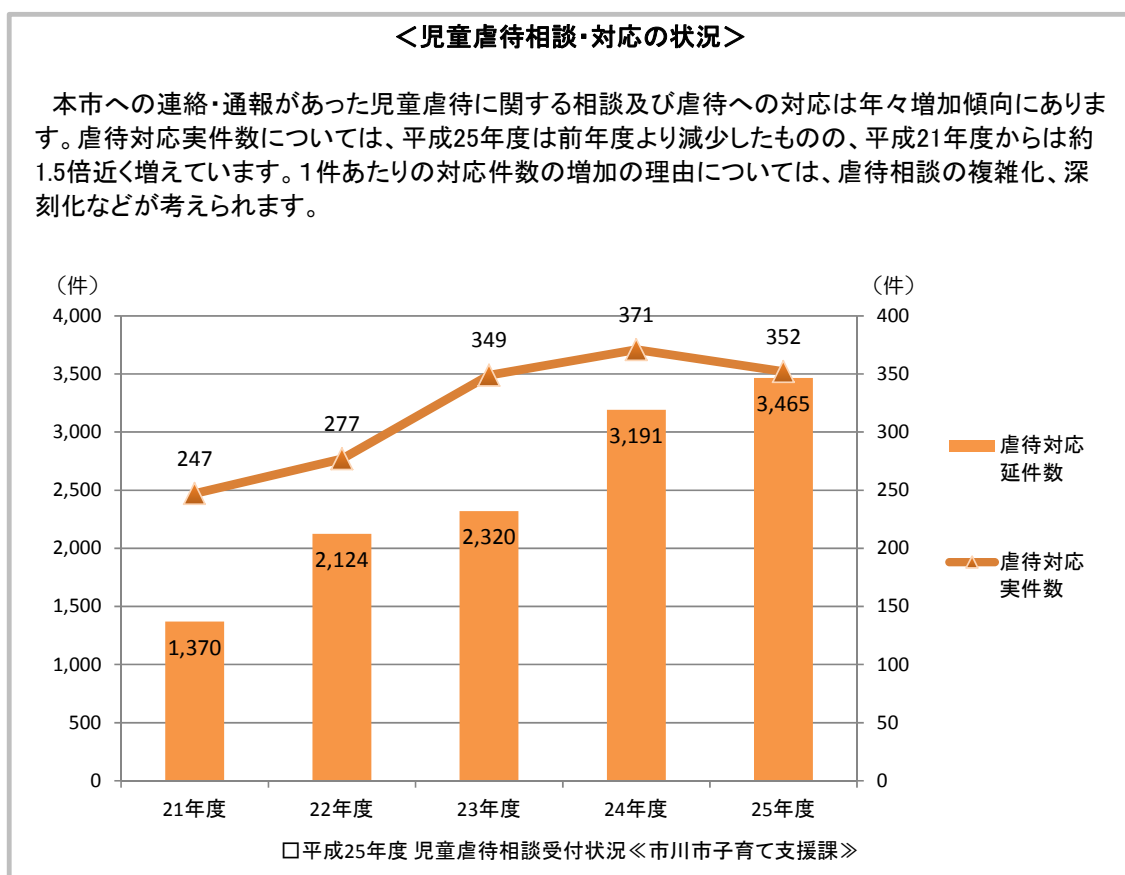
■ 進行管理事業

58. 要保護児童への支援事業（要保護児童対策地域協議会）					
（子育て支援課）					
事業概要	要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関（警察、法務局、児童相談所等）の関係機関、市関係機関、医師会、歯科医師会、人権擁護委員協議会、学校長連絡協議会、民生委員児童委員協議会、青少年相談員連絡協議会等）により、協議会にて情報を共有し、支援体制の検討・評価・進行管理を行うなど、協力連携を図りながら要保護児童等を支援していきます。 今後は児童虐待の要因の一つとなりやすい発達障害の問題も取り上げていきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	支援世帯（実）				
	400 世帯	400 世帯	400 世帯	400 世帯	400 世帯

59. 家庭児童相談事業					
（子育て支援課）					
事業概要	市の「家庭児童相談」は、児童虐待相談の通報窓口機能をもつとともに、家庭児童相談員が虐待を受けている児童に関する調査、支援計画の作成、支援の実施を行います。また、子どもの発達、育児の不安、家庭の養育環境等子育てに関する様々な相談についても、家庭児童相談員が対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	相談件数（延）				
	4,000 件	4,000 件	4,000 件	4,000 件	4,000 件

60. 養育支援訪問事業					
（子育て支援課）					
事業概要	児童虐待相談や保健センターの新生児訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用者数（実）				
	8 人	9 人	10 人	10 人	10 人

61. 親カスキルアップ・CSP 講座 ☆新規 (子育て支援課)					
事業概要	児童虐待の予防や親子関係の改善を目指すため、CSP（コモンセンス・ペアレンティング）という技法を活用した子育て方法を学ぶ講座を実施します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	講座開設数				
	16 回	16 回	16 回	16 回	16 回
	参加人数（実）				
	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人



施策の方向 12. ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

現 状

母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親の育児・家事への負担が、子どもの健やかな育ちに影響を及ぼしてしまっている状況があります。

ひとり親にかかる大きな負担・不安を軽減するため、各種手当や相談体制の整備が必要です。また、経済的に自立し、生活の安定と向上を図るための就労に関する支援も重要な施策となります。

施策の方向のポイント

- ひとり親家庭の負担軽減を図るため、経済的支援および相談体制の充実を図ります。
- 給付の支援にとどまらず、経済的・社会的に自立し安定した生活を送れるよう、就業支援を行っていきます。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	ひとり親家庭の父又は母の就労割合	統計調査	就労割合の向上	27,29,31年度
	ひとり親家庭等の自立のための支援の充実	市民評価	市民評価の向上	

■ 進行管理事業

62. 児童扶養手当（母子家庭）（こども福祉課）					
事業概要	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、手当を支給します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給児童数（延）				
	39,211 人	39,211 人	39,211 人	39,211 人	39,211 人

63. 児童扶養手当（父子家庭）（こども福祉課）					
事業概要	父子家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、手当を支給します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給児童数（延）				
	1,908 人	1,908 人	1,908 人	1,908 人	1,908 人

64. ひとり親家庭等医療費助成事業（こども福祉課）					
事業概要	ひとり親家庭および父母のいない児童を養育する家庭の福祉の増進を図るため、これらの家庭の医療費（保険適用分）の一部を助成します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	助成対象者数（実）				
	1,477 人	1,477 人	1,477 人	1,477 人	1,477 人

65. 遺児手当支給事業（こども福祉課）					
事業概要	両親もしくはどちらか一方が死亡、1 年以上の生死不明または障害となった場合、その児童の健全な育成を図るため、手当を支給します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給児童数（延）				
	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人

66. ひとり親相談事業 (子育て支援課)					
事業概要	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	相談件数				
	700 件	700 件	700 件	700 件	700 件
	相談員の体制				
	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

67. 母子の緊急一時保護事業 (子育て支援課)					
事業概要	経済的困窮、DV 避難、火災等により居所がなくなってしまった母子を、施設において一時的に保護するとともに、自立に向けた支援を行います。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用世帯数 (延)				
	100 世帯	100 世帯	100 世帯	100 世帯	100 世帯

68. ひとり親家庭自立支援事業 (子育て支援課)					
事業概要	ひとり親家庭の父・母が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座(医療事務、ホームヘルパー等)を受講した場合、講座終了後に受講料の 2 割相当額を支給し、自立を支援します。 また、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、2 年以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給します。 また、就労を希望する場合には、母子自立支援員が相談者の意向や生活状況、就業経験等を考慮して、ハローワークと連携しながら相談者の状況に合った就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	教育訓練給付金支給件数 (実)				
	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	高等技能訓練促進費等支給件数 (実)				
	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	自立支援プログラム作成事業利用者数 (実)				
	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

施策の方向 13. 発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

現 状

発達相談室の利用者数は増加傾向にあり、利用のきっかけは、保健センター等の専門機関からの紹介ばかりでなく、保育園や幼稚園からも多くなっています。これは発達障害への社会的な認知が広まったこと、保育士等の支援者による意識が徐々に高まっていることによるものと考えられます。(発達支援課 平成 25 年度 発達相談室の利用状況)

偏りのある発達の状況は周囲から理解されにくいため、早期に発見され、一人ひとりの成長段階に合わせたサポートが行われるよう、さらなる支援体制の充実が必要です。

施策の方向のポイント

- 教育・保育関係者等への研修や保育施設への巡回指導を通じて、発達障害に対する理解の促進と対応の向上を図ります。
- 一人ひとりの特性や成長段階にあった支援を行えるよう、相談体制を整え、指導や訓練の機会を提供します。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実	市民評価	市民評価 の向上	27,29,31 年度

■ 進行管理事業

69. こども発達相談室事業 (発達支援課)					
事業概要	発達の支援が必要な子どもの相談を受け付け、一人ひとりに応じた個別支援計画に基づき、指導や家族支援を行います。（乳児期から就学前まで。個別指導・グループ指導など）さらに公共施設等で、相談と指導の地域拠点を定期的に設け、継続的な支援が受けやすくなるようにします。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	相談件数（延）				
	10,000 件	10,000 件	10,000 件	10,000 件	10,000 件
	対象年齢				
	小学校 3 年まで	小学校 3 年まで	小学校 3 年まで	小学校 3 年まで	小学校 3 年まで
	施設数				
	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所

70. 発達障害の理解と支援のための研修 (発達支援課)					
事業概要	障害児への理解の促進および教育や保育現場で活かせるような障害の特性を理解した支援や援助の方法を習得していくための研修や、あおぞらキッズ・おひさまキッズの療育現場を活用した実技研修会を開催していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受講者数（延）				
	200 人	250 人	300 人	300 人	300 人
	研修の実施				
	30 回	30 回	30 回	30 回	30 回

71. 発達障害児保育（保育園） (保育施設課)					
事業概要	配慮を要する子どもの保育の実施にあたっては、こども発達センターの指導・助言を受け、連携してすすめていきます。また、保育士に対する研修も実施していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	障害児受入可能施設				
	75 カ所	75 カ所	75 カ所	75 カ所	75 カ所

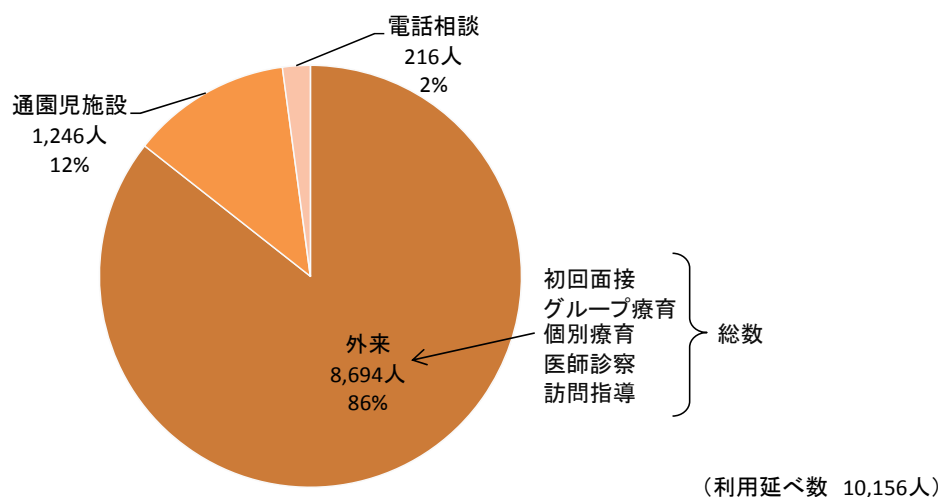
72. 幼児教育相談						(就学支援課)
事業概要	特別支援教育の充実を図るため、公立幼稚園内にひまわり学級を設置するとともに、幼児教育相談員が公立・私立幼稚園を巡回し、教諭への指導助言を行い、保護者の相談に対応します。					
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	相談件数（延）					
	900 件	900 件	900 件	900 件	900 件	
	相談員体制					
	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	
	ひまわり学級の設置					
	3 ヲ所	3 ヲ所	3 ヲ所	3 ヲ所	3 ヲ所	

<市川市こども発達相談室について>

こども発達相談室は運動や行動、ことば等の発達にご心配がある就学前の子どもに対して、専門の職員による相談や個別、及び集団での指導を行うところです。ここ数年は発達障害への認知度が上がってきたこと等の理由により、利用者数が増えています。

発達相談室ではその他、地域への支援として教員、保育士等への研修や保育園への巡回相談、更にシンポジウムなど一般市民への啓発活動にも力を入れています。

【平成25年度 発達相談室の利用状況】



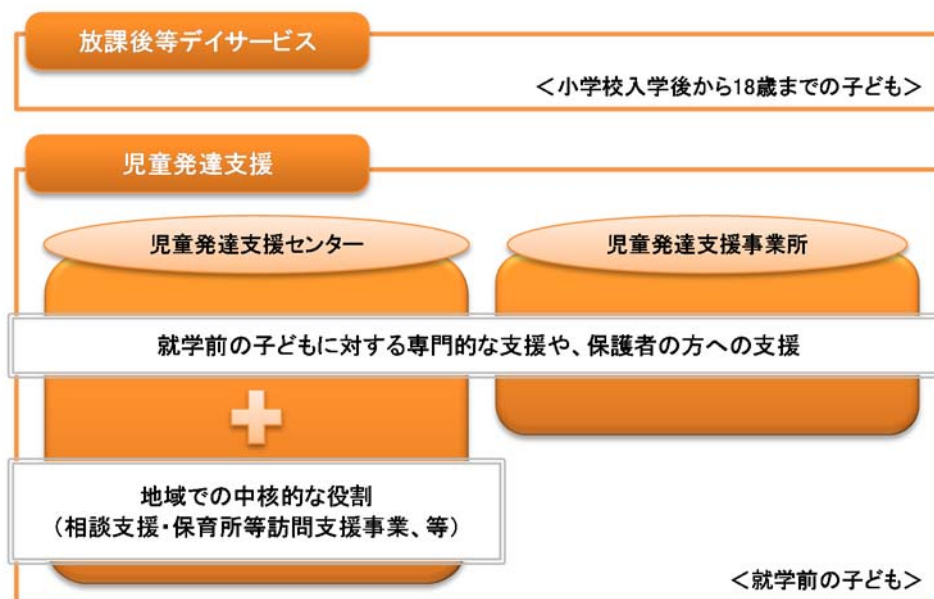
□平成25年度 発達相談室の利用状況<<市川市発達支援課>>

<児童発達支援センターと児童発達支援事業について>

平成24年4月に児童福祉法が改正されたことにより、従来障害者自立支援法で定義されていた「児童デイサービス」と児童福祉法下にあった「知的障害児通園施設」等が一元化されて、児童発達支援（就学前の子ども）、放課後等デイサービス（小学校入学後から18歳までの子ども）という名称に変わりました。

児童発達支援には「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業所」の2種類がありますが、「児童発達支援事業所」は就学前の子どもに対する専門的な支援や保護者の方への支援をするところであり、「児童発達支援センター」は上記の児童発達支援事業に加えて、地域支援の機能を併せ持ち、地域での中核的な役割を果たす施設と位置づけられています。

市川市内で児童発達支援センターは現在3カ所、（平成27年4月には1カ所新規開設予定）児童発達支援事業所は17カ所、放課後等デイサービス事業所は23カ所あり、地域の子どもの健やかな成長を支えています。（平成26年11月現在）



基本目標6

仕事と子育ての両立支援

施策の方向

14. 仕事と子育ての両立支援

進 行 管 理 事 業

73. 雇用促進奨励金（母子家庭の母等）

74. いちかわ子育て応援企業認定事業

75. 家族の週間事業

施策の方向 14. 仕事と子育ての両立支援

現 状

女性の社会進出は進んできているものの、仕事と子育ての両立の難しさから出産後の母親の継続就業率は依然として低い状況にあります。また、父親の育児休業取得や育児への関わりは、職場の雰囲気や仕事の忙しさなどから非常に低い水準となっています。

女性の就業継続、男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランス社会の実現のためには、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、雇用環境の整備・改善が必要とされています。

施策の方向のポイント

○父親も母親も共に積極的に育児における役割を果たすことができる職場づくりを広げるため、企業における従業員への子育て支援促進や、地域社会全体の意識向上を目的とした啓発活動を行っていきます。

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100% 達成	毎年度
アウトカム	仕事と子育ての両立支援	市民評価	市民評価 の向上	27,29,31 年度

■ 進行管理事業

73. 雇用促進奨励金（母子家庭の母等）（商工振興課雇用労政担当室）					
事業概要	母子家庭の母等の常用雇用を促進するため、公共職業安定所の紹介等で母子家庭の母等を雇用した事業主に対して奨励金を交付します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	受給者数（実）				
	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人

74. いちかわ子育て応援企業認定事業（子育て支援課）					
事業概要	子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子どもや子育てにやさしい取り組みを進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定します。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	新規認定企業数				
	5 社	5 社	5 社	5 社	5 社

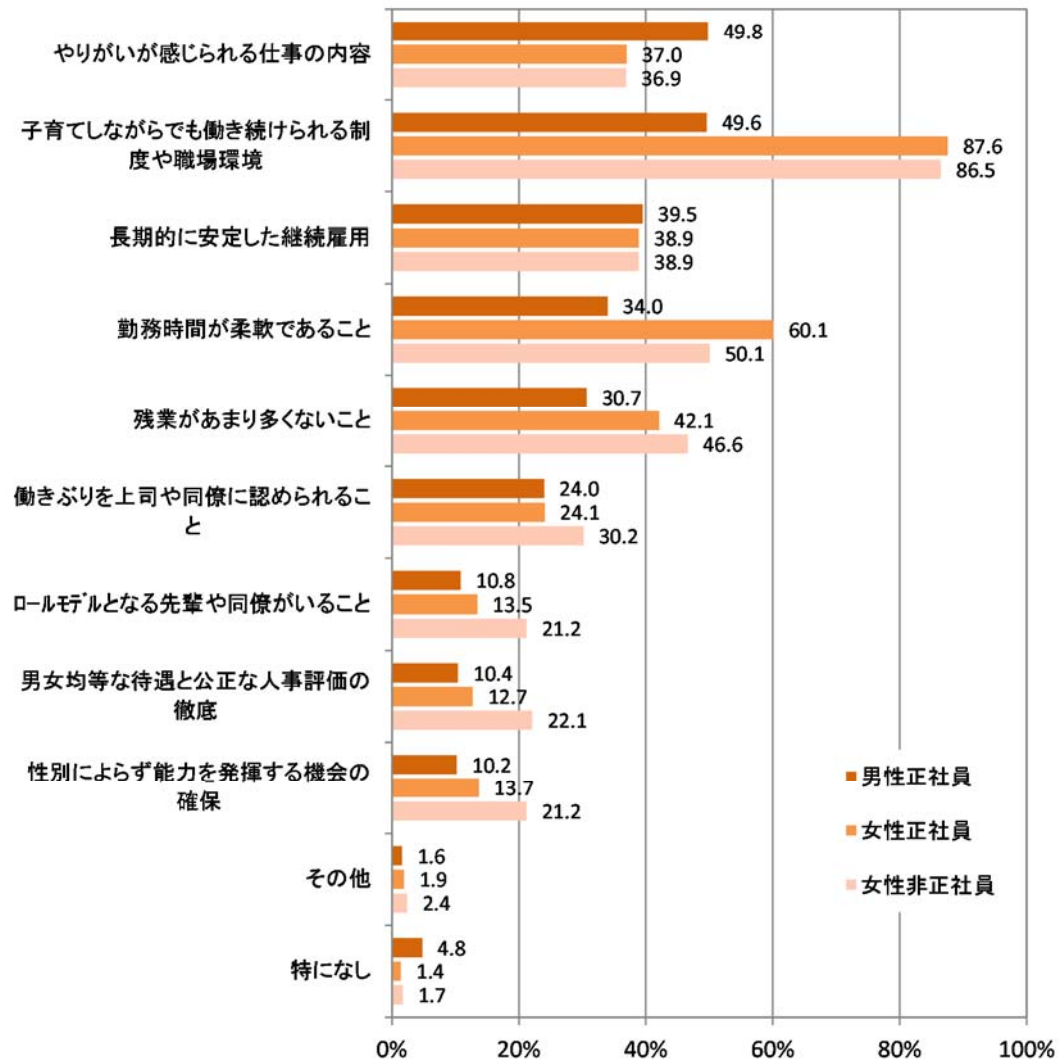
75. 家族の週間事業（子育て支援課）					
事業概要	内閣府が定める「家族の日」（11 月第 3 日曜日）、その前後 1 週間の「家族の週間」に合わせ、地域の企業・NPO 等の協力により、子育て家庭を対象としたイベントを実施するとともに、公共施設の入場料等のサービス等を実施します。これにより、「家族の大切さ」「家族を支える地域の力」について啓発し、地域全体で子育て家庭を支援していきます。				
数値目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	参加者（延）				
	5,000 人	5,000 人	5,000 人	5,000 人	5,000 人
	参加企業・団体				
	50 団体	50 団体	50 団体	50 団体	50 団体

＜仕事と子育ての両立環境の整備に向けて＞

働き続ける上で必要なことについての調査では、「子育てしながら働き続けられる制度や職場環境」「勤務時間が柔軟」「残業があまり多くない」といった回答が多くなっています。

待機児童解消に向けた保育所整備などのほか、仕事と子育ての両立のための雇用環境整備が求められています。

【子どもを持ちながら働き続ける上で必要なこと】



※平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書(平成24年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

Ⅵ 計画を推進するために

1 計画の進行管理

本計画では、「Ⅳ 子ども・子育て支援の新たな取り組み」の量の見込み・確保方策、「Ⅴ 実施計画」の進行管理事業、のそれぞれを適切な手段で進行管理することにより、計画の実行性を高めていきます。

進行管理においては、下記のとおりPDCAサイクルに基づいて行うとともに、評価・見直しにあたっては、市川市子ども・子育て会議に対し報告を行い、意見を聴き、必要な対策を講じていきます。

(1) 計画策定 (Plan)

子ども・子育て支援事業計画を策定し（本計画の策定）、ホームページ等を通じて公表します。

(2) 施策の展開 (Do)

本計画の内容をふまえ事業を実施するとともに、各年度の確保方策及び数値目標の達成を目指します。

(3) 施策の点検・評価 (Check)

「Ⅳ 子ども・子育て支援の新たな取り組み」の量の見込み・確保方策については、毎年度、計画と実績の比較を行います。

「Ⅴ 実施計画」の進行管理事業については、毎年度、数値目標に対する達成率を算出するとともに、その他多角的な評価を行うために必要な事項を把握します。（アウトプット指標による評価）

また、計画の初年度（27年度）・中間年度（29年度）・最終年度（31年度）には、アンケート調査の実施等により、施策の方向ごとのアウトカム指標による目標に対する達成状況を把握します。（アウトカム指標による評価）

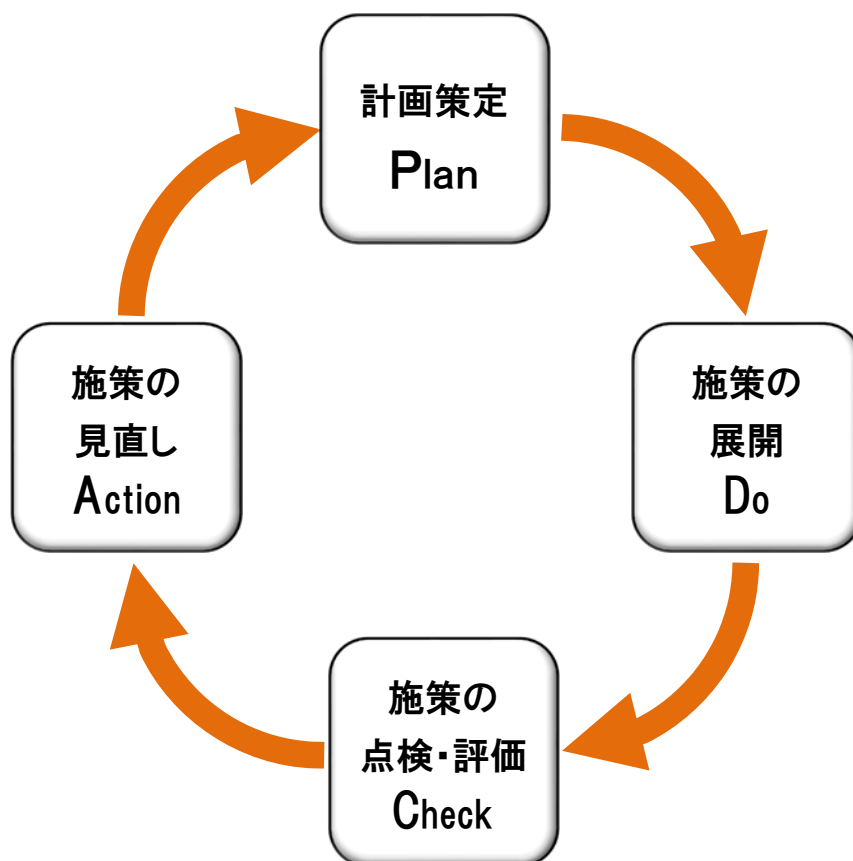
以上3点により計画の進捗状況を評価し、評価結果については、市川市子ども・子育て会議へ報告し、意見を聴くとともに、ホームページ等を通じて公表します。

(4) 施策の見直し (Action)

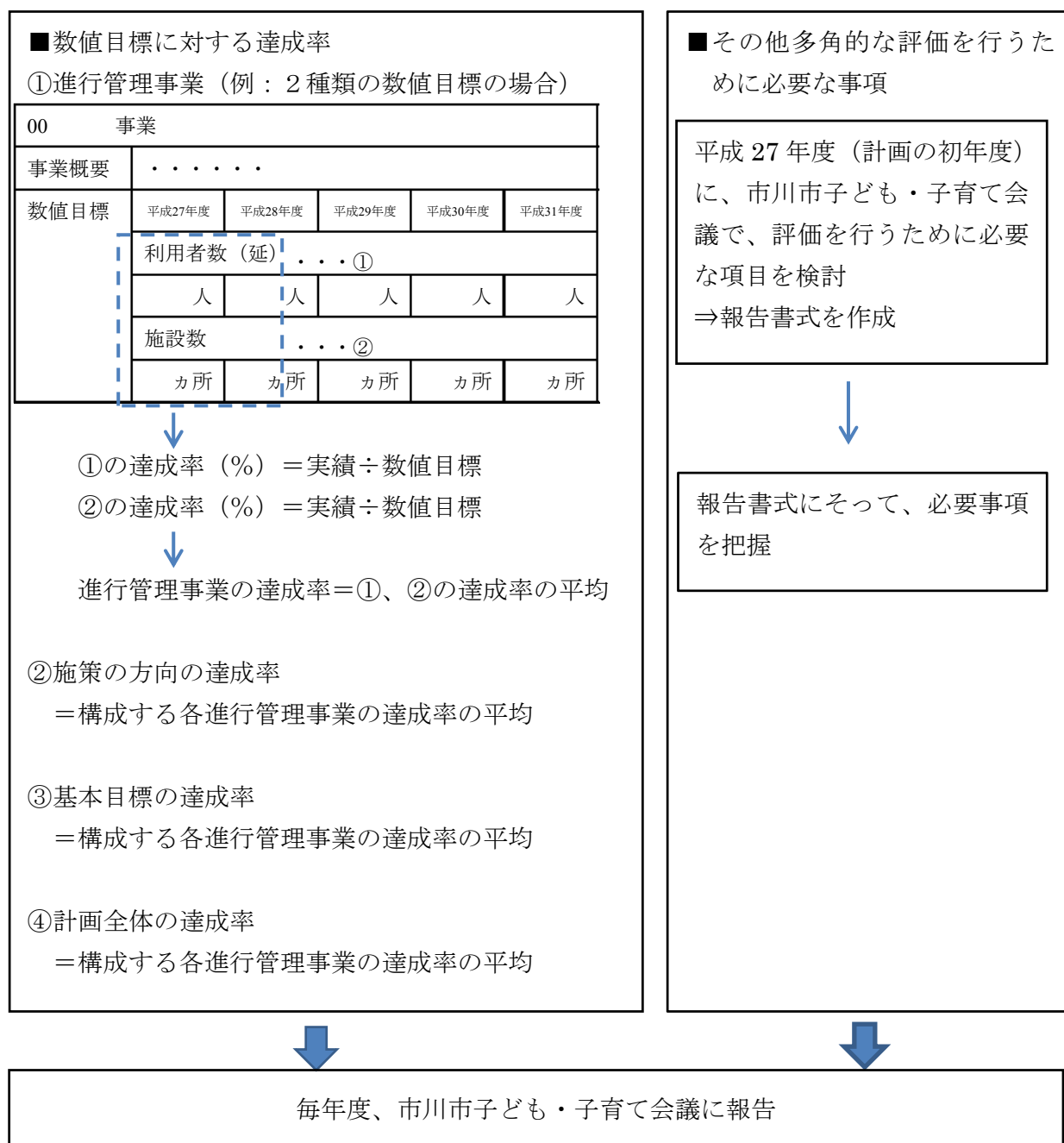
計画の中間年度である平成29年度に、(3)の評価結果及び社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画を見直していきます。

【 PDCAサイクル 】

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
P	計画の策定	●					
	アウトカム指標による評価（初年度）		●				
D	事業の実施		→				
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較			●	●		
	アウトプット指標による評価			●	●		
	アウトカム指標による評価（中間年度）				●		
A	計画の見直し				●		
P	計画の見直し				●		
D	事業の実施					→	
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較					●	●
	アウトプット指標による評価					●	●
	アウトカム指標による評価（最終年度）						●



【 アウトプット指標による評価 】



2 市民や関係機関との連携

本計画では、基本理念である「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」を実現するため、「子育て支援」のほか、「保健」「医療」「教育」「仕事と子育ての両立支援」など様々な分野の取り組みを施策にかかげています。これらを効果的に推進していくためには、本市の関係部署間で連携を図るだけでなく、国・県・近隣市町村などの行政機関、医師会や商工会議所などの関係機関による広域的・専門的な対応も必要となってきます。

また、限られた行政資源のなかで、多様化する様々なニーズに応えていくとともに、一人ひとりに応じたきめ細かなサービスを提供していくためには、地域や事業者との協働による事業展開と、さらには市民や事業者の自主的な活動を積極的に支援する取り組みなども不可欠となっています。

このため、計画の推進にあたっては、市民や関係機関との連携・協力を図っていくとともに、必要に応じて国や県などへ要望も行っていきます。

資料

(1) 市川市子ども・子育て会議条例

平成25年条例第13号

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子どもの保護者

(5) 市民

2 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、こども部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市川市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 市川市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、児童福祉」を削り、「係る事項」の次に「及び市川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）第2条第1項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項」を加える。

第3条第1項中「25人」を「18人以内」に改める。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

子ども・子育て会議委員及び臨時委員	〃	9,100円
-------------------	---	--------

(2) 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職	選 出 区 分
高尾 公矢	聖徳大学 心理・福祉学部長	学 識 経 験 者
西 智子	聖徳大学 教授	
前田 泰弘	和洋女子大学 准教授	
小安 政夫	市川商工会議所 専務理事	関係団体の推薦を 受けた者
橋本 雅子	市川市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
阿部 利勝	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室長	子ども・子育て 支援法第7条第 1項に規定する 子ども・子育て支 援に関する事業 に従事する者
幸前 文子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 代表理事	
川副 孝夫	市川子ども・子育て支援施設協会 副会長	
吉原 正実	市川市私立幼稚園協会 理事	
荻野 千奈	公立保育園 保護者代表	子 ども の 保 護 者
村上 誠	私立保育園 保護者代表	
緑川 友絵	市川市公立幼稚園 PTA 連絡協議会	
佐藤 幸代	市川市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 理事	
徳安 祥子		市 民
山下 久美子		

※平成 26 年 12 月 1 日現在

(3) 審議経過

		主な議題
平成 25 年 度	7月12日	第1回市川市子ども・子育て会議 ・諮問「市川市子ども・子育て支援事業計画の策定について」
	8月23日	第2回市川市子ども・子育て会議 ・次世代育成支援行動計画平成24年度進捗状況報告 ・子ども・子育て支援環境に関する現状報告 ・計画の基本理念・基本方針等について
	10月10日	第3回市川市子ども・子育て会議 ・教育・保育提供区域について ・市民ニーズ調査について
	11月13日	第4回市川市子ども・子育て会議 ・諮問「子ども・子育て支援新制度にかかる各基準について」 ・子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について
	2月7日	第5回市川市子ども・子育て会議 ・市民ニーズ調査の中間報告について ・eモニターアンケートの結果報告について ・子ども・子育て支援新制度にかかる各基準について ・子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について
	3月26日	第6回市川市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度にかかる各基準の答申（案）について ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について ・子ども・子育て支援事業計画における基本理念等の文章、及び進行管理事業について
平成 26 年 度	4月7日	・「子ども・子育て支援新制度にかかる各基準について」、市川市子ども・子育て会議より市長および市教育委員会へ答申
	5月19日	第1回市川市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について ・子ども・子育て支援事業計画における基本理念等の文章について
	6月30日	第2回市川市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について
	7月14日	第3回市川市子ども・子育て会議 ・諮問「子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について」 ・子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について ・子ども・子育て支援事業計画における「進行管理事業」について

		主な議題
	8 月 25 日	第 4 回市川市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額の答申（案）について ・子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について ・子ども・子育て支援事業計画における「進行管理事業」について ・教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容について
	8 月 26 日	・「子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額」について、市川市子ども・子育て会議より市長へ答申
	10 月 16 日	第 5 回市川市子ども・子育て会議 ・諮問「子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について」 ・市川市次世代育成行動計画（後期計画）の進捗状況について ・子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について ・子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について
	11 月 20 日	第 6 回市川市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額の答申（案）について ・子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業にかかるコラムについて
	11 月 26 日	・「子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額」について、市川市子ども・子育て会議より市長へ答申
	1 月 15 日	第 7 回市川市子ども・子育て会議 ・市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申（案）について ・特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について ・市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について
	1 月 20 日	・「市川市子ども・子育て支援事業計画の策定」について、市川市子ども・子育て会議より市長へ答申

(4) 事業名索引（主な用語を含む）

事業名	ページ
あ行	
アウトカム.....	54
アウトプット.....	54
青空こども広場事業.....	78
預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）.....	33,70
あんしんホットダイヤル.....	97
育児相談.....	94
遺児手当支給事業.....	105
いちかわ子育て応援企業認定事業.....	113
いちかわ子育て支援ボランティア養成事業.....	76
市川市子ども・子育て会議.....	119
1号認定.....	4
一時預かり事業.....	34,70
親子つどいの広場事業.....	74
親力スキルアップ・CSP講座.....	103
か行	
確認を受けない幼稚園.....	3
確認を受ける幼稚園.....	3
確保方策（教育・保育）.....	22
確保方策（地域子ども・子育て支援事業）.....	30
家族の週間事業.....	113
家庭児童相談事業.....	102
家庭的保育事業.....	3
休日保育事業.....	70
急病診療所等運営事業.....	97
教育・保育提供区域.....	20
居宅訪問型保育事業.....	3
子育て応援サイト事業.....	82
子育てガイドブック.....	82
子育てサークル育成事業.....	75
子ども医療費助成.....	86
子ども家庭総合支援センター事業.....	82
こども館運営事業（小学校就学前まで）.....	74
こども館運営事業（小学生～18歳未満）.....	60
子ども・子育て支援新制度.....	3

子ども実行委員会設置事業.....	57
こどもショートステイ事業（子育て短期支援事業）	32,71
子どもの居場所づくり事業（ビーイング）	60
子どもの権利保障啓発事業.....	57
こども発達相談室事業.....	108
雇用促進奨励金（母子家庭の母等）	113
さ行	
3号認定	4
産後家庭ホームヘルプサービス.....	75
時間外保育事業（延長保育事業）	31,70
支給認定	4
事業所内保育事業.....	3
施設型給付.....	3
市町村子ども・子育て支援事業計画	5
児童手当	86
児童扶養手当（父子家庭）	105
児童扶養手当（母子家庭）	105
市民ニーズ調査.....	22
奨学資金給付事業.....	86
小規模保育事業.....	3
私立幼稚園就園奨励費補助金	86
推計児童数.....	13
すこやか応援隊事業	75
青少年と乳幼児親子のふれあい交流事業	76
た行	
地域型保育給付.....	3
地域子育て支援拠点事業	33
地域子育て支援センター事業	74
中高年ボランティア事業（保育園）	77
中部	20
特定教育・保育施設	3
特定教育・保育施設の整備.....	64
特定地域型保育事業	3
特定地域型保育事業の整備.....	64
特別支援教育就学奨励費	87
な行	
南部	20
2号認定	4
2次救急医療運営事業.....	98

2.5 次救急医療運営事業.....	98
入学準備金貸付事業	87
認可外保育園園児補助金	71
認定こども園	3
認定こども園の普及促進	66
妊婦栄養教育	93
妊婦健診	35
妊婦歯科健診・歯みがきレッスン	94
妊婦・乳幼児健康診査事業	91
は行	
発達障害児保育（保育園）	108
発達障害の理解と支援のための研修	108
母親学級・両親学級	92
ひとり親家庭自立支援事業.....	106
ひとり親家庭等医療費助成事業.....	105
ひとり親相談事業.....	106
病児・病後児保育事業.....	34,71
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	34,75
保育園	3
保育園での子育て支援（地域交流）	76
保育園の第三者機関評価事業	71
保育の必要な事由	4
保育利用率.....	24
放課後保育クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）	32,60
北部	20
保健推進員活動事業	92
保護児童生徒援助費	87
母子健康手帳交付	91
母子の緊急一時保護事業	106
母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	35,92
ま行	
マイ保育園登録制度事業	77
や行	
養育支援訪問事業.....	35,102
幼児教育相談	109
幼稚園	3
幼稚園での子育て支援（園庭開放）	77
幼稚園類似施設園児補助金.....	86
要保護児童への支援事業（要保護児童対策地域協議会）	102

予防接種事業	94
4 か月赤ちゃん講座	93
ら行	
離乳食教室（1 回食・2 回食）	93
利用者支援事業.....	36,83
量の見込み（教育・保育）	22
量の見込み（地域子ども・子育て支援事業）	30

市川市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集・発行 市川市こども部子育て支援課

〒272-0021 千葉県市川市八幡 3 丁目 4 番 1 号

アクス本八幡 2 階

TEL 047-334-1111（代表） FAX 047-711-1754

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>
